大阪商業大学

自己点検評価報告書

第 18 号

大阪商業大学
Osaka University of Commerce

目　次

はしがき

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
基準1. 使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
基準2. 学生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
基準3. 教育課程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
基準4. 教員・職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
基準5. 経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
基準6. 内部質保証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価・・・・・・・・・・・・・・・ 91
基準A. 社会貢献と連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 91

Ⅴ. 特記事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

Ⅶ. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
エビデンス集（データ編）一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・110
エビデンス集（資料編）一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・111

はしがき

本書は、令和 4(2022)年度の教育研究活動を振り返り、『自己点検評価報告書』第 18 号として刊行し、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の具現化と実学教育の実践、そして教育の質保証のための指針とします。

グローバル化が急速に進むなか、我が国は Society 5.0 構想等に基づき日本社会の変容を目指しています。それは、人々の生活様式、働き方の変化に深く関わります。産業構造は着実に資本集約型から知識集約型へと変わりつつあります。また少子化や生産年齢人口の減少、多発する災害や感染症への対応等によって、テレワークやワーケーション等、地理的制約を超えた働き方が急速に進むと考えます。

また、大学を取り巻く環境も大きく変わろうとしています。大学における「教育研究の質保証」の国際的通用性を保証するため、質保証システムについて最低限の水準を厳格に担保しつつ、大学教育の多様性・先導性を向上させることを目的として大学設置基準が改正され、令和 4 年 10 月 1 日に施行されました。さらに、学校法人における円滑な業務の執行、幅広い関係者の意見の反映、逸脱した業務執行の防止・是正を図ることを目的として、私立学校法が改正され、令和 5 年 5 月 8 日に公布されました。大学は、大きな変革の時を迎えていると考えています。

本学は、これまで建学の理念に基づき、学生の成長を企図して教育課程内外の取組みに注力してまいりましたが、社会の変革及び発展を推進する高等教育研究機関として「予測困難な時代」に必要とされる、チャレンジ精神に富む人材の育成に努めます。

今後も教職員協働で自己点検評価活動を継続し、本学の研究教育活動及び学生支援活動の集積ともいえる報告書を通じて学生や保護者・関係者への説明責任を果たしていきたいと考えています。

本書の作成にあたられた関係者の方々に厚くお礼を申しあげます。

令和 5 年 10 月

大阪商業大学

学　長　　谷 岡 一 郎

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

大阪商業大学（以下「本学」）は、昭和 3(1928)年に設立された大阪城東商業学校を母体として、学校法人谷岡学園（以下「本学園」）創設者である谷岡登初代理事長によって昭和 24(1949)年に開学した。谷岡登理事長・学長が「本学に学ぶ者は須く役立つ人物たらむことを期すべし」と説いたことを受け、「世に役立つ人物の養成」を建学の理念に掲げている。この理念は、本学学則第 1 条において「教育基本法及び学校教育法の規定に則り、建学の理念である、世に役立つ人物の養成を旨とし、広く知識を授けるとともに、専門の諸科学を深く教授研究し、広い視野と的確な判断力をもった人材を育成し、社会の発展、学術と文化の向上に貢献することを目的とする」として定めている。

1. 建学の理念とそれに基づく大学の使命・目的

本学は、開学以来「世に役立つ人物の養成」を建学の理念とし、「実学教育」に向けた教育課程の体系化とその実践に努めてきた。本学が目指す「実学教育」とは、修得した学問を経済活動に関わる領域で実際かつ柔軟に活用できる人間を教育することであり、本学では「実学」を以下のように「広義の実学」と「狭義の実学」に区分している。即ち、「広義の実学」とは、既成の観念や価値観にとらわれることなく自由な視点で事実を直視し、現実に即した新しい発想に基づいて思考する能力を育成する学問であり、「狭義の実学」とは、「広義の実学」における学問形成に必要不可欠な外国語能力や情報処理能力のような、高度に実践的な技術・技能・知識の修得に関わる資質を養成する学問である。本学の基本理念は、「広義の実学」と「狭義の実学」を有機的に結合させた教育を通して、建学の理念を実現することにある。

建学の理念は、各時代の社会状況に応じて具体的に解釈され活用される必要がある。国際化が進み、大学卒業後の活動領域が世界に広がることが予見される時代に備えておくべき人間の資質、能力を簡潔に表わす言葉を、平成 9(1997)年 10 月に谷岡太郎第 2 代理事長が「建学の理念を支える 4 つの柱」として示した。

「国際社会に通用する「思いやりと礼節」をわきまえた責任感の強い立派な人間」
「学習活動に真面目に取り組み「基礎的実学」を修得した人間」
「いかなる状況の変化にも対応できる「柔軟な思考力」を保持する人間」
「困難な状況下でもつねにプラス思考で取り組み「楽しい生き方」のできる人間」

本学は、これを大学の使命・目的を端的に表現した言葉であると認識し、アドミッション、カリキュラム、ディプロマの 3 つのポリシーに反映し、大学生活で基本とすべき教育指針として、学生のみならず教職員も自校教育に取り組んできた。

令和 5(2023)年 3 月、谷岡一郎学長が、今後の社会に求められる人材育成のあり方を、新たな産業構造への移行に柔軟に適応できる能力の育成及び学ぶことの意義を再認識して、生涯にわたり、学び続けていく人物の養成として捉え、今日における本学の使命・目的として「建学の理念を支える 4 つの柱」の現代的解釈を示した。

思いやりと礼節
　他者の立場を尊重して、人との協働を支える倫理観・公共精神の養成
基礎的実学
　情報の活用を含む人と人との交流の基本となる読解力の養成

柔軟な思考力

時代の変化を見つめ、自ら考え、他者との対話から学び、さらに深い思考力を養成

楽しい生き方

自然の滋味を感じ、環境の激変をチャレンジの機会とする「生きる力」の養成

2. 教育の基本方針と教育組織の整備・展開

「広義の実学」と「狭義の実学」を教育課程と学部学科編成に活かす取組みを経年的に行っている。教育の大綱化をうけて、本学は、平成 6(1994)年に教育課程を見直し、学科の専門的知識を体系的に学ぶ主専攻科目、4 年間を通して教養を感得する副専攻科目の 2 体系に整備した。副専攻科目には外国語能力、情報処理能力の向上を目指す科目・領域も設定し、学生の学修意欲に応える工夫を行った。これは、広義と狭義の実学を 4 年間、学生が実感をもって学ぶ仕組みである。

さらに、平成 9(1997)年、大学院地域政策学研究科地域経済政策専攻（修士課程）を開設した。これは、急速に進む地域間格差、アジアを視野に入れたグローバル化への対応に必要とされる高度専門職業人の養成という社会的要請に積極的に応える、本学の使命に基づいた対応である。その後、平成 11(1999)年には、同大学院に博士課程（後期）を開設、高度専門職業人のみならず研究者の養成に応える体制を整備した。

大学開設以来、適宜改定を重ねた学部組織、商経学部経済学科・経営学科・商学科・貿易学科を平成 12(2000)年に、経済学部経済学科、総合経営学部経営学科・流通学科の 2 学部 3 学科に編成した。これは、学問の進化、経済社会の変化等、開学当時に比べて大学を取り巻く環境が変化し、より高い専門的知識と社会環境に柔軟に対応できる能力を有する人材が求められるようになったことに伴う改編である。平成 14(2002)年には「起業教育」に特化した学部の特別コースである「大阪商業大学ビジネス・パイオニアコース（OBP コース）」を設置した。これらの取組みは、「本学学生への起業教育」を軸に、地域や高等学校と連携した「起業教育・起業家育成」を企図したものであり、平成 16(2004)年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に採択されている。平成 17(2005)年には、経営学を基盤に公共的諸施設及びサービスをマネジメントする能力を有し、地域貢献を行う人材を育成するため、総合経営学部に公共経営学科を新設した。さらに、平成 30(2018)年に公共経営学科を母体として、公共学部公共学科を新設した。公共学部の設置は、少子高齢化やグローバル化の進展によって不透明感が増す地域社会を、新しい「地縁社会」として自立させるために必要な人材を育成する必要があり、その育成には従来の公共経営学的思考をさらに発展させ、政治学や心理学、経済学、経営学、倫理学等の関係諸科学を有機的に取り入れる必要が生じたことにある。

大学院は平成 20(2008)年に、前述の「起業教育」との連動を視野に入れ、起業家やビジネスリーダーの養成を目指して「経営革新専攻」（修士課程）を新設した。

平成 27(2015)年度より、新産業の創生や国際交流に必要な能力と資質を有する人材を育成することを目的として、大学院地域政策学研究科経営革新専攻に「特別教育研究コース（IR マネジメント）」、学部に「グローバル・アントレプレナー・トレーニングコース（GET コース）」を設置した。グローバル化が進行するなかで、上記の教育プログラムに加え、大学全体の留学支援制度の構築を行った。

本学が建学の理念に基づき各種取組みで育成を図る人材は、専門的知識に長じているだけでなく、総合的判断能力に秀でた人物、換言すれば時代の変化に柔軟に対応できる人材である。前述の「4 つの柱」に照らし、本学の使命は、社会で必要とされる能力・資格等の取得に限らず、自立を促す活動（スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等）にも取り組み、高い倫理観をもった意欲的な人材を育成することであると考える。本学における課外活動の意義と役割をスポーツ憲章の制定（平成 26(2014)年）によって内外に示した。また、学生自身が成長を実感できる学生生活となるよう学生の満足度を向上させるために、本学の自己点検・評価及び外部評価を通じ、不断の努力を行うことによって、「面倒見の良い大学」、「就職に強い大学」そして「結果を出せる大学」と社会に評され、併せて地域、社会にとっても存在感のある大学を目指してきた。

令和 5(2023)年 3 月、今後の社会が求める人材像に鑑み、建学の理念を支える 4 つの柱の現代的解釈が示され、同時に、新しい教育方針として「広義の読解力」が提示された。

「広義の読解力」

1. 世代や時代を超えて、多様な人々の言葉や芸術表現に関心を持つ
2. 異なった価値観に出会ったとき、自分にない理解・発想などに対する感動と共鳴
3. 多様なメディアが発信する情報を慎重に吟味する
4. 他者との交流、対話から、新たな価値を見出す
5. 自然の滋味を感じ、自然の脅威を新たなチャレンジにつなげる意志

3. 教育研究活動の推進　～地域社会との連携～

学生が、自らの学修と成果がどのような社会活動に結びつくのかを具体的にイメージし、能動的に学修することができる取組みを行う。この取組みは、3 つのポリシーにリンクして、個々の学生がそれぞれの能力と個性を伸ばせる教育システムを構築・推進することであり、教育課程内外にわたり教員のみならず職員も参画した全人教育を実施する全学的なアクティブ・ラーニング活動である。この活動を通じて、学生が自己発見と自立を図るとともに、大学教育の質の向上を目指す。

今後の教育や学生支援は、以下の事項にまとめることができるが、既存の教育施設・設備を最大限に活用することによってこれらの教育サービスを迅速に実施し、教育における学生の満足度を高める。

(1)各種入試制度によって入学する学生の資質・意欲は、多様化している。これに応じて、教育課程の柔軟な運用を図ることで、学生一人ひとりが「結果を出せる」教育活動を行う。

(2)就業力育成支援事業は、学生の「気づき」を促し、社会的及び職業的な自立を図る能力を養う全学生を対象とする事業である。入学前の基礎学力向上から教育課程内外にわたり、教員と職員が連携して支援する長期プログラムであるため、PDCA サイクルを回し、改善・充実を図っていく。その過程で、導入教育から卒業後支援まで学生支援体制を構築・推進することで、「離学者が少ない」、「入学させたい」大学となることを目指す。

(3)本学がこれまで注力してきた教育プログラムを量的に拡充するとともに、質の向上を

図る。教育の質向上に向けた全学的な教育プログラムを開発、実践することで企業をはじめ社会に評価される教育サービスを提供する。平成 29(2017)年に竣工した「ユニバーシティ・コモンズ　リアクト（以下「リアクト」）」を積極的に有効活用しつつ、次の取組みを展開していく。

①フィールドワークをはじめアクティブ・ラーニングを用いた演習の開発、充実に積極的に取り組む。

②「新しい教養－チャレンジする心の育成を目指す教養」と位置づけた副専攻科目の充実を図る。

③海外留学を基軸とした「GET コース」を有効に実践展開するとともに、大学全体の留学支援策を推進する。

④本学の特色である起業教育の推進、キャリア教育の強化等を継続して推進する。

⑤課外活動の解釈を広げその活発化を図るとともに、スポーツ競技力の強化、教育との融合及び指導に取り組む。

これらの取組みによって教育の質向上を実質化するためには、本学の特色ある研究の活用及び地域との連携が肝要である。本学の特色ある研究は、大学院、比較地域研究所（JGSS 研究センター含む）、アミューズメント産業研究所、商業史博物館、総合交流センター（起業教育・特色教育・地域交流・国際交流）、共同参画研究所の各機関で行っている。これらは、起業、企業経営に資する人材、さらに地域の活性化に貢献できる人材の育成に資する教育研究であるが、今後は各機関の有機的な連携による研究を進め、学生、地域社会に成果を還元することを目指す。主たる研究は、次のとおりである。

①地域活性化に資するスポーツ、アミューズメント事業の具体化を促進する研究

②アジア地域の大学をはじめとする研究機関との学生・研究員の交流を進め共同研究を通じて、国際連携による地域貢献を促す研究

③起業家育成、起業教育に役立つ教育研究

また、本学は東大阪市や地元企業と連携を図り、地域社会における中核機関として、次の取組みを通して地域の教育、文化や産業の充実発展に寄与してきた。

①大阪商業大学アントレラボ、大商大リエゾン・オフィス設置による起業及び第二創業等の支援

②研究講座の開設を通じた社会人教育

③高等学校と連携した起業教育の推進

④地域とのつながりを深化させるための地域住民を対象とした各種公開講座等の学術貢献や文化・地域スポーツ振興事業、子育て支援、高齢者の健康寿命支援、障がい者等と地域との関係構築

⑤商業史博物館の展示、アミューズメント産業研究所の展示と地域への図書館開放等による教育・文化普及活動

⑥大学院公開講座や研究講座を通じた教育研究成果の発信

⑦地域連携教育活動による東大阪市内小中学校への貢献

学内外で大学の役割が多様化している状況に鑑み、本学が有する施設・設備及び知的資産のより一層の活用を図る。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

昭和　3(1928)年	初代学長・谷岡登が「世に役立つ人物の養成」を建学の精神として、大阪商業大学の前身である大阪城東商業学校を開学。※建学の精神は、以来建学の理念として大学教育の指針となる。
昭和 24(1949)年	学校制度改革を機に大阪城東大学を開学、経済学部経済学科を設置
昭和 27(1952)年	学校名を「大阪商業大学」と改称。経済学部経済学科を商経学部商経学科に変更し、商学専攻を増設
昭和 37(1962)年	商経学科を経済学科、商学科、経営学科に分科
昭和 40(1965)年	貿易学科を増設
昭和 58(1983)年	本学の創立者である谷岡登の遺徳をしのび、谷岡記念館（昭和 10 年建築の旧本館を移転、改築復元）を開館
平成　9(1997)年	大阪商業大学大学院（地域政策学研究科 地域経済政策専攻 修士課程）を設置、 産業経営研究所、商業史研究所を改組し、比較地域研究所を設置
平成 11(1999)年	大学院 地域政策学研究科 地域経済政策専攻（博士後期課程）を設置 商業史博物館を開館
平成 12(2000)年	商経学部（経済学科・商学科・経営学科・貿易学科）を、経済学部（経済学科）、総合経営学部（経営学科・流通学科）の 2 学部 3 学科に改組。アミューズメント産業研究所を開設 谷岡記念館が国の登録有形文化財に指定される
平成 14(2002)年	“知的交流”“知の実践”の場となることを願い、U-メディアセンター「GATEWAY」、ユニバーシティホール「蒼天」をオープン 「大阪商業大学ビジネス・パイオニアコース（OBP コース）」を設置
平成 15(2003)年	旧図書館を学生の憩いの場 Re/Ra/Ku として改修、コンビニや旅行サービスカウンターを設置
平成 16(2004)年	キャンパス・イノベーションセンター（大阪地区）に大阪商業大学サテライトキャンパスを設置 クリエイション・コア東大阪に大商大リエゾン・オフィスを設置
平成 17(2005)年	総合経営学部に公共経営学科を増設。総合経営学部流通学科を商学科と改称
平成 18(2006)年	新校舎（4 号館）第一期竣工
平成 19(2007)年	新校舎（4 号館）第二期竣工 学生食堂「S-terrace」をオープン
平成 20(2008)年	大学院 地域政策学研究科 経営革新専攻（修士課程）を設置 大学院 地域政策学研究科 地域経済政策専攻 特別教育研究コース（犯罪学）を設置 学修支援センター、スポーツセンターを設置 エクステンションセンターをリエゾンセンターに改組 平成 20(2008)年度大学機関別認証評価受審
平成 20(2008)年	JGSS 研究センターを開設
平成 23(2011)年	学生寮（みくりや寮）をリニューアルし、S-dorm（エス-ドーム）と改名 新研究棟竣工
平成 24(2012)年	6 号館 1 階を学修支援センターとしてリニューアル
平成 25(2013)年	第一グラウンドを人工芝化 旧体育館を多目的屋内競技場としてリニューアル
平成 26(2014)年	梅田サテライトオフィス「CURIO-CITY」を開設 平成 26(2014)年度大学機関別認証評価受審
平成 27(2015)年	大学院 地域政策学研究科 経営革新専攻に「特別教育研究コース（IR マネジメント）」を設置 「グローバル・アントレプレナー・トレーニングコース（GET コース）」を設置
平成 29(2017)年	ユニバーシティ・コモンズ リアクト竣工 リエゾンセンター、学修支援センター、スポーツセンターを改組し、総合交流センターを設置
平成 30(2018)年	総合経営学部公共経営学科を改組し、公共学部公共学科を開設 共同参画研究所を開設
令和元(2019)年	谷岡記念館 1 階を改修。アミューズメント産業研究所展示室を開設
令和 2(2020)年	令和 2(2020)年度大学機関別認証評価受審
令和 4(2022)年	関屋グラウンドを人工芝化 U・コミュニティホテルを一部改修し、U-maison（女子学生寮）をオープン

2. 本学の現況

・**大学名**　大阪商業大学

・**所在地**　大阪府東大阪市御厨栄町 4 丁目 1 番 10 号

・**学部構成、学生数**　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

＜学部＞

学部	学科	入学定員	収容定員	学生数				
				1 年	2 年	3 年	4 年	計
経済	経済	300	1,200	352	325	319	401	1,397
経済学部　計		300	1,200	352	325	319	401	1,397
総合経営	経営	400	1,600	466	438	416	547	1,867
	商	150	600	179	187	176	194	736
	公共経営	－	－	0	0	0	1	1
総合経営学部　計		550	2,200	645	625	592	742	2,604
公共	公共	250	1,000	272	266	262	261	1,061
公共学部　計		250	1,000	272	266	262	261	1,061
合計		1,100	4,400	1,269	1,216	1,173	1,404	5,062

＜大学院＞

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員	学生数
地域政策学	地域経済政策	博士前期	10	20	8
		博士後期	3	9	4
	経営革新	修士	10	20	5
地域政策学研究科　計			23	49	17
合計			23	49	17

・**教員数**　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

学部	専任教員数	非常勤教員数
経済	30	32
総合経営	49	55
公共	25	24
計	104	111

・**職員数**　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

正職員	嘱託	パート(アルバイト含む)	派遣	計
66	42	32	28	168

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1．使命・目的及び教育目的の設定

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

1-1-③　個性・特色の明示

1-1-④　変化への対応

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校教育法第 83 条に則り「大阪商業大学学則」（以下「学則」）第 1 条に「教育基本法及び学校教育法の規定に則り、建学の理念である、世に役立つ人物の養成を旨とし、広く知識を授けるとともに、専門の諸科学を深く教授研究し、広い視野と的確な判断力をもった人材を育成し、社会の発展、学術と文化の向上に貢献することを目的とする」と定めている。

昭和 24(1949)年の開学以来、本学は「世に役立つ人物の養成」を建学の理念とし、「実学教育」に向けた教育課程の体系化とその実践に努めてきた。本学が目指す「実学教育」とは、修得した学問を経済活動に関わる領域で実際かつ柔軟に活用できる人間を教育することであり、本学では「実学」を以下のように「広義の実学」と「狭義の実学」に区分している。即ち、「広義の実学」とは、既成の観念や価値観にとらわれることなく自由な視点で事実を直視し、現実に即した新しい発想に基づいて思考する能力を育成する学問であり、「狭義の実学」とは、「広義の実学」における学問形成に必要不可欠な外国語能力や情報処理能力のような、高度に実践的な技術・技能・知識の修得に関わる資質を養成する学問である。本学の基本理念は、「広義の実学」と「狭義の実学」を有機的に結合させた教育を通して、建学の理念を実現することにある。経済を中心とするグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激に社会が変化する時代において、専門的知識に長じているだけでなく、総合的判断能力に秀でた人物の育成が必要とされている。また、従来の知識偏重型ではなく、時代の変化に柔軟に対応できる人材が求められている。こうしたなか、本学の使命は、社会で必要とされる能力・資格等の取得に限らず、自立を促す活動（スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等）にも取り組み、高い倫理観をもった意欲的な人材を育成することであると考えている。

なお、建学の理念は、平成 9(1997)年 10 月に、大学の使命・目的を支える 4 つの柱「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」として明文化し、令和 5(2023)年 3 月に、その現代的解釈を示している（図表 1－1－1 参照）。

図表１－１－１　建学の理念と理念を支える４つの柱

建学の理念　世に役立つ人物の養成	建学の理念を支える４つの柱	建学の理念を支える４つの柱の現代的解釈
	思いやりと礼節 国際社会に通用する「思いやりと礼節」をわきまえた責任感の強い立派な人間	他者の立場を尊重して、人との協働を支える倫理観・公共精神の養成
	基礎的実学 学習活動に真面目に取り組み「基礎的実学」を修得した人間	情報の活用を含む人と人との交流の基本となる読解力の養成
	柔軟な思考力 いかなる状況の変化にも対応できる「柔軟な思考力」を保持する人間	時代の変化を見つめ、自ら考え、他者との対話から学び、さらに深い思考力を養成
	楽しい生き方 困難な状況下でもつねにプラス思考で取り組み「楽しい生き方」のできる人間	自然の滋味を感じ、環境の激変をチャレンジの機会とする「生きる力」の養成

また、「大阪商業大学大学院学則」（以下「院学則」）第1条に「地域に関する総合的、学際的な教授研究を行い、地域をめぐる諸問題の解決と政策の企画・立案に指導的役割を果たす人物を養成するとともに、精深な地域政策学の確立を目指すことを目的とする。」と定めている。

これに基づく本学の教育目的については次のとおりである。

【教育目的（学部）】

経済学部

国内外の地域社会を持続可能な発展へと導くためには、経済社会の動向を正確に分析し、柔軟な発想と幅広い視野で物事を考え、社会の一員として経済の発展のために責任ある行動をとることが求められる。これらの資質・能力を修得するために、経済学を基軸に広範囲な理論・知識について教育研究を行うことを目的とする。

経済学科

市場を基盤とした経済学の理論・歴史及び政策などについて教育研究することを目的とする。即ち、経済学における広範囲な理論・知識を修得し、国内外の地域社会が抱える諸問題に応用可能な解決能力を備えた人材を育成する。

総合経営学部

組織をマネジメントする能力、並びに組織間の関係性、組織と市場の関係性をマネジメントする能力を有する人材が求められる。組織が持つ経営資源を効率的・効果的に活用して、環境変化に対応するマネジメントについて教育研究を行うことを目的とする。

経営学科

経営資源及び経営情報の効率的活用について教育研究することを目的とする。即ち、経営学、会計学、情報科学等の能力を基盤に、広角的な視野を持ち、マネジメントに関する総合的判断力を有する人材を育成する。

商学科

市場の歴史及び現状並びに市場の創造について教育研究することを目的とする。即ち、流通科学及び

マーケティングを基盤に、市場を分析し創造する企画力及び実践力を持つ人材を育成する。

公共経営学科

国、地方自治体、非営利団体等の社会的事業のマネジメントについて教育研究することを目的とする。即ち、経営学を基盤に公共的諸施設及びサービスをマネジメントする能力を有し、地域貢献を行う人材を育成する。

公共学部

地域社会を創造するためには、公共空間を創成し運営することが求められる。公共空間が十全に機能するためには人々の協働活動が必須である。このような協働の場を創成し運営するために必要な人材が修得すべき能力は、「他者の立場や価値観の違いを享受できる能力」、いわゆる公共マインドを持った経営的発想と能力である。これら能力の修得に必要な公共空間の創成と運営に関する教育研究を行うことを目的とする。

公共学科

地域社会の創造に関わる公共空間の創成と運営について教育研究することを目的とする。即ち、公共空間の創成と運営に際し、公共マインドを持って意思決定ができる資質・能力に加えて、経営的発想に基づく企画力、実行力を有する人材を育成する。

【教育目的（大学院）】

地域政策学研究科

地域に関する総合的、学際的な教授研究を行い、地域をめぐる諸問題の解決と政策の企画・立案に指導的役割を果たす人物を養成するとともに、精深な地域政策学の確立を目指すことを目的とする。

地域経済政策専攻

経済学、公共政策学や公共経営学、中小企業研究、地域研究としての歴史学や文化論等を有機的に連関させ、理論と実践を融合した地域政策学の研究教育を行う。その過程を通じて、地域政策学を基盤に地域がかかえる諸課題にグローバルな知見から問題を発見し、解決策を企画・立案し、その解決策を運用するシステムを管理運営する高い能力を持った高度専門職業人及び研究者を育成する。

経営革新専攻

経営学を基盤としながら、商学、会計学、法学、経営情報学、公共経営学等の分野の知識の修得と実践教育及び研究を行う。その過程を通じて、企業経営に関する高度な専門的知識とグローバル・マインドさらには崇高な倫理観をもち、地域経済の活性化に資する経営革新の担い手としての起業家やビジネスリーダーを育成する。

本学の教育目的は、大学設置基準第2条に基づき、「学則」第4条に定めている。また、大学院においても大学院設置基準第1条の2に基づき、専攻ごとの教育目的を「院学則」第2条の2において簡潔に明文化している。

本学の教育目的は、実学教育を通して建学の理念を実現することである。特に平成10(1998)年度以降は「起業教育」に注力してきた。起業の意義や社会的役割を伝える起業教育では、地域の経営者・起業家を講師に招聘する授業科目「地域社会と中小企業」と「地域産業振興論」を開設し、若者のチャレンジ精神を育み、就業意欲を高める工夫を行っている。平成 14(2002)年度には「OBP（OUC Business Pioneer：大阪商業大学ビジネス・パイオニア）コース」を設置した。このコースでは、将来ビジネスリーダー

を目指す人材の育成を目的にしており、情報処理能力、外国語能力、会計能力の修得にも努めている。本学における「起業家育成」は、起業家精神の涵養からインキュベーション施設の設置や出資制度による創業支援にいたるまでのトータルな取組みである。起業家育成セミナーの実施、インキュベーション施設の開設、産学交流ネットワークの構築、ベンチャー投資制度の創設、「大商大ビジネス・アイディアコンテスト」の開催等、地域に開かれた大学として、様々な施策を展開してきた。これらの取組みは、「本学学生への起業教育」を軸に、地域や高等学校と連携した「起業教育・起業家育成」を企図したものであり、平成 16(2004)年度文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP)」に採択された。

一方、講義によって得られる教養及び専門知識を、フィールド（実社会の現場）において実際に活用する実践教育を通じて「社会的問題解決能力」を効果的に養成することを目的とした「フィールドワークゼミナール」を、2・3・4 年生を対象とする演習科目として実施している。この教育活動（「実践教育による社会的問題解決能力の養成－フィールドワークを活用したプロジェクト型演習の導入－」）は、平成 20(2008)年度に文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP)」に採択された。

また、就職支援活動においては、進路未決定者への直接的な活動状況の聞き取り及び 3 年生全員を対象とした 1 人あたり約 50 分間の個別相談等の取組みが、「個別面談体制と社会人力向上策の展開による就職率の維持・向上」をテーマとして、平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」に選定されている。この取組みは、平成 24(2012)年度には、独立行政法人日本学生支援機構「学生支援推進プログラム評価委員会」から最高評価である S 評価を得ており、平成 26(2014)年度及び令和 2(2020)年度の大学機関別認証評価においても公益財団法人日本高等教育評価機構から優れた点として評された。

さらに、グローバル化の時代に必要な人材を育成するために、平成 27(2015)年 4 月に「GET（Global Entrepreneur Training）コース」を設置し、1 年間の海外大学学部留学を含む 4 年間の新たな教育課程を開始した。

大学院では、起業家やビジネスリーダーの養成を目指し、平成 20(2008)年 4 月に「起業教育」との連動を視野に入れた「経営革新専攻」（修士課程）を設置した。さらに、「経営革新専攻」に、IR（カジノを含む統合型リゾート）マネジメント能力を有する高度専門職業人を育成するため、平成 27(2015)年 4 月から「特別教育研究コース（IR マネジメント)」を開設した。

急激に社会が変化する時代において大学に求められているのは、あらゆる事態に対応して活動できる人材、惹起する課題の解決に意欲的に取り組む人材の育成である。このことは、本学の建学の理念の実践に他ならず、令和 5(2023)年 3 月には、新しい教育方針「広義の読解力」を制定した。

（3）1－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、常に社会の変化に柔軟に対応し、絶えず使命・目的及び教育目的を検証し必要に応じて見直しを図り、具体性と明確性、さらには簡潔な文章化を継続して行う。

現代社会の急激な変容によって、産業・就業構造の流動化が進み、将来を予測することが困難な状況下にある。このような時代において大学に対する社会の期待は、変化に

対応し、未来への活路を見出す原動力となる有為な人材育成にあり、このことは、本学の建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の実践に他ならない。

令和 5(2023)年 3 月、今後の社会が求める人材像に鑑み、建学の理念を支える 4 つの柱の現代的解釈を示すとともに、新しい教育方針として「広義の読解力」を示した。今後も建学の理念を常に意識しつつ、3 つのポリシーとの関連性をもたせ、社会の変化に対応し社会の期待に応えていけるよう大学の使命・目的及び教育目的の見直し等を実施する。

1－2. 使命・目的及び教育目的の反映
1-2-① 役員、教職員の理解と支持
1-2-② 学内外への周知
1-2-③ 中長期的な計画への反映
1-2-④ 三つのポリシーへの反映
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

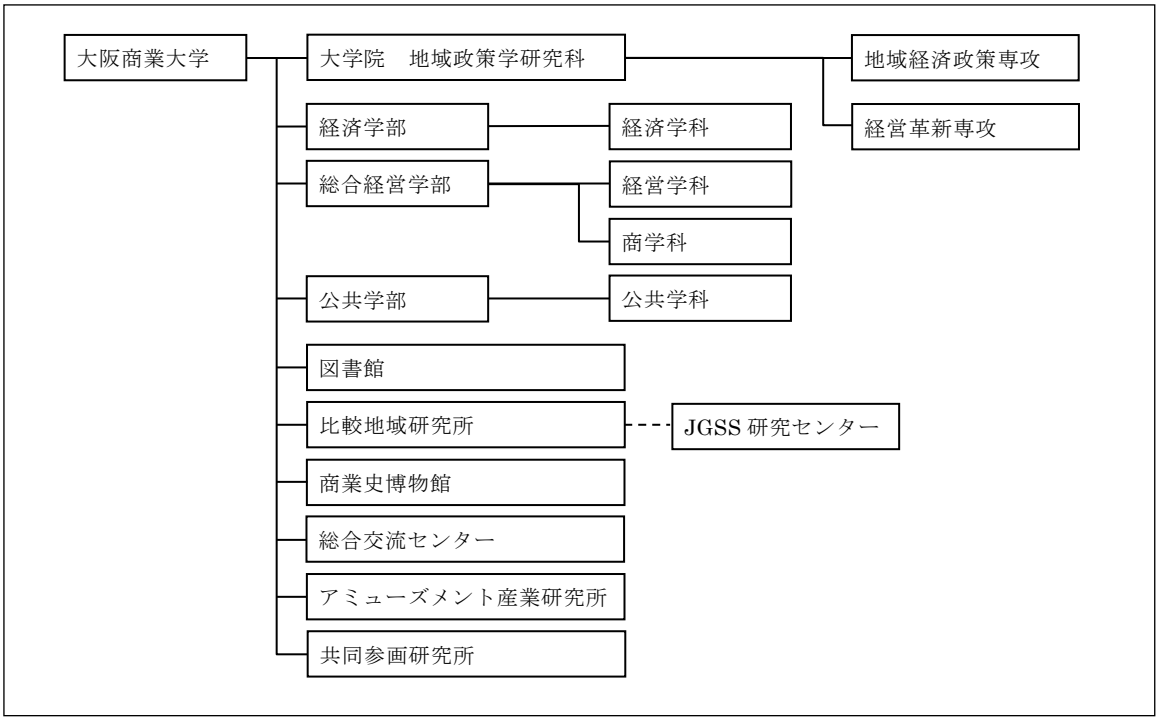
（1）1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の教育研究組織は建学の理念及び教育目的を達成するため、図表 1－2－1 のとおり学部・学科、研究科、附属機関等を設置している。

図表 1－2－1 教育研究組織　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）



■大学運営（図表 1－2－2 参照）

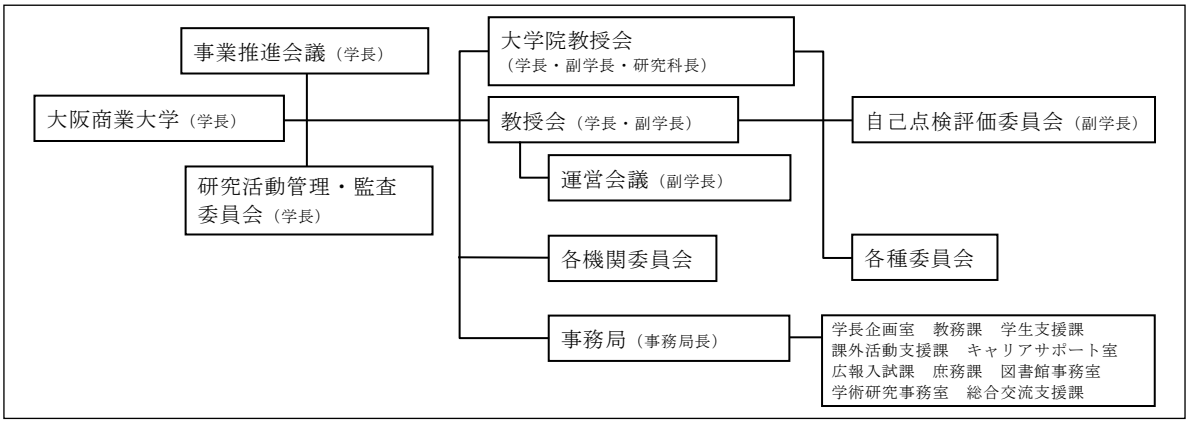
本学では、大学の使命・目的を達成するため、「事業計画書」（基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域）を策定している。「事業計画書」は、3 つのポリシーとの整合性を維持しつつ、「事業推進会議」の委員長である学長、副委員長である副学長及び事務局長が協議のうえ策定し、学長の裁定を得ている。その後、「理事会」において審議・承認され、「事業推進会議」において、当該年度の事業内容について確認している。また、使命・目的及び教育目的を反映した本学の 3 つのポリシーは、平成 21(2009)年度に各学科における教育目的を踏まえて、「大学教授会」において審議し学長の裁定を経て、平成 22(2010)年度に明確化し、策定・公表している。また、大学院においても、平成 24(2012)年度に各専攻における教育目的を踏まえて、「大学院教授会」において審議し学長の裁定を経て、平成 25(2013)年度より明確化し、策定・公表している。「事業計画書」の教員に対する周知は「大学教授会」で行い、事務職員に対しては「事務局会議」等で行っている。また、新任の教職員に対しては、オリエンテーション（導入研修）において、本学の使命・目的を周知している。なお、本学の使命・目的及び教育目的については、大学ホームページにより学外に対しても適切に発信・周知を行っている。

本学の「大学教授会」は全学部合同で開催している。そのため、審議及び報告事項については、副学長、学部長、学科主任等がメンバーとなる「運営会議」にて協議・調整を行い、学長への事前報告を経て、「大学教授会」に上程している。

大学院は 1 研究科であることから、「大学院教授会」ですべてを審議している。大学院の審議及び報告事項は、研究科長が必要に応じて大学院担当教員の中から選出している教務事項の担当教員や「FD 委員会」の大学院担当教員等と協議し、大学院教授会事項として上程している。また、「運営会議」の構成員には大学院担当を兼務している教員が含まれることから、副学長が研究科長と協議し、大学教授会事項として上程する場合もある。

法令に基づく各種委員会としては、「自己点検評価委員会」、「研究活動管理・監査委員会」、「利益相反マネジメント委員会」、「個人情報保護委員会」、「障がい学生支援委員会」、「衛生委員会」を設置している。大学及び各機関の運営は、「人事委員会」、「教務委員会」、「FD 委員会」、「入試統括本部」、「アドミッションオフィス運営委員会」、「入学委員会」、「入試制度委員会」、「情報教育委員会」、「学生生活委員会」、「学生支援委員会」、「人権問題委員会」、「ハラスメント防止委員会」、「キャリアサポート委員会」、「就業力育成支援委員会」、「課外活動支援委員会」、「スポーツ振興審議会」、「校友顕彰審議会」、「教育・研究奨励選考委員会」、「商経学会評議員会」、「図書館委員会」、「学術情報リポジトリ運営委員会」、「比較地域研究所運営委員会」、「商業史博物館運営委員会」、「アミューズメント産業研究所運営委員会」、「共同参画研究所運営委員会」、「総合交流センター運営委員会」、「将来構想企画委員会」、「新型コロナウイルス感染症対策本部」が担っている。

図表 1－2－2　大学運営　　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）



（3）1－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究に関わるすべての組織は連携をとりつつ、社会状況の変化に柔軟かつ迅速に対応し、建学の理念及び大学の使命・目的に立脚した教育研究の一層の充実を図る。

平成 30(2018)年度に再編した教育研究組織は運用上の課題を検証しつつ、設置計画に基づく活動を継続する。活動にあたっては、各種委員会のもと、教職協働によって様々な課題に対応する。

［基準 1 の自己評価］

本学の建学の精神・基本理念に関しては、本学園の「寄附行為」の前文に「教育基本法に則り校史に輝く創設者の教育理想「世に役立つ人物養成」を実現せんとするものである」と掲げ、学校教育法に基づき「学則」でも、第 1 条に建学の理念を謳っている。また、平成 9(1997)年に設置校の全教職員に対して「建学の理念を支える 4 つの柱」を示し（前掲 図表 1－1－1 参照）、新任教職員に対しては、オリエンテーション（導入研修）において解説を行っている。

本学の使命、目的を果たすため、大学及び大学院設置基準に基づき、学部・学科及び研究科・専攻ごとに人材の養成と教育上の目的を簡潔かつ明確に「学則」及び「院学則」に定めている。本学の建学の理念及び教育目的、教育目的を反映した大学・大学院における 3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）は、本学で作成している印刷物や大学・大学院ホームページに明記し、学内外へ周知している。

経済を中心とするグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激に社会が変容する時代において、本学は変化に柔軟に対応し、未来への活路を見出しうる意欲・能力を有する人材育成に努めている。学長のリーダーシップのもとに建学の理念を常に意識しながら、本学の教育研究に関わるすべての組織が、必要に応じて多様な変化に応え、使命・目的及び教育目的を達成している。

本学が設置している学部（経済学部・総合経営学部・公共学部）、学科（経済学科・経営学科・商学科・公共学科）、研究科（地域政策学研究科）、専攻（地域経済政策専攻・経営革新専攻）、附属機関（図書館・比較地域研究所・商業史博物館・総合交流センター・

アミューズメント産業研究所・共同参画研究所）は、本学の使命・目的を達成するための組織として適切な規模で構成され、相互に十分な関連性を保っている。また、設置している各機関及び法令に基づく各種委員会が学部・学科を横断し、組織間の連携を図りながら本学の諸問題の解決に注力している。

以上のことから、基準 1 を満たしている。

基準 2. 学生

2－1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■入学者受入れの方針の明確化と周知

＜学部＞

本学における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、建学の理念に基づく教育目的に応じて、学部・学科別に明文化している。アドミッション・ポリシーの周知については、『学部教育の 3 つのポリシー』、『入試ガイド』、『入学試験要項』及び大学ホームページに明記し、オープンキャンパスや進学相談会、高校内ガイダンス、高校教員対象入試説明会等で配付するとともに、来場者に直接説明を行っている。

＜大学院＞

大学院は、教育目的を達成するために、大学院各専攻が求める学生像及び育成方針、即ちアドミッション・ポリシーを明文化し、大学院ホームページに明記している。

■入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

＜学部＞

本学は大学設置基準第 2 条の 2 に基づき、入学者の選抜を公正かつ適切に行っている。

入試制度については、アドミッション・ポリシーや教育目的等に基づき検討している。入試制度の検証については、当該年度の入試結果及び入学後の学生の追跡調査結果を踏まえ、「入試制度委員会」にて次年度案を検討・立案し、「大学教授会」の議を経て学長が決定し、「理事会」に上申している。

入学試験の実施運営については、専任教員と事務職員で構成する「入学委員会」において、「大阪商業大学入学委員会規程」に則り、入試問題作成から当日の入試業務、採点処理チェック、合否通知発送等の役割分担を明確化し、各入試制度は「入学委員会」が厳格に実施している。なお、試験当日は「入試統括本部」がすべての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測の事態発生時に速やかに対応する体制を構築している。さらに、実際に監督等を担当する教職員には、「入学委員会」が入試制度ごとに定めた監督要領、面接要領、書類審査要領、実施要領等を配付し、公正に運用している。万一、実施運営上の問題が発生した場合は、「入試統括本部」の指示のもと「入学委員会」が検討・対応を行い、その内容を記録・検証したうえで、情報共有と次年度に向けた対応改善を行っている。

入学試験の合否については、「入学委員会」が合否判定基準案を策定し、「大学教授会」の議を経て、学長が決定している。

なお、総合型選抜においては、「アドミッションオフィス運営委員会」による事前審査（書類審査、個別面談等）により、志願者の基礎的な知識・技能、それに基づく思考力、判断力、表現力等を総合的に判断した結果、出願許可者を決定し、その後、「入学委員会」のもとで面接・口頭試問等の入学試験を実施している。

新型コロナウイルス感染症対策としては、入学試験実施ガイドラインを定め、受験生の受験機会及び安全・安心な受験環境の確保を行った。また、総合型選抜においては、一部の事前審査をオンラインでも実施できる体制を整え、希望する受験生に対し、オンライン形式での事前審査を実施した。

＜大学院＞

大学院の選抜試験は、2 専攻において、一般入学試験のほか、留学生入学試験、社会人入学試験、特別推薦（学内進学）入学試験を、また、平成 27(2015)年度に開設した経営革新専攻「特別教育研究コース（IR マネジメント)」（以下「IR マネジメント」）では、社会人入学試験を行っている。博士前期課程と修士課程は、9 月と 2 月の年 2 回選考を行い、博士後期課程は年 1 回、2 月に選考を実施している。なお、「IR マネジメント」は、担当教員の退職に伴い、カリキュラム再構築の必要が生じたため、令和 2(2020)年度から学生募集を中止している。

大学院の選抜試験は、実施要領に基づき、専攻ごとの教員による試験監督、面接担当者を配置して行ったうえで、合否は「大学院教授会」の議を経て学長が決定をしている。育成する人材の選抜については適切に運営し、大学院にふさわしい学生を専攻ごとに受け入れている。

■その他の学生（科目等履修生、研究生等）の受入れ

本学は、大学設置基準第 31 条及び大学院設置基準第 15 条に基づき、科目等履修生を受け入れる体制を整備している。「大阪商業大学科目等履修生に関する規程」に、その趣旨、出願資格・手続、選考及び許可、授業料等、履修科目・期間、試験及び単位等について明確に定め運営している。

科目等履修生の募集は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構のホームページに募集情報を掲載し周知を図り、希望者にはこれらの情報を資料として配付している。科目等履修生の受入れについては、当該授業科目担当教員の意見を踏まえ、必要な場合は面接を行ったうえ、学部の教職課程科目を除く学部科目については「教務委員会」にて受入れの審議を行い、教職課程科目については「教職課程委員会」及び「教務委員会」にて審議を行った後、「大学教授会」の議を経て、学長が許可をしている。また、大学院科目については、「大学院教授会」の議を経て、学長が許可をしている。

研究生は大学院のみで取り扱い、「大阪商業大学大学院研究生規程」において、その趣旨、入学資格、出願期間・手続、選考方法、学費等、研究期間、研究指導、研究費用、修了の認定等について明確に定め運営している。研究生の希望者には『大阪商業大学大学院研究生出願要項』を配付している。研究生の受入れについては、研究計画に基づく

事前面談を行った後、当該研究領域の教員を含めた複数の大学院担当教員による面接試験を行ったうえ、「大学院教授会」の議を経て、学長が許可をしている。なお、文部科学省の「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（平成 31 年 3 月 29 日付通知）」により、特に外国人留学生で留学ビザを取得している学生については、研究指導を含む 1 週当たり 10 時間の学修を確保すべく、大学院科目の科目等履修だけでなく、学部科目の聴講が可能となるよう関連規程を改正し、令和 2(2020)年度から運用している。適切な在籍管理の観点から、研究期間の修了にあたっては、一定の基準をもってこれを認定することとして、同じく関連規程を改正し、令和 2(2020)年度から運用している。

また、平成 30(2018)年度から、社会人の多様なニーズに対応した学修機会を提供するための「履修証明プログラム」として本学の特徴的な科目を軸に据えた 2 コース（教養コース及び専門コース）を開設している。当該プログラムについても必要な規程を整備し、受講希望者については、所定の手続きを経たうえで、大学教授会の議を経て学長が受講を許可している。コースを受講し、所定の条件を満たした受講生に対して、学長が修了を認定、履修証明書（修了証）を交付している。広報活動としては、大学ホームページへの情報掲載、地域住民を対象とした公開講座、商業史博物館等、学外者が参加、来訪する場所へチラシを設置し、当該プログラムの周知を図った。令和 2(2020)年度からは、専門コースに公共学を組み込み、中小企業分野と公共学分野の 2 分野を募集している。

■入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は大学設置基準第 18 条に基づき、「学則」第 3 条に入学定員及び収容定員を明記し、教育にふさわしい環境の確保のため、適正に学生の数を管理している。入学定員及び入学者数の推移は図表 2－1－1、収容定員及び在籍者数の推移は図表 2－1－2 のとおりである。

図表 2－1－1　学部・学科の入学定員・入学者数の推移（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

学部	学科	令和 3(2021)年度			令和 4(2022)年度			令和 5(2023)年度		
		入学定員	入学者数	入学定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率	入学定員	入学者数	入学定員充足率
経済	経済	300	345	1.15	300	331	1.10	300	350	1.17
経済学部　計		300	345	1.15	300	331	1.10	300	350	1.17
総合経営	経営	400	458	1.15	400	458	1.15	400	465	1.16
	商	150	184	1.23	150	193	1.29	150	179	1.19
	公共経営	---	---	---	---	---	---	---	---	---
総合経営学部　計		550	642	1.17	550	651	1.18	550	644	1.17
公共	公共	250	284	1.14	250	276	1.10	250	272	1.09
公共学部　計		250	284	1.14	250	276	1.10	250	272	1.09
大学合計		1,100	1,271	1.16	1,100	1,258	1.14	1,100	1,266	1.15

図表 2－1－2　学部・学科の収容定員・在籍者数の推移（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

学部	学科	令和 3(2021)年度			令和 4(2022)年度			令和 5(2023)年度		
		収容定員	在籍者数	収容定員充足率	収容定員	在籍者数	収容定員充足率	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
経済	経済	1,200	1,421	1.18	1,200	1,399	1.17	1,200	1,397	1.16
経済学部　計		1,200	1,421	1.18	1,200	1,399	1.17	1,200	1,397	1.16
総合経営	経営	1,600	1,832	1.15	1,600	1,861	1.16	1,600	1,867	1.17
	商	600	715	1.19	600	744	1.24	600	736	1.23
	公共経営	---	14	---	---	4	---	---	1	---
総合経営学部　計		2,200	2,561	1.16	2,200	2,609	1.19	2,200	2,604	1.18
公共	公共	1,000	1,022	1.02	1,000	1,079	1.08	1,000	1,061	1.06
公共学部　計		1,000	1,022	1.02	1,000	1,079	1.08	1,000	1,061	1.06
大学合計		4,400	5,004	1.13	4,400	5,087	1.16	4,400	5,062	1.15

大学院では、大学院設置基準第 10 条に基づき、「院学則」第 2 条第 4 項に入学定員を明確に定めている。入学定員及び入学者数は図表 2－1－3、収容定員及び在籍者数は図表 2－1－4 のとおりである。

大学院の入学者数は、近年入学定員を下回っているが、大学院の教育の指針及び研究指導領域に適合した院生を受け入れるべく、入学者の選抜について適切に運営している。

図表 2－1－3　大学院の入学定員及び入学者数（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

専　攻（課程）	入学定員	入学者数	入学定員充足率
地域経済政策専攻（博士前期課程）	10	2	0.20
地域経済政策専攻（博士後期課程）	3	1	0.33
経営革新専攻（修士課程）	10	3	0.30

図表 2－1－4　大学院の収容定員及び在籍者数（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

専　攻（課程）	収容定員	在籍者数	収容定員充足率
地域経済政策専攻（博士前期課程）	20	8	0.40
地域経済政策専攻（博士後期課程）	9	4	0.44
経営革新専攻（修士課程）	20	5	0.25

また、秋期入学試験前の 7 月と、春期入学試験前の 12 月に入試説明会を開催し、入試概要説明、個別相談会を実施した。

なお、大学院を対象とした研究生制度に関しては、研究生修了後の進路として本学の大学院に進学する傾向が見受けられることから、平成 30(2018)年度募集から、大学院案内及び大学ホームページに研究生制度の詳細を掲載し、制度の周知を図っている。

(3) 2－1 の改善・向上方策（将来計画）

学部においては、引き続き受験生・保護者・高校教員等に対し、各種広報媒体による発信及び対面での接触機会を通じて、入学者の確保に努める。アドミッション・ポリシ

ー及び各学部・学科における教育内容、そして将来構想で示された「広義の読解力」を新たな学びの予告として広報展開する。

社会情勢を加味しながら、進学説明会や高等学校訪問、出張講義、オープンキャンパスでの模擬授業等の充実を図り、本学の教育内容の理解を促す。また、大学ホームページでの情報発信の強化、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の活用等、オンラインでの大学理解の促進に努め、本学の認知度向上を図る。また、本学の建学の理念に基づく 3 つのポリシーに共感し、これを深く理解した学生を受け入れるため、大学入学者選抜実施要項を踏まえた入学試験制度の構築を「入試制度委員会」が中心に行う。

本学に在籍する大学院生の大半はアジア諸国出身の留学生である。出身国の大学を卒業後、日本語学校等を経て本学へ入学しているという現状を踏まえ、大学院独自の入試説明会・個別相談会の充実を図りつつ、過年度入学生の出身日本語学校への資料送付や情報提供及び在学生と連携し、留学生間のネットワークを利用した情報提供等を通じて本学への志願者増を図る。また、学内進学の志願者増に関しては、学内進学について組織的に周知を図るとともに、入試制度やその運用の見直しも含めて学内進学者の確保策を検討する。なお、令和 4(2022)年度から公共学部の科目としてギャンブル等の依存症問題の啓発を目的とした「現代社会と依存」を設置しており、学部教育の成果を見ながら大学院で IR マネジメントをどのように研究指導するのかを検討したうえで、「IR マネジメント」募集再開の時期を決定することとしている。

科目等履修生及び研究生、履修証明プログラムについては、現在の手続き方法、選考方法で問題ないものと判断しており、現制度のまま引き続き運営する。

2－2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

（1）2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■学修支援の充実

学生一人ひとりが学修と学生生活に関する課題に気づき、教職員の支援を受けて自立と成長を図るために学修支援を行っている。学修支援を行う体制として、教職協働による「就業力育成支援委員会」を立ち上げるとともに、所管課である学生支援課が日常的に学生の学修相談窓口として対応している。

具体的な取組みとして、演習科目担当教員と学生を支援する事務職員（学生支援課、教務課、キャリアサポート室、総合交流支援課、図書館事務室等）が有機的な連携を図り、学修面のみならず学生生活から就職に至るまで総合的に支援していく「自分成長プログラム（就業力育成支援)」を実施している。

さらに、学生の基礎学力の向上を図る「サポート学習」及び学修意欲の促進を図る「楽習アワー」を開設し、基礎学力の向上及び学修意欲の促進のための支援を行っている。

学修支援の一環として行っている学生の出席管理は、スマートフォン、携帯電話を利用した出席確認システムを用いており、そのシステムは教員・学生双方において利便性が高く、かつ全学生の出席状況を把握・分析することができることから、学生の学修指導や保護者との情報共有及び相談の基礎資料としても有効活用している。他にも、学生支援課では、学生対応状況を記録しており、継続的に支援できる体制を整えている。

離学者の抑制のため、2～4 年生で単位の修得状況が一定数以下の学生に対して、事務職員が年間を通じて学修状況全般についての個別指導や履修相談を行っている。4 月に当該学生の保護者を対象とする保護者学業相談会を開催し、また対象学生全員に対して 7 月及び 12 月に電話での支援を実施している。10 月には前期の授業での単位修得状況が芳しくなかった 2・3 年生及び卒業が危ぶまれる 4 年生の保護者に対して、家庭での支援をお願いする文書を郵送し、11 月に保護者同伴の個別面談を実施する等、学生へのきめ細かな学修支援を行っている。1 年生に対しては、早期の離学防止の観点から、前期成績発表直後の 9 月に教員を交えた個別相談の場として「成績通知書の見方講座」を開催したほか、10 月には前期の単位修得状況が芳しくない学生に対して学習スタイルの確認と個別面談を実施し、参加学生の不安や疑問に対してアドバイスを行っている。

障がいのある学生への学修支援については、様々なセミナー等に参加して情報収集に努め、学生支援課を中心に、学生相談室及び保健室と連携を取りながら支援を行っている。

4 年生に対して、教務課が前期及び後期当初の履修登録時に仮の卒業判定を実施し、卒業要件を満たしているか否かをチェックし、履修指導を行っている。また、年度当初に年間の履修登録が確認できていない学生については、履修登録修正期間終了後の 4 月下旬を目途に学生及び保証人宛に文書を郵送し、学業継続に関する確認も含め、履修登録を行うよう指導している。必要に応じて教務課と学生支援課等が連携を図り、適切な修学支援体制を整えている。

なお、主に体育会系クラブに所属する学生に対する学業面のサポート体制として、学業とクラブ活動の両立の一助となるように、各学科のすべての必修科目を原則 3 時限目までに配置する時間割編成としている。これは、1 年次での単位修得が順調に進めば、課外活動を終えてからの学生生活や卒業、就職といったその後の進路選択にも余裕をもって取り組むことができるとの考え方に基づいている。この取組みについて、スポーツ活動実績利用入学試験入学者に対する説明会を年度当初に開催し、周知するとともに、クラブ指導者とも情報を共有し、履修指導に努めている。

また、学生が事前予約なしで教員と面談できるオフィス・アワーを設け、質問や多様な相談に応じている。各教員のオフィス・アワーは、学生が常に確認できるよう、本学ポータルサイト S-Navi!で公開している。オフィス・アワーは全学的に実施しており、適切に運営している。さらに、現在運用している e-Learning システム（教育支援システム manaba®）を通して学生からの質問に随時回答している。

大学院においては、入学時に研究指導担当教員を決定するための事前面談を実施し、学生の研究内容に適した教員を指導担当としている。また、大学院生の研究活動に必要な文献の購入や学会での研究発表に要する参加費・旅費等の補助を目的とした「研究指導費制度」を設けている。

施設面での学部生に対する学修支援として、6 号館 1 階を「学習サポートフロア」としている。このフロアには、学生が貸出用ノートパソコンを使用し、レポート作成等を自由に行うことができる「自学自習室」、複数でのグループワークやディスカッションに利用できる「グループワーク室（情報学習教室）」、サポート学習や楽習アワーを行う「サポート学習室」を設置している。また、学生の自主的な学修を促すため、6 号館 4 階と 5 階にもパソコンを配置した「オープンルーム 1・2」を開放している。

「リアクト」には、自学自習スペースとしてラーニング・コモンズを設けている。1 階に少人数で活動できるグループスタディ・エリア、100 人規模のプレゼンテーションエリア、国際交流エリア、2 階には個人学習ゾーン、スタディルーム、ワークショップエリア、語学トレーニング広場、英会話練習ブース、プリントステーション、3 階にはセミナールーム、プロジェクトルーム、ミーティングルーム、スタディホール、4 階には多目的室、アリーナを整備している。また、地域の諸団体や人々と学生の交流を目的としたスペースも南館 1・2 階に設けている。施設利用状況については、本学ポータルサイト S-Navi!で公開しており、教職員間で共有している。

教職課程を履修している学生には「教職課程指導室」（9 号館 4 階）を設け、教職課程の一部の開講科目実施、担当教員との勉強会の実施、担当教員及び学生相互のコミュニケーションの場や自習スペースとして活用できるよう整備している。

図書館では、図書及びその他資料の収集・閲覧や貸出提供に加え、視聴覚資料・教材を視聴するための設備や貸出用ノートパソコンの配置等、学修のための環境整備を行っている。

大学院では、9 号館 3 階を 24 時間利用可能な施設として配置している。このフロアには大学院生研究室（自習可能なブースを大学院生一人ひとりに配置し、ノートパソコンを貸与）、コモンルーム（大学院での研究に必要とされる統計書・辞書・辞典や専門雑誌、視聴覚資料等を配架した閲覧室や談話スペース）、講義室、OA ルームを設け、研究環境の整備に努めている。大学院生が指導を受けつつ研究を行い、学位論文を作成するための大学院生専用施設となっている。

■授業支援の充実

演習・実習または実技を伴う授業では、教員 1 人で十分な指導が行えるように人数制限科目として運用している。また、情報処理実習室で行う情報処理系科目及びコンピュータを利用した経営学関連科目の一部については、授業担当教員の補助や学生からの質問対応等、教育活動の支援を行う TA（Teaching Assistant）及び SA（Student Assistant）を配置している。令和 2(2020)年度から、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、履修者数が多い科目において、e-Learning システム（教育支援システム manaba®）を活用したオンライン授業を実施している。

また、教職課程指導室は、令和 2(2020)年度から 9 号館 4 階に移設し、実習先等で利用されている大きさの黒板の設置、電子黒板及びその運用に必要な無線 LAN を導入することによって同室の充実を図り、教職課程履修者の育成にあたっている。また、施設設備の利用促進のために、本学ポータルサイト S-Navi!を通じて学生に周知している。

障がいのある学生への配慮として、当該学生が履修している科目担当者に対して配慮

依頼文書を配付して周知するほか、個別相談のうえ個々の障がいの状況に合わせて「障がい学生支援委員会」で対応している。授業への配慮として、①板書の写真撮影許可、②録音機器の使用許可、③資料の事前配付、④車椅子受講可能教室の割当て、⑤授業中の課題発表等の考慮、⑥クラス指定、⑦座席指定等を行なっている。試験配慮として、①別室受験、②試験時間の延長措置、③試験問題の拡大印刷、④車椅子受験可能教室の割当て等を行なっている。

大学院では、研究領域の多様化に伴い、研究指導担当教員が指名した学部教員が共同の研究指導担当者となる「GA 制度」を導入している。この GA 制度は、「大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準」に基づき運営している。

大学院については、カリキュラム、授業運営体制、指導教員による指導、研究環境や設備面の支援体制が適切に管理され機能している。

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援体制については、「就業力育成支援委員会」と学生支援課が連携を図り、成績不振学生に対するフォローの在り方を見直す。具体的には、令和元(2019)年度中に懸念されていた学業支援対象者抽出のための成績基準を見直したことにより、これまで対象外であった学生への指導を強化しており、今後も継続する。

また、キャリアサポート室との連携を強化し、2・3 年生のゼミの中で「目標・計画取り組みシート（S-Log)」等を活用し、授業においても教員が就業力育成支援につながる取組みを行う。さらに、授業との連携を視野におき、かつ SPI 対策等の就職支援にもつながるような「サポート学習・楽習アワー」の運営に努める。授業運営状況や教育効果を考慮し、授業担当教員との調整のもと、人数制限科目の設定や TA・SA の採用等、教育活動の充実に努める。それにより、演習・実習または実技を伴う授業科目の指導体制を強化する。現在運用している e-Learning システムの機能を包含しつつ、授業により効果的な LMS（Learning Management System：学習管理システム）の運用を推進する。

なお、障がいのある学生への対応については、当該学生の障がいの内容により個別対応になることから、「障がい学生支援委員会」で決定している支援内容を基準とし、関係各課室及び各委員会と連携を図り、適切に対応していく。また、令和 6(2024)年 4 月 1 日施行の改正障害者差別解消法における合理的配慮義務化への対応のため、本学の支援体制を再整備する。

また、体育会系クラブ所属学生への支援については、引き続き、時間割編成の工夫及び履修指導の方法等各種取組みについて担当課室と検討する。

図書館では、読書会等学生参加型のイベントの企画、実施や、「年間ベストセラー」等学生の興味を引き出すテーマ展示により、知的好奇心を喚起し、学修意欲の向上を図る。

2－3. キャリア支援

2-3-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

（2）2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は学生に対する「社会的・職業的自立に向けた指導」（文部科学省令第 34 号（令和 4(2022)年 9 月 30 日）による改正の前の大学設置基準第 42 条の 2 の規定））を「就業力育成支援」とし、学生が自らすすんで自己の成長に努め、社会参画の意欲を育て必要な能力を高める「自分成長プログラム」に取り組んでいる。このプログラムは、教職協働で学生の成長を支援する取組みであるため、取組みに必要な支援方針を定め、プログラムの運営体制を構築するための委員会を設けている。統括的な委員会は「就業力育成支援委員会」であり、副学長、学部長、学科主任、教務委員会委員長、学生生活委員会委員長、キャリアサポート委員会委員長、就業力測定委員会委員長、初年次教育委員会委員長、学習サポート委員会委員長、事務局長、教務課長、キャリアサポート室長、総合交流支援課長、学生支援課長によって構成している。「就業力育成支援」は教育課程内外での取組みであるため、目的に応じた支援体制とその仕組みの開発が必要であり、「就業力育成支援委員会」のもとに教員と職員で構成された「就業力測定委員会」、「初年次教育委員会」、「学習サポート委員会」の 3 つの実施委員会を設け、入学前、在学中、卒業後における支援体制の構築と仕組みの開発を目指して活動している。

「自分成長プログラム」は、入学前教育から始まり、在学期間を通して、①生活習慣や学習習慣を形成し、②建学の理念を基盤とした就業観、職業観を磨き、③自分の個性を発見し、その個性を活かす職業選択ができること、④就職してからも自らに必要な能力に気づき、その能力開発のための取組みを自らの意志で実行できる「自己開発能力」を身につけることを目標とするプログラムである。単なる「就職」のための取組みではなく、学生の「自己の理解」と「気づき」を恒常的に支援し、すすんで自己の成長に努め、社会に貢献する意欲や必要な能力を向上させることを支援する取組みである。

本プログラムは、平成 27(2015)年 3 月に 1 年生から継続して取り組んできた 1 期生を送り出したことを機に、平成 27(2015)年 10 月に『就業力育成支援プロジェクト報告書』を刊行し、4 年間の総括と検証を行った。また、平成 29(2017)年 3 月に『就業力育成プログラム報告書【データ分析編】－データから見る学生の姿と取り組みの成果－』を「就業力測定委員会」が刊行し、5 年間の調査結果報告をもとに 4 月と 5 月に学内報告会を行った。さらに、令和元(2019)年度に平成 27(2015)年度から平成 30(2018)年度の本プログラムの成果を総括した報告書を刊行し、教育改善のためにフィードバックしている。

【具体的取組みとそれを支える仕組み】

■入学前教育

本学の入学前教育は、大学入学までの期間を有効活用できるよう、大学生になるための準備として以下の取組みを実施している。

・本学で学ぶために最低限必要な学力の確認あるいは修得を目的として、国語、英語、数学の「入学前課題」を実施している。なお、課題に関する質問に対応すべく「入学前課題相談」も実施している。

・「学習面」、「生活面」、「その他の面（課外活動等）」に分けて、「これまでの高校生活を振り返って」、「入学するまでにやっておきたいこと」、「本学在学中にがんばりたいこと」を記入する「チャレンジプログラムシート」を作成し、入学後の「ゼミナールＩA」で活用している。
・入学前に希望者を対象に発表資料やレポートの作成、プレゼンテーション用資料の作成に欠かせない Word®、Excel®、PowerPoint®に関する「パソコン講習会」を実施している。
・入学前に「パソコン講習会」参加者を対象に、大学に係る様々な質問に対して答える「相談コーナー」を実施している。
・「パソコン講習会」参加者のうち、希望する入学予定者を対象に、図書館及び谷岡記念館の施設案内を実施している。

■新入生オリエンテーション

新入生がスムーズに大学生活に移行できるように、クラス別オリエンテーション、自己紹介プログラム、学外（宿泊）研修プログラム、各種ガイダンス等を実施している。令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、学外（宿泊）研修プログラムの開催を見送り、クラス別オリエンテーション及び自己紹介プログラムを感染症対策のうえ実施した。クラス別オリエンテーションで使用した情報ツールの説明動画の配信について、本学ポータルサイト S-Navi!を通して情報提供し、新入生が復習できるようにした。これらのプログラムを通して友人づくりや修学、大学生活への不安解消につながるよう努めた。

■学生成長記録（S-Log）（以下「S-Log」）

「S-Log」は、学生自身が自らに必要な能力に気づき、その能力開発のための取組みを自らの意志で実行する「自己開発能力」を身につけることを目標に、PDCA サイクルを実践した活動をウェブ上に記録するためのポートフォリオシステムである。また、科目の履修状況、単位修得状況、あるいは出席状況等の教務情報にとどまらず、就職指導に関わる情報、さらに学生自身が立てた目標、その目標を達成するための PDCA サイクル、担当教員のアドバイス等の情報を個人別に総合的に記録する。学生自身は、自らの成長の過程を振り返り、次の目標を立てる資料とするとともに、教職員は各種情報をそれぞれの学生の個性にあったきめ細かな支援に役立てている。

■学生成長サポート調査（S-Check）（以下「S-Check」）**と学生成長サポートワーク（S-Work）**（以下「S-Work」）

本学版の就業力評価指標であり、社会人基礎力、社会性・倫理観、建学の理念、建学の理念を支える 4 つの柱、キャリアレディネス（就業に向けての心の準備）等に係る独自指標を開発し、全学生を対象に実施している。「S-Check」は、学生にフィードバックし、その結果を用いて「S-Work」に取り組むことで、学生が自らの個性、強み・弱みに気づき、また自らの成長過程を振り返る機会を提供しており、単なる調査にとどまることなく学生の成長を支援する仕組みとしている（図表 2－3－1 参照）。

図表２－３－１　自分成長プログラムの軸となる取組み



■サポート学習

学生の基礎学力向上のための講座として、「簿記講座」、「英語講座」、「数学よろず相談」、「パソコン講座」を開講している。

■楽習アワー

学生の学修意欲促進のために、レポート・小論文作成時に役立つ「ライティング講座」を開講し、加えて学生の学びに関する疑問や不安を解消するための「学習よろず相談」を実施している。

■就職力向上の支援

主にキャリアサポート室が、「S-Log」や「S-Check」の結果等をもとに、学生一人ひとりに対して就職に向けたアドバイスや就職活動に役立つ講座等の情報を提供している。

【就業力育成の核となる授業】（図表２－３－２参照）

■ゼミナールＩＡ

ゼミナールＩＡは、1年次前期の必修科目であり、「目的をもって大学生活4年間を過ごす力を身につける」ことを目標とし、「学ぶこと」を通じて体得される「人間的成長」に重点をおいた授業である。大学で学ぶことの意義を知るとともに、就業力の基礎（コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、文章作成能力）を身につけること及び生活習慣や学習習慣を身につけることの大切さを知るためのプログラムで構成されている。ゼミナールＩＡでは、「S-Log」及び「S-Check」の意義を理解させ、積極的に取り組むように動機づけることも重要な課題である。

また、ゼミナールＩＡは、自分成長プログラムの基盤となる科目でもあることから、必要に応じて、欠席した学生に対して欠席理由の確認、課題の受取り及び次回の出席を促すための連絡と指導を行っている。

■ゼミナールⅠB

ゼミナールⅠBは、1年次後期の必修科目であり「大学での学修を円滑に進め、社会人として必要な能力である「文章作成力」、「文章読解力」を育成すること」を目標としている。具体的には、「発表すること」、「レポートを作成すること」、またそれを通して「就業力の基礎を身につけること」、「将来の進路を見据えた学修の必要性に気づくこと」を目標としている。また、「S-Log」への取組みを継続的に進めるとともに、「3つのポリシーの理解とこれに対応した目標設定」、「2 年次以降の履修計画の策定」等に取り組んでいる。

■ゼミナールⅡ・Ⅲ・Ⅳ、フィールドワークゼミナールⅡ・Ⅲ・Ⅳ

2 年次以降の演習科目であるゼミナールⅡ・Ⅲ・Ⅳでは、自らの体験、実践を通して前向きに生きる力や創造的思考力を身につけ、伸ばすことができるよう、1 年次の演習で培った就業力の基礎、即ちレポートを作成し発表する能力をさらに深化、発展させることを目標としている。担当教員は、設定する演習テーマと社会との接点をシラバスに明記するとともに、演習での学修が社会においてどのように活用されているかを学生に意識させながら授業を進めている。

また、本学の特色教育の一つとして、フィールドワークゼミナールⅡ・Ⅲ・Ⅳ（10 のゼミ）を開講している。これは、地域の行政、NPO、中小企業等の様々な機関と協力して取り組む演習科目であり、教育に学外での活動を積極的に取り入れ、大学で学ぶ「知識」とフィールドでの様々な課題への取組みという「実践」を有機的に組み合わせ、課題発見、課題解決の方法を学び、創造性、判断力、行動力、コミュニケーション能力、協調性といった「社会的問題解決能力」を身につけることを目標に展開している。前年度に引き続き、令和 4(2022)年度も新型コロナウイルス感染症対策として、フィールドでの活動における留意事項 8 項目（①クライアント側が感染対策をとれること、②「三密」対策をとること、③手洗い、消毒の徹底、④室内の場合は、換気対策、マスク着用、⑤参加者は全員検温し、マスクを持参する、⑥学生の参加意思を確認し、強制をしない、⑦体調の悪い学生は参加させない、⑧学生の自家用車の使用は禁止）を徹底しつつ、宿泊を伴うフィールドワークゼミナール活動（合宿）については、参加人数や食事・宿泊場所等を総合的に判断する必要性から都度事務局と協議のうえ、関係機関との調整を図りながら実施した。

■キャリアデザイン入門／キャリアデザイン応用

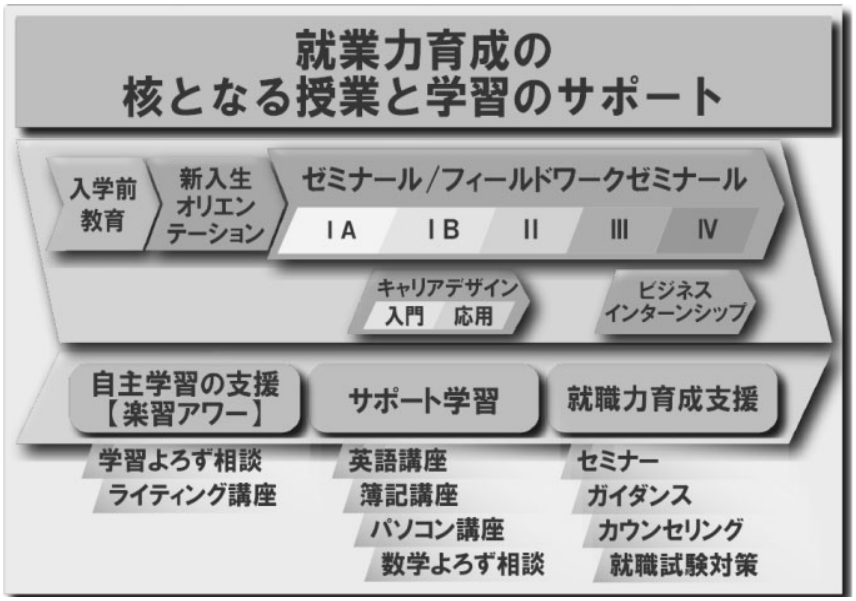
担当教員、教務課及びキャリアサポート室が連携を図り、企業の人事担当者及び本学卒業生による講演・座談会等を実施している。実際に社会で活躍している人の話を聞くことで学生自らの気づきを促し、「勤労観・職業観」の形成に寄与するとともに学生自らがキャリアアンカーを見出すことを目的としている。

■ビジネス・インターンシップ

経済・経営やビジネスマナーに関わる実践的知識を身につけるとともに、企業等での

就業体験（実習）を通して各自の社会人としての能力のチェックと職業意識の養成を図ることを目的とし、3 年生を対象に「ビジネス・インターンシップ」を開講している。授業内容は「事前研修」、「企業等での実習」、「事後研修」で構成しており、実習だけでなく事前研修・事後研修にも注力している。参加学生は事前研修で実習先企業の企業研究及び業界研究を行う他、様々な実務研修（グループディスカッション研修、ビジネスマナー研修等）を通じて社会人としてのスキルを習得する。また実習後には受入れ先企業も参加する成果報告会を実施している。なお、正当な理由なく事前研修を欠席する等、研修に臨む態度が思わしくない学生は、実習への参加を許可しないこともある。教職員が連携を図り、学生への事前告知の徹底及び受入れ企業の拡大に注力している。なお、令和 4(2022)年度はオンライン形式と対面形式を併用して、236 人の学生が企業等での実習に参加した。

図表 2－3－2　就業力育成の核となる授業と学習のサポート



【学生の就職支援体制】

■キャリアサポート委員会

学生の就職を円滑に進めることを活動目的としている。具体的な審議事項は、①学生の就職指導に関する事項、②学生の就職先紹介に関する事項、③学生の就職先の調査・研究及び開拓に関する事項、④その他委員会が目的達成のため必要と認める事項である。これら事項に関わる企画・計画の審議及び運用状況のチェック機能を果たしている。

■キャリアサポート室

キャリアサポート室は、学生が「将来豊かな人生をおくるための進路を選択する能力、そして社会の一員として自立できる能力を養成する」ことを基本方針として、学生の就職・進学に対する相談・助言等を行っている。具体的な業務は、①求人会社の開拓及び求人紹介、②学生に対する就職ガイダンスの実施及びカウンセリング、③求人票等求人情報の収集及び整理、④学生の求職票受付及び就職状況の調査、⑤学生の就職に係る官

公庁への届出及び報告、⑥資格講座開講、⑦その他学生のキャリア育成等を担当している。これらの業務を事務組織としてのキャリアサポート室が「キャリアサポート委員会」と有機的な連携を図り、実施している。

全学年を対象に、目上の人と接する際の話し方・立ち居振る舞いを学ぶとともに、職業観・就業観を育てることを目的として、社会人との座談会「大人と話そう会」を開催している。令和4(2022)年度はオンライン形式と対面形式で計4回開催し、延べ19人の学生が参加した。このほか、3月から翌年2月にかけて多数の企業を招く「学内合同企業セミナー」及び学内で企業の説明会と選考を実施する「学内単独企業セミナー」を開催している。令和4(2022)年度は、オンライン形式及び対面形式で延べ92日開催した。

学年別の取組み状況は以下のとおりである。

1年生に対しては、「自分を見つめ直し、学生生活を充実させる」ための取組みを実施している。

2年生に対しては、これからの大学生活の充実や将来に対する不安解消のため、10月から11月にかけて一人40分の集中個別面談を実施しており、令和4(2022)年度は622人の学生と面談した。また、3年次からの就職活動への動機づけや今後実施される各種ガイダンス・講座にスムーズに対応できるように「就活準備ガイダンス」を実施している。「就活準備ガイダンス」では「ビジネス・インターンシップ」についても説明し、履修促進を図った。

就職活動が本格化する3年生に対しては、就業意欲の向上を図り、社会人に求められる知識・スキル等の習得を目的としてガイダンス及び就職試験対策講座を並行して実施している。各ガイダンス及び就職試験対策講座において、挨拶や身だしなみ等の第一印象の重要性を繰り返し説明するとともに、筆記試験の頻出問題を解説する時間を設けた。早期に就職活動に取り組めるよう、5月から6月にかけて3年生を対象に一人50分の集中個別面談を実施しており、令和4(2022)年度は954人の学生と面談した。また、10月初旬までに個別指導の基礎資料となる「S-Log」内の進路登録を入力するよう指導し、登録情報を活用した個別指導を行っている。

全学年に対して、地方への就職を希望する学生を対象に「U・I・Jターン就職のためのガイダンス」を6月と11月に実施し、併せて個別相談会を行った。

さらに、5月から就職活動中の4年生全員を対象に個別電話面談を実施し、各学生の活動状況の確認及び就職活動に対する不安の解消等に努めた。また、郵送や電話連絡を定期的に行うことで就職活動状況の把握に努め、内定が得られない学生や積極的な就職活動ができない学生に対しては、履歴書添削及び面接等の個別指導とともに企業の採用試験の受験及び各セミナーへの参加を促した。

上記以外にも、学生からの個別相談に随時対応している。キャリアカウンセラー3人、内定を得た4年生8人を相談コーナーに交替制で配置し、相談しやすい環境づくりに努めている。令和4(2022)年度は延べ4,858人が相談に訪れた。

なお、キャリアカウンセラーは個別相談以外に採用試験を控えた学生を対象とした模擬面接も担当し、一人ひとりにきめ細かな指導を行い、学生が自ら積極的に活動できるように、就職意欲の向上を図っている（令和4(2022)年度実績2,093人）。

また、例年、ガイダンス・講座の欠席者及び自身の実力に不安を感じている学生を対

象とした少人数制講座「キャリサポ塾」を開設し、補習を行っている。令和4(2022)年度前期には4年生を対象に採用試験突破のための自己PR、志望動機作成等の対策プログラムを実施した。後期においては3年生を対象としたグループディスカッション対策等のプログラムを実施した。

学生が就職活動を円滑に進められるように、情報機器の充実を図っている。学生が利用できるパソコンを10台設置し、インターネットによるエントリーや情報収集に活用できる環境を整えている。

その他、学生の多様な要望に応えるため、3年生対象の「ハイレベル就活対策講座」や、2年生対象の「社会人基礎力養成講座」を開講した。令和4(2022)年度は「ハイレベル就活対策講座」を計33回開講し、参加者は延べ426人だった。「社会人基礎力養成講座」は計10回開講し、参加者は25人だった。

令和4(2022)年度資格講座は、公務員受験対策講座をはじめとする全47講座を開講し、延べ943人の受講申込みがあった。

地方への就職を希望する学生への支援の一環として、これまでにも複数の自治体と就職に関する協定を締結している。令和4(2022)年度は、8月に島根県と就職に関する協定を締結した。

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

『就業力育成プログラム報告書』が示す取組みの軌跡と結果を教職員一人ひとりが自らの教育・支援活動に活かす。また、就業力育成支援の取組みをより質の高いプログラムとして発展させるため、社会のニーズを敏感にとらえながら目標を設定し、当該プログラムの成果を定期的に評価し、一連の PDCA サイクルを繰り返す。具体的には、初年次教育（ゼミナールＩA・ＩB）において、欠席者支援の方法を工夫するとともに、「S-Log」、「S-Check」及び「S-Work」の内容についても毎年度精査し、常に当該プログラムの質の向上を目指す。

また、フィールドワークゼミナールについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、活動制限が継続されることを踏まえつつ、活動における留意事項（8 項目）の見直しを実施し、各担当教員が学生に対して主体的かつ能動的に行動することを促しながら活動を行っていく。諸団体との連携についても同様に学生主体で進めることにより、学生の「社会的問題解決能力」の獲得を目指す。全体的な活動においても目的達成のためのフレームワークをもとに活動を行い、教育的効果の向上を図る。各学年における演習やキャリア教育の授業科目（「ビジネス・インターンシップ」、「キャリアデザイン入門」、「キャリアデザイン応用」）は、教育課程内における就業力向上の核を成すものである。そのため、2・3 年次の演習（ゼミナールⅡ・Ⅲ、フィールドワークゼミナールⅡ・Ⅲ）では、社会人になることを意識した内容も盛り込み、授業内で行った「S-Log」、「S-Work」が就職活動における自己分析に役立ち、また履歴書の自己 PR・志望動機を作成する際に基本となるように構成する等、「就業力育成支援委員会」と「キャリアサポート委員会」がより一層連携を図り対応する。

勤労観・職業観を養う実習である「ビジネス・インターンシップ」は、参加学生を増やすために、受入れ企業数だけでなく業界の拡大を図る。これまで同様、1・2 年生には、

「キャリアデザイン入門」及び「キャリアデザイン応用」を通じて、就業意識の向上を図る。さらに、専門性の高いキャリアカウンセラーの配置を継続し、学生一人ひとりにきめ細かな面談を実施する。

採用試験の早期化・短期化の影響によるミスマッチ就職を防ぐため、就職試験対策講座では自己分析講座をより重点的に実施する。

企業との交流会の開催は、本学の認知度向上と同時に、良好な関係性構築につながっている。これらの企業との関係を保ちつつ、企業と学生との接点を増やすことに取り組む。具体的には、各地方の就職支援企業・団体を招いて行う「U ターン就職セミナー」等をより多く企画・実施し、学生の希望に沿った企業とのマッチングを図る。

令和 4(2022)年度までに就職に関する協定を締結した各自治体だけでなく、他自治体との協定締結を進め、連携を拡大する。

資格取得のサポートについては、学生に社会での資格の有用性を正しく認識させる。運用面においては、奨励金制度及び再受講制度等、学生のモチベーション向上につながる仕組みを提供しているが、さらに合格率向上につながる仕組みを構築する。

今後も「キャリアサポート委員会」とキャリアサポート室が適切に連携し、さらなる学生の就職支援を図る。

2－4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

（1）2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

（2）2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■学生生活と学生支援

本学では、各種委員会と学生支援課が連携を図り、学生サービス、厚生補導、学生生活支援を行っている。大学教授会傘下に設置している「学生生活委員会」は、学生の厚生補導及び学生生活全般の支援・充実を図ることを目的とし、厚生補導、賞罰、学生相談、健康管理、単発的な奨学金、保護者との懇談会に関する業務を遂行している。「学生生活委員会」内の部会である「思いやりと礼節委員会」では、本学の建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の 4 つの柱の一つである「思いやりと礼節」の現代的な解釈及び具現化を目指し、学生の倫理観、道徳観の向上を図る活動を行っている。

また、「学生支援委員会」は、奨学金等の利用により継続的な修学を志す学生の支援を目的とし、高等教育の修学支援新制度をはじめとした継続的な奨学金及び授業料減免制度（「スポーツ振興審議会」及び「GET コース運営委員会」における審議対象を除く）について審議を行っている。

学生の経済的支援については、学費の延納、分割納入制度を導入している。令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症の影響による保証人（保護者）の家計急変に対応するため、学費の納入期日の設定を弾力的にすることで、少しでも経済的な負担を軽減できるよう努めた。

奨学金においては、本学独自の奨学金として、家計急変による経済困窮者のための大阪商業大学給付奨学金、恒常的経済困窮者のための学生支援給付奨学金、入学試験成績優秀者への新入生奨学金、在学生への成績優秀奨学金、スポーツ活動優秀者に対するスポーツ奨学金、私費外国人留学生に対する授業料減免、学資クレジットを利用する学生に対してその利子を奨学金として給付する教育ローン利子補給奨学金等、必要に応じて支援策を講じている。さらに、令和 4(2022)年度は令和 3(2021)年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変した学生に対する同感染症拡大に伴う経済支援事業を実施し、経済支援の充実を図った。

また、学生の正課・課外活動中の事故、その他あらゆる不測の事故及び傷病による通院・入院・死亡等に際して医療給付、見舞、弔慰等によって救済または援助することを目的として「学生総合互助部会」を設置している。「学生総合互助部会」では、突発的経済困窮者に対する学費半額を上限とした貸与制度を設ける等､経済的支援も行っている。さらに、2 社の学資クレジット導入、日本学生支援機構奨学金受給のための窓口設置等、就学支援体制を充実させている。その他、アルバイト希望学生には、アルバイト紹介システムを導入し、安全で良質な求人情報を提供している。

上記のとおり経済的支援については、必要に応じた支援策を講じており、保護者・学生に対する説明・相談会の実施等、制度の周知活動を行っている。令和 4(2022)年度における在学生 5,105 人（内大学院生 18 人）のうち、日本学生支援機構の貸与型奨学金受給者は 3,054 人、高等教育の修学支援新制度受給者は 985 人、給付型奨学金受給者は 8 人である。本学独自の給付奨学金受給者は、大阪商業大学給付奨学金 45 人、新入生奨学金 29 人、成績優秀奨学金 60 人、スポーツ奨学金 112 人、強化育成クラブのスポーツ奨学生を対象としたスポーツ奨学生家賃補助支援 14 人で、学生支援給付奨学金 10 人である。その他、他団体給付型奨学金 39 人、他団体貸与型奨学金 11 人である。外国人留学生では授業料減免 9 人、他団体給付型奨学金 1 人である。また、学資クレジットの利用者は 81 人である。

さらに、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で困窮している学生に対する生活支援として､「食」に対する支援事業を実施した。本学卒業生が相互の連携・親睦を図ることを目的とする組織「校友会」を含む複数団体からの寄附を受け、延べ 370 人に対して 1 週間分の食料品を配付するとともに、延べ 4,142 人に対して 100 円ランチを提供した。

その他、正課・課外活動中の不慮の事故に対する補償として､「学生教育研究災害傷害保険」に加入しており、その補償内容を新入生オリエンテーション及び「キャンパスガイド」を通して学生に周知している。

■保健室と健康管理

学校保健安全法第 7 条に基づき、学生の健康管理を行う保健室を設けている。保健室では、学部生・大学院生・研究生に対し毎年健康診断を実施している。新入生には身体測定・視力測定・尿検査・胸部 X 線撮影・内科診察に加え、入学手続き時に健康調査票の提出を求め、個々の状況に応じた支援策を講じている。2・3 年生には、胸部 X 線撮影及び尿検査を実施している。同学年に対する胸部 X 線撮影は、本学が結核の多発地域に

あることによる。4 年生には就職活動に必要な健康診断証明書発行のため、新入生と同じ検査項目を実施している。さらに、体育会系クラブ等の所属学生に対する心電図検診や、試合前健診、学外受診の手配等も実施している。

令和 4(2022)年度の健康診断は、就職活動に健康診断証明書が必要となる 4 年生を含む在学生は前年度の 3 月末、新入生は年度初めの 4 月初旬に実施した。また、全学年の未受診者を対象に、4 月中旬に予備日を 1 日程設けた。体育会系クラブ等の新入部員に対し、心電図検診を 5 月に実施した。なお、健康診断の実施に際しては、事前の採尿キット郵送配付や、クラス単位で受診スケジュールを組む等の感染症対策のうえ実施した。

また、学内で受診できなかった学生に対しては、郵送で通知するとともに、一定期間内に契約医療機関で無料受診できる体制を整え、学生が受診しやすい環境を構築している。

なお、有所見者のうち、緊急性のある学生には電話等で連絡し、医療機関での精密検査の受診を促した。また、緊急性の低い学生には本学ポータルサイト S-Navi!及び郵送での通知により連絡し、保健室での再検査や健康指導を行った他、必要に応じて医療機関での受診を促した。

その他の健康管理の取組みの一つとして、6 月及び 11 月に東大阪市西保健センターと共催で禁煙キャンペーンを開催、学生自らが禁煙と健康問題を考える啓発活動に取り組んでいる。

また、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため実施を見送っていた、事務職員を対象とする「保健室による救命講習会（救命入門コース）」（AED（自動対外式除細動器）講習会）を令和 4(2022)年度に再開した。緊急時に優れた危機対応能力を発揮するために、事務職員全員が受講できるよう課室単位での受講スケジュールを組んでいる。なお、学生に対する講習会は、昨年度に引き続きクラブ学生を中心に課外活動支援課と共催で 3 回実施した。

■学生相談室と健康相談

学校保健安全法第 8 条に基づき、健康相談に対応できる学生相談室を設けている。主に、学生相談室では、心に悩みを抱える学生、または発達障害や精神障害の疑いがある学生等への支援を行っている。毎年 4 月に新入生に対して UPI メンタルヘルステストを行い、ケアが必要な学生の早期発見に努めるとともに、対応が必要な学生に対して、ヒアリングを実施している。また、年間を通じて前述の学生に対して、精神科医 1 人、カウンセラー5 人、事務職員 4 人を中心とした体制で支援を行っている。保護者及び教職員へコンサルテーションを実施する等連携を図り、保護者支援にも努めている。相談活動業務以外に、グループワークを中心とした研修会や友達づくりを目的としたティーアワー等を行い、集団が苦手な学生には少人数でのグループワークを行う等、近年の学生ニーズに合わせたイベントを実施している。なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、研修会等の開催を見送った。

障害者差別解消法施行に伴い、本学に「障がい学生支援委員会」を設置し、学生相談室内に「障がい学生支援相談窓口」を設けている。障がいのある学生やその保護者及び関係者からの問合せや支援相談に応じて、要望のあった配慮について審議、検討を行う

等、法に対応した合理的配慮が適切に提供できる体制づくりに努めている。また、学生相談に関するマニュアルとして学内で活用している『教職員のための相談室ハンドブック』に障がい学生支援に関する内容も盛り込み、令和元(2019)年度改訂版を発行した。全課室に、障がい学生支援担当者を配置し、専門知識修得を強化している。さらに理解を深めるため、「学生相談及び障がい学生支援に関する勉強会」を全課室の障がい学生支援担当者を対象として適時開催している。

■保護者への学生生活情報の提供

保護者に対しては、毎年 9 月に「①大学を知る、②相談する、③交流する」をコンセプトとし、本学の現状、学生の修学、学生生活、就職状況等に関する説明を行うとともに、教職員と保護者相互の理解を図ることを目的として、本学会場及び地方会場（7 会場）にて、教育懇談会を実施している。令和 4(2022)年度の教育懇談会はウェブ上で実施するとともに、希望者には 7 月に本学会場にて対面での面談を行った。特設ホームページでは、「コロナ禍により様変わりする学生生活」をテーマに、「本学の授業形態」、「大商大寮生の学生生活」、「就職活動の傾向と対策」、「学修支援及び経済支援」、「ウェブキャンパスツアー」等の動画を公開した。

保護者の大学に対するニーズを把握し、保護者、学生、大学の三者が情報を共有することを目的として、保護者向け情報誌『pitari（ピタリ）』を年 2 回（7 月・1 月）発行・送付している。『pitari（ピタリ）』は、三者が触れ合えるコミュニケーションツールとしての役割を果たしている。発送の際は、「保健室便り」や「奨学金だより」等を同封し、保護者の関心が高い幅広い情報の提供を行っている。7 月は「ご子女のサポート　オンライン活用術」をテーマに、本学ポータルサイト S-Navi!保証人（保護者）用の使い方の紹介、卒業生の就職活動体験談等を掲載した。1 月は「未来を創る大商大の歩み」をテーマに、本学 OB の教員、職員及び現役学生の対談や、就職活動内定者の体験談等を掲載した。『pitari（ピタリ）』を通じてアンケート調査を実施し、大学に対する意見・要望等の把握に努め、改善等を行っている。

■学生間コミュニティの形成支援

本学での学生生活をより豊かなものにするために、また学生間のつながりのきっかけづくりとして、「学生間コミュニティ形成支援プログラム」を例年実施しており、令和 4(2022)年度は 11 月に「保冷剤でアロマ消臭剤作り」イベントを実施した。

■課外活動の支援

本学は学生の課外活動の支援を行うための組織として、課外活動支援課を設置している。課外活動支援課が所管している「課外活動支援委員会」では、学生自治組織である学友会の活動や課外活動に対するサポート、広報事業や褒賞等に関して審議、検討を行っている。また、「スポーツ振興審議会」では、本学が指定する強化育成・強化クラブに対するスポーツ活動実績利用入試制度や経済的な支援制度等、スポーツ強化施策に関する審議、検討を行っている。

毎年、強化育成・強化クラブに所属する新入生には、入学式の際に保護者も含めた懇

談会を開催し、「課外活動支援及び課外活動との両立のための学業支援」について説明するとともに、部長、監督等指導者からクラブ別に活動方針や目標を保護者、クラブ生に説明している。なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、懇談会のみ開催し、部長、監督等指導者と保護者、クラブ生との顔合わせに留めた。

課外活動支援課では、全クラブを対象に「クラブ指導者懇談会」を継続的に実施している。教職員・監督等クラブ指導者と協働した多種多様な支援を行い、クラブに所属する学生が安心して課外活動を行えるよう努めている。令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症対策を徹底のうえ、学外にて 4 年ぶりに開催した。

課外活動団体は、統括・独立団体 5、体育会系クラブ 26、文化会系クラブ 15 で組織されている。課外活動支援課では、『大商大スポーツ新聞』や『クラブガイド』の発行、独自ホームページの運用、メールマガジンの配信、大商大スポーツ応援デーの実施等、課外活動加入率の向上を目的として積極的な広報活動を展開している。

課外活動における経済的支援として、指定する強化育成・強化クラブを対象に、スポーツ奨学生への学費減免制度、自宅外通学のスポーツ奨学生への家賃補助、大会や合宿、選手勧誘時に必要となる指導者への旅費の拠出、強化支援プログラム（トレーニング及びコンディショニング講習会等）の開催費用の支援、公式戦移動に伴う交通費の負担軽減（マイクロバスのチャーター等）を行っている。また、学友会がすべての課外活動団体に対し、活動予算を毎年配分している。本学の教育後援会組織は、すべての体育会系・文化会系クラブに対し西日本または全国大会に出場する際の交通費や宿泊費の援助、強化育成・強化クラブに対し用具購入費の補助を行っている。

課外活動団体が活動を安定して行えるように、物的・人的な支援も行っている。物的には、部室や練習場等の施設設備の提供、人的には、本学教職員が部長、監督、コーチ等（指導責任者）を務めている。また、安全管理面より、学生が安心して課外活動に専念できるよう、体育会系・文化会系クラブ及び統括・独立団体の学生を対象に「AED 講習会」及び「熱中症対策講習会」を毎年保健室と協働で実施している。体育会系クラブにおける競技力の向上については、専属トレーナー2 人による公式戦への帯同やコンディショニングの指導等、学生の身体的ケアを実施している。また、令和 4(2022)年度はクラブ別講習会として、バスケットボール部に年 12 回のトレーニング講習（トレーニング方法・メニューの作成等）を行った。さらに、体育会系クラブ学生は就職活動をする時間が限られることから、キャリアサポート室と連携を図り、当該学生対象の就職説明会の実施やクラブ活動のスケジュールに合わせた就職活動に関する情報の提供等、きめ細かな指導を行っている。

■卒業生と校友会

校友会は本学卒業生が相互の連携・親睦を図ることを目的とする組織である。本学は、卒業生が組織する校友会本部及び地方支部に対して、目的に応じた支援を行っている。また、総会等に教職員が参加し、本学の現状や就職状況等に関する説明及び情報交換及び卒業生との交流を行っている。加えて、年 1 回の校友会誌の編集に本学職員が参画し、大学からの情報提供、誌面づくりを支援している。さらに校友会と協力して、経済・社会活動等において輝かしい業績を残した卒業生を表彰する「校友顕彰式典」を開催し、

在学生の社会への参画意欲を高めている。令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、「校友顕彰式典」は開催せず、顕彰状授与式のみ執り行った。なお、卒業生の被表彰者の選定には、教職員と校友会関係者で構成する「校友顕彰審議会」があたっている。

■外国人留学生及び海外留学希望者への支援

外国人留学生に対する支援は、私費外国人留学生授業料減免（授業料の 30%を減免）、外国人留学生に特化した外部団体の各種奨学金申請サポートに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により実施方法の変更や規模を縮小した事業･イベントがあったものの、新入生へのバディ制度、日本文化の見学会、日本人学生との交流イベント、防災・防犯教室、就職説明会等、各種サポート（在留資格、資格外活動、住居、健康管理と医療・保険等）を実施している。留学生については、個人ファイルを作成し、奨学金、在留資格、資格外活動の有無、成績状況、行事への参加状況等を把握し、各個人に応じたサポートを行っているほか、定例ミーティングや年間の行事を通して、留学生の意見・要望の把握に努めている。また、交換留学生との交流イベントや英語の書籍の配架等、学内における国際交流促進を図るとともに、「English Café」、「English Focus with Rory」、「Let's Enjoy MOVIE!」等イベントにおいて、ネイティブスピーカーとの交流を通して日常から外国語に触れる機会を提供している。

在学生の海外留学に関する要望に応えるため、学内での海外留学説明会「留学アワー」を定期的に開催する等、随時相談に応じる体制を整えている。

（3）2－4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス、厚生補導、学生生活支援のための組織として、学生支援課及び「学生生活委員会」、「思いやりと礼節委員会」、「学生支援委員会」は、多様な学生のニーズ（学生のマナー向上を含む）に対応するべく、事業を企画し、実施する。

特に、学生への経済的支援として、学費の延納・分割納入制度のさらなる弾力的な運用を検討し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援策の実施に努める。また、学生に対して迅速に情報提供を行うとともに、各種経済支援において学内選考が必要な場合の推薦基準及び継続基準を確立する。さらに、外郭団体や関係機関等の支援金を利用した食の支援を検討し、実施する。

その他、学生の健康支援の充実のため、新型コロナウイルス感染症対策を実施するとともに、健康診断の実施体制、実施会場等を見直し、より学生が受診しやすいよう改善を図る。さらに、障がいのある学生の支援として、教職員の情報共有を密にし、さらなる連携強化を図るべく、障害者差別解消法に基づき、「障がい学生支援相談窓口」及び「障がい学生支援委員会」を適切に運営し、学生に支援が届きやすい環境となるよう改善を図る。

保護者との連携においても、教育懇談会や『pitari（ピタリ）』等の内容を保護者の意見・要望に応える内容に改善するとともに、双方のコミュニケーション促進のために活用する。

校友会に対しては、今後も積極的に大学情報を発信するとともに、卒業生の活動状況

の把握に努め、「校友顕彰式典」を継続的に開催する。また、校友会本部・支部とは人的交流等を通じた校友会活動の支援を行い、相互理解を深めるとともに、校友会学生支援基金についても、学生に還元できる有効策を校友会と調整しつつ立案、実施する。新型コロナウイルス感染症の影響により、人的交流ができていない校友会支部に対しては、総会への参加も含め積極的な活動支援を実施する。

課外活動の支援については、スポーツ奨学生に対して、年度初めの集団面談で学業との両立に対する心構え等を説き、就学意欲の向上を図り、標準修業年限での卒業者増加を目指す。安全管理の面からは、体育会系のクラブ生がより安心して課外活動に専念できるよう、前述の「AED 講習会」や「熱中症対策講習会」を継続的に実施し、自主救護能力の取得・向上を目指す。さらに「クラブ別講習会」の幅を広げ、コンディショニングの指導を充実させる。就職活動支援の面からは、就業意欲の向上を図るのため、今後も継続して、課外活動支援課とキャリアサポート室が連携し、該当学生へ情報提供を行う。また、学内外への広報活動の展開を通じて課外活動の活性化を図ることで、学生の大学への帰属意識の向上を図る。

外国人留学生の支援については、防災・防犯教室、就職説明会に加え、時勢に応じた支援策を行う。また、日本人学生との交流の機会を通して、日本語習得の機会の充実を図る。

海外留学希望者への支援については、留学制度を現制度からさらに海外留学希望者が利用しやすい制度への改善を図る。また、本制度を利用した留学がより実りある留学となるよう、派遣前から派遣後に至る支援体制を強化するとともに相談窓口の環境整備を推進する。

また、在学生の国際交流イベントへの参加促進のため、Chinese Café 等のイベントを新設し、支援体制の充実を図る。さらに施設環境を充実させるとともに、SNS 等、発信方法の検討を行う。

2－5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

校地については、大学設置基準第 34 条に基づき、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有している。本学の教育研究施設の概要は図表 2－5－1 のとおりであり、同第 36 条に掲げる専用の施設をすべて備えるとともに、同第 37 条及び第 37 条の 2 に掲げる面積を満たしている。運動場については、同第 35 条に基づき、校舎と同一敷地内に設けている。

近年は、学生の個人所有の端末を利用した学習環境のインフラ整備・拡充が重要であることから、学内全体を網羅できるよう学内無線ネットワークを構築し、スマートフォンやノートパソコン、タブレットを学内 Wi-Fi に接続したままシームレスに移動できる環境を整えている。そのほかにも「OBP コース」在籍者に一人一台ずつノートパソコンを貸与することで、自宅や授業において常時パソコンを使用できる環境を提供し、学修効果を高めている。

図表 2－5－1　施設概要　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

建物名	面積	主要施設
谷岡記念館(1 号館)	2,536 ㎡	学園資料室、比較地域研究所、商業史博物館、アミューズメント産業研究所展示室、学術研究事務室
Re/Ra/Ku（2 号館）	2,816 ㎡	コンビニエンスストア、リラク・サービスステーション、学生相談室、フリースペース
研究棟（3 号館）	5,308 ㎡	教員研究室、ミーティングルーム、学部長室、研究科長室、JGSS 研究センター
4 号館	10,266 ㎡	講義室、演習室、学生食堂「S-terrace」
5 号館	2,078 ㎡	大講義室、ラビックホール
6 号館	7,387 ㎡	講義室、情報処理実習室、LL 教室、オープンルーム、学習サポートフロア（学習サポート事務室、自学自習室、サポート学習室、グループワーク室）
総合体育館(7 号館)	13,495 ㎡	教員研究室、アリーナ、クラブ部室、トレーニングルーム、各武道場、卓球場、フィジカル・コンディショニング・サポートルーム、課外活動支援課
本館（8 号館）	9,658 ㎡	保健室、庶務課、情報処理室、教務課、学生支援課、学長室、学長補佐室、副学長室、事務局長室、学長企画室、会議室、応接室、入試事務室、監査室、高校企画室、総務課、人事課、財務課、大会議室、研修室、秘書室、理事室、理事長室
9 号館	4,117 ㎡	講義室、教職課程指導室、大学院、教員研究室、広報入試課、キャリアサポート室、中央管理室、S-Café（喫茶室）
U-メディアセンター「GATEWAY」	7,271 ㎡	図書館、ネットワークレクチャールーム、レクチャールーム、図書館事務室
ユニバーシティホール「蒼天」	780 ㎡	イベントホール（大講義室)、ホワイエ、事務室
多目的屋内競技場	2,052 ㎡	テニスコート
ユニバーシティ・コモンズ リアクト	7,206 ㎡	総合交流支援課、講義室、演習室、各種ラーニング・コモンズエリア、MARUZEN-大商大店、リアクト・カフェ、地域交流ルーム、ギャラリー、The i CALL、The SILL、アントレラボ、共同参画研究所、アリーナ､多目的室
学生会館	1,285 ㎡	事務室、会議室、和室、洋室、浴室
S-dorm	1,006 ㎡	学生寮
U-maison	1,063 ㎡	女子学生寮
学術センターU-BOX	1,488 ㎡	学術研究事務室、アミューズメント産業研究所、研究員研究室
藤井寺学舎	2,155 ㎡	ホール、コミュニティホール、多目的ホール、研修室、つどいの広場

主な施設の特徴は、次のとおりである。

■学習サポートフロア（6 号館）

学生が自由に利用できるスペースとして、6 号館 1 階全体を「学習サポートフロア」と称し､グループワーク室､自学自習室､サポート学習室の 3 室を設置のうえ､無線 LAN の環境のもと貸出用ノートパソコンを 80 台配置している。

■情報処理実習室及び LL 教室（6 号館）

学生がパソコンを活用できる実習室として、6 号館に 5 教室（情報処理実習室 1・2・3・4 及び LL 教室）を設置しており、各室 42～68 人の学生がパソコンを利用できるようにしている（合計 286 台)。そのうち 3 教室は、演習をはじめ少人数授業に対応するため、パーティションで 2 分割することが可能である。全実習室で授業が行われている場合でも自学自習ができるようオープンルーム 2 室（最大 54 人利用可）を設置し、18 時 30 分まで利用可能としている。全実習室及びオープンルームのすべてのパソコンは、インターネットが利用可能な学内 LAN に接続することができる。

全ての情報処理実習室のパソコンは、令和元(2019)年度にすべて Windows10®の整備を完了している。また、情報処理実習室 1～3 は、プロジェクターや液晶モニターをハイビジョン解像度・ワイド画面対応とする等、時代に即した教育環境に更新している。なお、学内で学生が利用できるパソコンはすべて同じシステムで管理・運用しており、どのパソコンを利用しても自身の設定した環境で活用できるよう整備している。

■ユニバーシティ・コモンズ リアクト

「リアクト」は、学生の学修環境整備の一環として全館 Wi-Fi 接続（屋内外での無線 LAN 含む）を可能とし、常設デスクトップパソコン（14 台）及び貸出用ノートパソコン（80 台）が利用できるよう、運営・管理している。また、学生用プリンタ（大判プリンタ含む）の利用サービスとして、プリントステーションを設けている。平成 29(2017)年度からは、「リアクト」3 階のセミナールーム、ミーティングルームを活用して、主に演習科目の授業を実施しており、少人数教育を推進している。令和 3(2021)年度には、授業用のノートパソコンを新規に 20 台導入した。

■体育施設

総合体育館（アリーナ、部室、トレーニングルーム、武道場等)、第一グラウンド（人工芝グラウンド)、多目的屋内競技場（テニスコート)、野球場（関屋グラウンド：学外グラウンド）を有している。なお、平成 29(2017)年度からは、「リアクト」4 階のアリーナを体育施設としても活用している。授業やクラブ活動での使用のほかに、一般開放時間を設け、広く学生に開放している。令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、延べ 5,219 人の学生が利用した。また、「リアクト」には障がいのある学生への配慮として、「車椅子用更衣室」を完備している。

利用可能時間について、総合体育館は、授業期間は 9 時から 21 時まで、休業期間は 9 時から 18 時まで、夜間照明のある第一グラウンド（人工芝グラウンド）は、授業期間は 9 時から 20 時まで、休業期間は 9 時から 18 時までとしている。また、多目的屋内競技場（テニスコート）は、授業期間は 9 時から 20 時まで、休業期間は 9 時から 18 時まで利用可能である。なお、利用の優先順位は、①授業、②大学行事、③課外活動、④サークルを含む一般学生としているが、授業期間の月曜日は体育施設開放日として、アリーナ、第一グラウンド（人工芝グラウンド)、多目的屋内競技場（テニスコート）を一般学生が利用できるようにしている。令和 4(2022)年度は新型コロナウイルス感染症対策と

して利用制限を行った影響により、一般学生への開放日は 26 日間、アリーナ 155 件、第一グラウンド 89 件、多目的屋内競技場 2 件、合計 246 件となり、3 施設あわせて延べ 2,327 人の利用にとどまった。また、トレーニングルームは「トレーニングルーム使用講習会」を受講した学生が利用可能で、令和 4(2022)年度は延べ 9,526 人が利用した。これら体育施設の管理・運営は、課外活動支援課が担当しており、日常的にメンテナンスを行うとともに、改修や改善の必要がある場合は庶務課・教務課と連携し、利用者のサービス向上、安全面に配慮した適切な運営を行っている。令和 4(2022)年度は、総合体育館 3 階卓球場にスポットクーラー4 台の設置とコンセント増設工事を行い、安全・安心な環境を整備した。

■附置研究所等

本学は教育研究目的の達成のため、比較地域研究所、商業史博物館、アミューズメント産業研究所、総合交流センター、共同参画研究所、図書館を設置している（図表 2－5－2 参照）。

図表 2－5－2　本学の附置研究所等



◆比較地域研究所、JGSS 研究センター

比較地域研究所は学術研究事務室が管理・運営を行っている。平成 9(1997)年に大学院地域政策学研究科と連携して設置し、社会科学を基礎とした学際的な観点から共同研究を実施し、研究成果を紀要・研究叢書・講演会によって市民や学生教育に還元している。比較地域研究所及び商業史博物館の設置場所である谷岡記念館は、国の登録有形文化財である。

平成 27(2015)年度から、比較地域研究所内の機能として JGSS 研究センターを再編し、研究活動を行っている。JGSS は、Japanese General Social Surveys（日本版総合的社会調査）の略称であり、全国規模の総合的社会調査を 2 年に 1 回実施し、共同研究

者による分析と研究成果の公表を支援するとともに､得られたデータを国内外のデータ・アーカイブに寄託して、世界中の研究者にデータ分析の機会を提供してきた。なお、平成 20(2008)年度には文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」に認定され、平成 25(2013)年度に再認定（平成 31(2019)年 3 月 31 日まで)、平成 31(2019)年度に再々認定（令和 7(2025)年 3 月 31 日まで）を受けた。令和 2(2020)年度には文部科学省の「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業～機能強化支援（単独拠点）～」に採択された。また、平成 30(2018)年度には、独立行政法人日本学術振興会の「課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業　人文学・社会科学データインフラストラクチャー構築プログラム」における「拠点機関におけるデータ共有基盤の構築・強化委託業務」の採択（令和 5(2023)年 3 月 31 日まで）を受けた。これをもとに本学所有のデータの公開、利用に係るシステムを構築し、外部研究者のもつデータの受入れも可能になっている。

◆商業史博物館

商業史博物館は、平成 11(1999)年に博物館法第 29 条に基づき博物館相当施設に指定されている。商業史博物館は、学術研究事務室が博物館の施設設備の維持・運営を図るとともに、学芸員を 4 人配置し、資料の収集・整理・保管や展示等を行っている。商業史資料室では､「近世大阪の商業」をテーマに、商家文書や商業用具（貨幣・天秤・千両箱等）の実物資料を展示している。また、郷土史料室では､「河内の稲作と民具」､「河内木綿」をテーマに、農具や民具、木綿資料を展示している。これらの取組みは、本学における教育研究に寄与するとともに、地域社会の人々に教養を深める機会を提供している。

◆アミューズメント産業研究所

アミューズメント産業研究所は、学術研究事務室が管理・運営を行っている。平成 12(2000)年に、大学レベルとして日本初の余暇産業を研究する専門的研究機関として設置され、現代生活における「遊び」や「趣味」､「楽しみ」といった余暇活動について、歴史、文化、経済、法律的な側面から包括的に分析し、将来のアミューズメント産業のあり方や方向性を追究している。

◆総合交流センター

総合交流センターは、建学の理念を具現化するために、学生及び教職員の教育研究活動を通じ広く社会と交流することを目的として運営し、起業教育、特色教育、国際交流、地域交流を行っている。

◆共同参画研究所

共同参画研究所は、地域創造の担い手である中間組織（町会・自治会、NPO、企業、大学等の教育機関等）に関わる人々の社会的包摂の重要性に関する認識を深めるため、社会的包摂に関する調査・研究及び具体的な課題解決に向けた政策提言等の取組みを行う。主な事業は、地域における子育て支援、高齢者の健康寿命支援、障がい者等と地域との関係構築等である。具体的な取組みのひとつとして、平成 30(2018)年に藤井寺市と

連携協力協定を締結し、当該協定に基づき、地域子育て支援を展開することで地域社会の創造に関わる貢献活動を行っている。また、令和元(2019)年度より研究所の目的達成及び自治体における政策の高度化に資するため、本学と包括連携協定を締結している自治体の職員を嘱託研究員として委嘱し、各自治体の現状に特化した調査・研究を行っている。これまで東大阪市、四條畷市及び豊中市の職員を嘱託研究員として招聘した。なお、令和 4(2022)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、嘱託研究員の招聘は見送られた。

◆図書館

大学設置基準第 38 条に基づき図書館を設置し、教育研究上必要な図書、学術雑誌、資料等を備えている。図書館の施設は地上 6 階建て、総床面積は旧図書館（現在は雑誌書庫として使用）を含め 8,490 ㎡である。図書館設備については、安全性・利便性（バリアフリー等）に配慮している。安全面では、平成 23(2011)年度までに緊急放送設備工事や書架耐震工事を実施し、4 階には AED を設置している。利便面（バリアフリー等）では、多目的トイレやエレベーターを設置し、入館ゲートや書架の間隔は車椅子利用に配慮したスペースを確保している。

本学図書館の令和 4(2022)年度蔵書数は 543,167 冊（和書 407,133 冊、洋書 136,034 冊）、電子書籍 180 点（和書 179 点、洋書 1 点）、定期刊行物 1,849 種（和書 1,465 種、洋書 384 種）、視聴覚資料 6,263 点を数える。また、日経 BP 記事検索サービスや Japan Knowledge Lib 等のデータベースを 29 種類導入し、新聞・雑誌記事・学術論文等の情報及び電子書籍を学内外から閲覧できる環境を整えている。令和 4(2022)年度には VPN 装置を更新し、学外から同時接続するユーザーライセンス数を 25 から 100 に増やし、利用者の利便性向上を図った。

令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止を目的として「図書館におけるガイドライン（以下「図書館ガイドライン」）」に準じて運営した。

学生には図書・雑誌・視聴覚資料以外に館内専用ノートパソコンを貸し出している。図書館では教室と同様に学内外のネットワークに接続でき、学修に支障のない環境を提供している。さらに、2 階視聴覚資料閲覧コーナーにはワイドモニター（16:9）とブルーレイマルチプレイヤーを設置している。なお、令和 4(2022)年度は 91 件の利用であった。6 階には、視聴覚資料の集合閲覧機能を備えた「多目的室」を設置している。最大 40 人まで収容でき、授業・研修等で利用できる環境を整えている。令和 4(2022)年度は 101 回の利用があった。

本学図書館では学生の図書館利用を促進するため、読書会や大商大プチエッセイコンテスト等のイベントを開催している。このほか、令和 4(2022)年度の活動状況としては、企画展示 1 回、特設展示として学生等の興味をひくテーマ（「新生活応援」、「上半期ベストセラー」等）を定めて 7 回（貸出冊数 527 冊）、図書館学生スタッフ（LSS:Library Student Staff）（以下「LSS」）による企画展示を 10 回実施した。また、LSS による「古本市」（不要図書・雑誌の無償提供）を 12 回開催し、計 1,279 冊を提供した。

図書館運営については、「図書館委員会」が選書や資料除籍等、重要事項を審議・決定している。選書については例年実施している学生選書ツアーを開催し、LSS を含めて 12

人の学生が参加した。令和 4(2022)年度の入館者については、本学活動制限レベルに従い、図書館ガイドラインに基づいて開館時間を平常時に戻したことにより、44,912 人となった。

本学図書館では平成 14(2002)年度後期から、東大阪市及びその近隣に居住または勤務する学外者（高校生以上）に対する「利用登録制度」を設け、所蔵資料の閲覧・館外貸出を行うサービスを実施している。令和 4(2022)年度は、令和 4(2022)年 3 月 22 日に本学活動制限レベルが 1 から 0 に変更されたことに伴い、一般利用を令和 4(2022)年 4 月 1 日より再開した。なお、新規登録の受付は令和 4(2022)年 10 月 3 日より再開した。

「大阪商業大学学術情報リポジトリ運用に関する取扱基準」に基づき、NII（国立情報学研究所）が運営する JPCOAR（オープンアクセス推進協会）に参加し、平成 27(2015)年 1 月より、リポジトリでの博士論文や紀要等の全文公開に着手した。令和 4(2022)年度末現在の掲載コンテンツは『大阪商業大学論集』、『大阪商業大学商業史博物館紀要』、『地域と社会』、『大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要』、『大阪商業大学教職課程研究紀要』、『大阪商業大学共同参画研究所紀要』、『日本版総合的社会調査共同研究拠点　研究論文集』、「博士学位論文」、『ブック村だより』、『Milepost』、『大阪商業大学商業史博物館資料目録』『アミューズメント産業研究所資料目録』、『大阪商業大学公開講座　要旨集』、『科学研究費助成事業　研究成果報告書(最終報告書)』となっており、閲覧件数は延べ 20,367 件、ダウンロード数は延べ 94,827 件となっている。

平成 27(2015)年度には国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」を導入し、研究支援の充実に取り組んでいる。また、令和 4(2022)年度はレファレンスサービスのガイドラインを整備し、本学ポータルサイト S-Navi!により利用案内等を行い、利用者へサービス充実の周知を図った。

■施設設備等の日常的管理・運営

設備の日常的管理・運営については、委託業者の専門技術者が保守管理を担当し、遠隔で一元的に監視・制御できる中央監視システムを導入している。受変電設備及び非常用発電機の保守管理、電話交換機・エレベーター・エスカレーター等の保守・法定点検は、各専門業者と保守契約を締結し実施している。

施設の営繕・清掃については、それぞれ専門業者と業務委託契約を締結し、キャンパス内に常駐して業務にあたっており、施設設備・構内美化に努めている。

キャンパス内の庭園・樹木の管理に関しては、専門職員及び委託業者を配置し、手入れ・育成を行い、構内緑化の維持・推進に努めている。

情報処理実習室及び自習環境における ICT 設備に関しては、「情報教育委員会」の基本方針である「新製品の社会での普及状況を考慮し、社会的要請に対応すること」に基づき、計画的にハードウェア及びソフトウェアの更新を行っている。

学生福利厚生施設として、学生食堂や喫茶室、カフェ、書店、コンビニエンスストア、フリースペース（休憩施設）2 箇所、旅行代理店等を設置している。このほか、17 箇所の施設を学生が食事場所として利用できるように整備している。食事場所等の施設は、新型コロナウイルス感染症対策として、午前中及び昼食時に職員が巡回を行う等により、学生の適切な利用を促している。さらに、学生が食事場所として利用する頻度が高

い屋内のフリースペースには、広い空間に多数の椅子とテーブルを備えるとともに、新型コロナウイルス感染症対策として机上にアクリルパーティションを設置し、感染症対策に努めている。

また、女子学生が学生生活を楽しく快適に過ごすため女子学生専用のパウダールームを設ける等、各種設備を整備し、有効活用している。

そのほか、演習やクラブでの合宿、研修や会議で利用できる学生会館（最大 152 人利用可）は、管理運営業務を外部委託し、利用ルールの適正な運用、安全面の強化を図っている。令和 2(2020)年度以降、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため全面的に使用を停止していたが、令和 4(2022)年 7 月 15 日より短時間使用を再開した。

■施設設備等の補修・改善

環境整備については、令和 4(2022)年度には、Re/Ra/Ku の外壁改修及び防水工事を行った。また、谷岡記念館の照明設備を LED 照明設備に更新し、節電対策を実施した。

耐震補強工事、アスベスト対策については、すでに完了している。バリアフリーについては、屋外では「手すり・スロープ、点字ブロック、専用駐車場」、屋内では「自動扉、エレベーター、手すり・スロープ、多目的トイレ・シャワー室」を設置している。

■履修登録者数の管理

履修登録者数は、教育効果を十分に上げられるよう、原則として 1 年次の「ゼミナールⅠA」、「ゼミナールⅠB」、2 年次から 4 年次の「ゼミナールⅡ」、「ゼミナールⅢ」、「ゼミナールⅣ」はそれぞれ 1 クラス 25 人、「フィールドワークゼミナールⅡ」、「フィールドワークゼミナールⅢ」、「フィールドワークゼミナールⅣ」はそれぞれ 1 クラス 20 人を定員としてクラス編成している。また、1 年生の「英語」は、1 クラス 40 人程度を基準として習熟度別「基礎（Basic）」、「標準（Standard）」、「発展（Advanced）」にクラス編成して授業を行い、いずれも適切に管理している。また、情報処理等のコンピュータを活用する実習等による授業においては、教育効果の観点から 35～50 人を定員として、人数制限科目として運営している。一般講義による授業に関しても、教室の収容人数を超えることがないよう、開講コマ数及び開講時間の調整を年度ごとに行い、時間割編成に反映できるよう取り組んでいる。ただし、一部の授業科目において、履修登録者が当初設定した教室の収容定員を超える場合には、他の教室へ変更している。他の教室との調整ができない場合は、教育効果を低下させないために、履修登録後に抽選し、適正な人数で受講できるよう対応しているほか、必要に応じて e-Learning システム（教育支援システム manaba®）を活用したオンライン授業に変更して実施している。

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

本学における教育目的を達成するために、常に教員、学生のニーズに基づき、授業形態の多様化に柔軟に対応できるように施設設備の整備を図る。

平成 29(2017)年 4 月から運用が始まった「リアクト」においては、学生の主体的かつ能動的学習を支援する施設として、個人からグループワークまで自学自習を支える設備や教育環境の充実、国際交流スペースの利用促進を図るとともに、教員、学生のニーズ

に即した運用について検討を行う。

また、学修支援体制の強化として、主体的に学生が学べる環境整備を推進していく。加えて、情報教育環境の整備に関して、カリキュラム編成状況を踏まえ、「情報教育委員会」及び関連部署等と連携を図り、本学の教育体制に反映する。

福利厚生施設については、委託業者や学生と連携を図りながらキャンパス全体の質と満足度の向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を講じてきた食事可能施設やフリースペースの利用については、コロナ禍以前の運営体制への移行に向けて準備を進める。

学生会館については、老朽箇所の修理等の対策を行い、令和 5(2023)年 5 月からは外壁の改修工事を予定している。新型コロナウイルス感染症対策のため使用を停止していたが、令和 4(2022)年 7 月から短時間使用を再開した他、令和 5(2023)年 8 月から宿泊使用の再開を予定している。

ICT の発展及び大学設置基準の改正に伴い、本学図書館においても電子資料の充実が求められている。このニーズに対応すべく、電子資料の収集及び利用促進に向けた広報を行う。また、学術情報発信のため、令和元(2019)年度に発足した「学術情報リポジトリ運営委員会」の協議結果を基に、関係部局に対して情報提供を求める等、リポジトリのさらなる充実に向けて運用の改善を進めている。

教室の収容定員を大幅に超過する傾向にある科目については、学生が学習計画を円滑に立てられるよう、過年度の履修者数を調査し、担当教員と相談したうえで履修者数を定め、予め学年、学科別でクラスを指定する。また、抽選科目として設定する等の対策により教育効果の低下を防げるよう改善を図る。

比較地域研究所、商業史博物館及びアミューズメント産業研究所展示室が設置されている谷岡記念館は、本学のシンボル的建造物であり、附置研究所等の機能集約により、さらなる利活用の促進を図る。このため館内のデッドスペースや学園資料室の活用を含めた効果的な利用改善に取り組む。

また、アミューズメント産業研究所が位置する学術センターU-BOX は、将来の教育活動への利用を見据えたアミューズメント資料の展示・公開ができる施設への転換を検討する。

2－6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

（1）2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

（2）2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるために、毎年度、全学生を対象とし

た学生生活全般を調査する「学生生活調査」を実施している。その調査結果を教職員に公開し、生活実態や施設設備、福利厚生面等における意見・要望を把握のうえ、可能な限り要望に応じている。また、学友会等の執行委員と「課外活動支援委員会」、「学生生活委員会」及び事務局の各課室長ら教職員との意見要望交換会を年 1 回実施し、意見・要望の把握、集約に努めている。さらに、毎月 1 回、学友会等の執行委員と課外活動支援課がミーティングを実施するほか、適宜アンケート等を実施し、意見・要望の把握に努めている。その結果について、可能な限り対応することで学生の満足度向上に寄与している。また、学生の求めに応じて取り組んでいる喫煙マナー対策については、改正健康増進法施行に伴う法律及び条例を遵守するため、学内の屋外喫煙所を 3 箇所に限定するとともに、学生の喫煙マナー向上施策として、ポスター掲示や東大阪市保健所との連携による禁煙キャンペーン活動、学内巡回等を通じて啓発活動に取り組んでいる。

各クラブ団体が定期的に開催する主将主務会計会議や部長会計会議に課外活動支援課職員も出席し、学生の活動状況を把握するとともに、連携の要望を聞き取っている。

学生支援課では、成績不振者との面談及び電話での履修指導及び保護者との面談等で得た意見・要望を把握・分析し、その結果をサポート学習講座・楽習アワー、履修相談会等の数多くの施策に活用しており、適切に対応している。また、年 2 回実施している授業運営の改善を目的とした「授業アンケート」を活用し、学修環境に関する学生の意見を汲み上げている。大学院では、「授業アンケート」を実施するほか、研究指導担当教員が学生の意見を汲み上げている。これらの意見・要望について事務局と連携し対応している。

図書館では、前述の意見要望交換会で出された意見・要望について、適宜対応している。また、学生目線で利用しやすい図書館づくりを目指して「LSS」を発足させ、令和元(2019)年度に本格的に活動を開始した。令和 4(2022)年 3 月末現在で 23 人のメンバーが活動しており、館内資料の展示企画や「古本市」等、学生主体の活動のほか、読書会や学生選書ツアー等図書館行事の支援も行っている。

これらの活動により、学生の意見・要望を直接的に反映できる仕組みが構築できている。

(3) 2－6 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる体制として、「学生生活委員会」が実施する「学生生活調査」の調査結果に基づく検証を踏まえ、学生へのフィードバックを適切に行う。学友会等の執行委員と教職員との意見要望交換会は今後も継続して実施するが、開催回数の増加、小規模での開催等を検討し、タイムリーな意見・要望の把握、集約機会の拡充に努める。

各クラブ団体の主将主務会計会議や部長会計会議については、今後も課外活動支援課職員が継続して出席し、活動状況の把握や情報共有等、各クラブとの連携強化に努める。また、競技力強化支援プログラムについても、引き続き競技力強化に向けて、競技技術の習得だけに留まらず、競技をするうえで有効なトレーニング方法、けがの予防や早期回復のためのコンディショニング等の講習会を、学生の要望を取り入れながら継続する。

大学院生については、今後も研究指導担当教員が意見・要望の把握に努め、研究環境

の改善等の対応を行う。

学修支援に関する学生の意見・要望については、直接、「就業力育成支援委員会」及び学生支援課で把握したもの以外にも、「学生生活委員会」が実施する「学生生活調査」、「FD 委員会」が実施する「授業アンケート」等で提起された意見に対しても適宜対応する。なお、上記の調査及びアンケートを含めて、実施そのものが目的化しないよう、その結果を十分に分析し、組織的に活用する。

図書館では LSS の主体的な活動を支援し、スタッフからの意見・要望を汲み上げながら適宜対応する。また学生選書ツアーで学生が選んだ本の貸出状況が良好なことから、今後もツアー内容や告知の在り方等を精査し、学生の要望を取り入れて継続する。

［基準 2 の自己評価］

本学が設置する学部・学科は、建学の理念に基づく教育目的に応じて明文化した入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定・公表している。学生の受入れにおいては、アドミッション・ポリシーを「入学試験要項」に記載する等周知に努め、適正に入学者選抜を行っている。大学院についても、人材育成の基本方針に合致した学生を受け入れている。

学部の入学者選抜方法については、安定した入学者数の確保と入学者の適切な教育環境の両立のために、アドミッション・ポリシーに沿って、毎年度入試制度及び入試内容の見直しを行っている。収容定員に対する在籍者数の比率は、教育環境の確保の観点からも概ね適正である。

大学院の入学選抜方法については、現在の手続き方法、選考方法で問題ないものと判断している。カリキュラム・ポリシーを明確に示し、本学への志願者増を促し、定員確保に努めている。科目等履修生及び研究生、履修証明プログラムについても、現在の手続き方法、選考方法で問題ないものと判断している。

学生の成長支援においては、教職協働の組織的な取組みとして平成 23(2011)年度から就業力育成支援プログラムに注力している。本プログラムは、学生一人ひとりが自分自身を理解し、なりたい自分になるためには何をしなければならないかに気づき、その個性を活かした職業選択ができる力を育て、卒業後も努力を続けられる「自己開発能力」、つまり「就業力」を磨くことを目指している。

学生一人ひとりの学修の過程や成長の過程を個人別のデータベースとして蓄積する「S-Log」及び就業力を測定する独自評価指標として「S-Check」を開発し、学生自身が自分の成長過程を認識できる仕組みを活用し、学生の「気づき」を促す取組みとして本プログラムを実践している。平成 26(2014)年度をプログラムの第 1 期完成年度、平成 30(2018)年度を第 2 期完成年度として、本プログラムの成果を『就業力育成支援プロジェクト報告書』としてまとめ、学生の就業力がどの程度身についているのかを検証し、教職員に報告を行った。現在においても、学生の成長とは何かを問い続けつつ、教職協働で PDCA サイクルを展開し、本プログラムを「自律」した人間の形成に寄与するキャリア教育プログラムとしても効果的に活用している。

学修支援においても、一定の成績基準に満たない学生を対象として、年間を通じて学修意欲を喚起するための面談指導及び履修相談を行い、学生の意見・要望を汲み上げな

がら、学習環境の改善を図り、離学者を逓減させる対策を講じている。

授業運営状況や教育効果を考慮し、人数制限科目の設定、少人数クラスの編成、オンライン授業の併用、教室の収容人数の管理等教育活動の充実化につなげる運用を行っている。

本学は大学設置基準及び学校保健安全法に則り、学生サービス、厚生補導のための学生への経済的支援、課外活動への支援、健康相談・生活相談、心的支援等の体制を適切に整備、運用している。具体的には、本学独自の奨学金制度の整備、心身の健康管理についての窓口である保健室と学生相談室の充実等を図っている。海外留学を希望する学生に対しては、情報提供や各種手続きに係る支援を、総合交流センターと関係課室が連携して行っている。

キャリア支援は、「キャリアサポート委員会」とキャリアサポート室が適切に連携し、学生の就職・進学支援として「就職支援プログラム」を実施し、とりわけ学生の個別対応（指導、面談、相談）を重視している。また、「ビジネス・インターンシップ」、「キャリアデザイン入門」、「キャリアデザイン応用」の履修を促進し、学生の就業意識の向上を図っている。

学生の意見・要望を汲み上げるため「学生生活調査」や「授業アンケート」等を実施し、その結果を踏まえ適宜対応している。

以上のことから、基準 2 を満たしている。

基準 3. 教育課程

3－1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■教育課程における基準等

＜学部＞

単位認定及び卒業要件等は、『履修の手引き』に明示している。大学設置基準第 25 条、第 25 条の 2、第 27 条、第 32 条に基づいた授業方法、成績評価基準、単位の認定、卒業の要件についても明確に定めている。

学部の卒業要件は、「学則」第 42 条に定めるとともに、学部・学科別の卒業に必要な単位の内訳については、「学則」第 36 条第 1 項及び別表第 2 に明記している。科目区分ごとにも取得単位要件を定め、体系的な学修を行うことにより卒業できる条件となる仕組みとしている。

また、本学では、進級要件は定めておらず、修業年限は「学則」第 14 条及び第 15 条に定めている。ただし、卒業見込み者（卒業見込証明書発行対象者）として扱う条件として、3 年次終了時の取得単位数を 90 単位以上と定めている。

卒業要件を満たした者については、「学則」第 42 条に基づき、「大学教授会」の議を経て、学長が卒業を認定し、第 43 条に基づき学士の学位を授与している。卒業認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーについては、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連をもたせ、明確にしている。本学のディプロマ・ポリシーは、学士力に関わる能力の指針として、①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④総合的な学習経験及び創造的思考力と、建学の理念を支える 4 つの柱である、①思いやりと礼節、②基礎的実学、③柔軟な思考力、④楽しい生き方との関連性を明確にしたうえで、各学科における教育成果として何を身につけ、何ができるようになったのかを確認できるものとして定めている。

履修科目の成績評価は、定期試験の成績を主としながら、授業期間中に提示する課題（小テストやレポート等）や、平常の学習態度等を加味して、各授業担当教員が「学則」第 38 条及び「大阪商業大学履修に関する規程」第 13 条に基づき評価している。

また、大学設置基準第 28 条から第 31 条における他大学等での学修、入学前の他大学での学修、留学した外国の大学での学修や文部科学大臣が別に定める学修についても「学則」第 39 条から第 41 条において定め、本学における授業科目の履修とみなし、「大学教授会」の議を経て、60 単位（3 年次編入は 62 単位）を限度として単位を認定している（評価の表示は N とする）。

授業の内容や成績評価に関する事項を授業計画（シラバス）として適切に学生に周知するため、令和 2(2020)年度にシラバス記載事項を変更し、合わせて作成要領をより分かりやすいものに改訂した。また、シラバス記載事項変更及び教員によって対応にばらつきが散見される成績評価（不合格（D・E））に関する事項について再確認の機会として、大学教授会で周知した。

各授業科目については、その「授業の概要」、「到達目標」、「授業計画」、「成績評価基準」、「成績評価方法」、「教材」、「準備学習（予習・復習）等」、「受講における注意点」をシラバスに明記するとともに、学生が理解しやすい工夫として授業科目の概要を解説する「サブタイトル」と「ひとことガイド」を明記している。また、平成 30(2018)年度から、学生により分かりやすいシラバスを提供することを目的とし、「運営会議」において協議のうえ、学長から委嘱された教員による第三者チェックを実施している。

学部の成績評価については、学生の学修意欲を高め履修計画を適正に立てられるように、GPA(Grade Point Average)を導入し、学生への修学指導の適正化を進めるとともに、学生及び保護者へ周知している。また、成績優秀者選抜、留学制度の学内選抜等の 2 次利用方法について基準を策定し、運用している。なお、GPA 制度については、令和元(2019)年度から「学則」第 38 条第 6 項に規定するとともに、「大阪商業大学におけるグレードポイントに関する取扱基準」を定め、明文化した。また、「実務家教員による実践的な授業科目の配置」について、科目選定及び担当教員を決定し、シラバスを通じて学生へ周知するとともに、大学ホームページでも公開している。

＜大学院＞

大学院設置基準第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条、第 16 条、第 16 条の 2、第 17 条に基づき、大学院における授業及び研究指導、成績評価基準、単位の授与、修了の要件について明確に定め、『履修要項』には、科目ごとの必修・選択の別、単位数、修了要件等を明示している。

大学院の修了要件は、「院学則」第 37 条に定めるとともに、各専攻の修了に必要な単位の内訳は、「院学則」第 29 条及び第 31 条に明記している。修業年限は、「院学則」第 10 条及び第 11 条に定めている。修了要件を満たした者については、「院学則」第 37 条に基づき「大学院教授会」の議を経て、学長が修了認定し、第 38 条に基づき修士または博士の学位を授与している。「院学則」第 38 条の規定において授与する学位については、「大阪商業大学大学院学位規程」に学位授与の要件、審査等に関して明確に定め、また、評価・審査の考え方をホームページにおいて公表し、適切に運用している。

ディプロマ・ポリシーについては、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連をもたせ、明確にしている。

大学院では、履修科目の成績評価は、課題（レポート）提出、平常の学習態度やディスカッションへの参加を総合的に判断し、各授業担当教員が「院学則」第 34 条に基づき評価している。各授業科目の成績評価基準については、『履修要項』に明示している。『履修要項』には、科目ごとに「講義の概要」、「講義の到達目標」、「講義計画」、「成績評価基準と方法」、「テキストまたは参考文献」、「受講上の留意点」を明記している。また、平成 30(2018)年度から、学生により分かりやすいシラバスを提供することを目的とし、

学部と同様に「運営会議」において協議のうえ、学長から委嘱された教員による第三者チェックを実施している。

なお、令和元(2019)年度大学院学内進学推薦入学試験から推薦基準に GPA を導入、運用している。

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

社会情勢の変化や学生の多様化が進む中、GPA 制度の修学指導における活用に関しては、他大学の事例を参考に継続して検討する。

また、授業の内容や成績評価に関する事項を授業計画として学生に対して適切に周知する観点から、シラバス記載事項を令和 2(2020)年度に変更したが、その効果の検証と改善について継続して検討する。

3－2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■学部におけるカリキュラム・ポリシーと教育課程の編成

平成 21(2009)年度より、学部教育の 3 つのポリシーを明確にし、大学ホームページ等で広く周知を図っている。各学部・学科の教育目的を踏まえ、学生にどのような能力を育成するか明確にしたディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシー達成のために各学科の教育課程を編成し、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを明確に定めている。

本学は、大学設置基準第 19 条及び第 20 条に基づき、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し編成している。これらの授業科目は、カリキュラム・ポリシー及び各学科が定める「教育実施方針」に基づき体系的に編成されている。カリキュラム・ポリシーは、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」と、それを支える 4 つの柱を踏まえて定めている。本学の教育課程は、「副専攻科目」、「主専攻科目」、「演習科目」、「自由選択科目」の領域で体系的に編成されている。また、授業科目ごとにシラバスを整備し、本学ポータルサイト S-Navi!を通じて学生に周知している。

①副専攻科目

全学科に共通して開設している「副専攻科目」は、幅広い教養と豊かな人間性を育成することに深く関わる科目と捉え編成している。

平成 29(2017)年度入学生から変更した副専攻科目は、人々を育んできた様々な生活文化のありさまに興味を持ち、生活の基盤である人間関係の大切さを知ることができるよう、「ソフトパワー関係科目」、「語学科目」、「情報科目」、「健康・スポーツ科目」の 4 つの視点から学ぶことができる。特に「ソフトパワー関係科目」は、「クールジャパン領域」、「人間関係性領域」、「地域探究領域」、「教養基礎領域」の 4 つの領域に属する諸科目により系統的に学修できる構成となっている。そのうち、「クールジャパン領域」は、日本の生活文化に欠かせない「衣」、「食」、「住」や祭事、茶華道に関する科目を 1 単位科目（全 7 回講義）として配置している。また、「まんが」、「アニメーション」、「ゲーム」等の分野に関する科目を配置した。これは、外国の人々からも注目されている日本の文化（ソフトパワー）を考察することを通じて、物事の捉え方の多様性や自身の認識の特徴についての気づきを促すことを目的とする。なお、「語学科目」は、これを「基礎領域」と「実践領域」に区別し、「英語」は 1 年生のみ必修とし、2 年生以上は英語に興味を持ち、留学を見据えた学生の能力を伸ばす内容を盛り込んだ授業を選択科目として配置している。また、第二外国語科目に関しては、専門分野として学べる「社会科学系」の学問領域の特性と大阪という地域性に鑑み、中国語及びハングルを選択科目として配置している。さらに、「情報科目」については、社会人として最低限身につけておくべき基礎的な知識や技能を「情報基礎領域」に、基礎領域で学んだ知識や技能を土台に、より深く学びたいという学生のための講義及び実習科目を「情報応用領域」として配置している。

②主専攻科目

各学科が設置する「主専攻科目」は、専門的な知識や技能を高め、社会の進歩や変革に応え得る深い学識を有する人材を育成するために、系統的に配置されており、「基礎」、「基幹」、「専門」に分類されている。

「基礎」は、専門的学修に必要な基礎的な科目である。

「基幹」は、「基礎」の学修から専門的学修に移行するうえで不可欠な科目である。

「専門」は、各学科において、育成する人材イメージを定めており、経済学科 5 コース、経営学科 3 コース、商学科 3 コース、公共学科 4 コース（公共経営学科 2 コース 4 分野）の各コースが達成すべき人材育成に必要な科目を学生の問題意識に応じて、深く専門的に学修できるよう構成している。

「主専攻科目」と「副専攻科目」を学際的かつ有機的に構成することにより、専門化・細分化による弊害を避け、学生が体系的・総合的な知識を修得し、より広くかつ多様な視点で問題解決能力を身につけることができるように配慮している。

③演習科目

「演習科目」は 1 年次から 4 年次まで 4 年間にわたって少人数教育を実施し、きめ細かな学修指導を行っている。「演習科目」を履修することによって、自らの体験、実践を通して前向きに生きる力や創造的思考力を身につけた人材を育成する。

④自由選択科目

「自由選択科目」は、他学部・他学科において提供されている科目のうち、学生が専門的学問体系を補完・充実できるよう、学修することが望ましい科目及び教員免許取得のために必要とする科目を「他学科科目群」に配置、また「公務員試験対策」や「キャリア形成」に関連した科目等を「キャリア科目群」に配置し、卒業後の進路や展望を考慮したうえで、専門性の高い学修を行うことができるように配慮している。特に、1 年次後期に配置されている「キャリアデザイン入門」、2 年次前期に配置されている「キャリアデザイン応用」は、勤労観・職業観を形成し、各自の将来の進路について考える科目である。

本学の教育課程は 3 学部 4 学科すべてにおいて共通して体系的に学修できるように編成されている。各学科の教育目的、教育実施方針、教育課程、主専攻科目のねらいは『履修の手引き』において明示し、全学生に対して周知している。

■教育内容等の工夫、特色（学部）

◆平成 26(2014)年度より、学生個人の興味や将来の夢に合わせて学修できるように、学科ごとに複数の履修モデルコースを設けている。これらの履修モデルコースは、目標達成に必要な学びを着実に修得できるように、主専攻科目の選択、履修順序を例示し、推奨するもので、期待される学修成果とともに『履修の手引き』に掲載している。なお、コース選択は 2 年次以降であるため、毎年度 10 月下旬～11 月上旬に 1 年生の各学科基礎科目（必修科目）の時間を利用し、『履修の手引き』から抜粋した資料を配付し、学部長、学科主任からコースでの学び等について解説している。各学科のコースにおいては、「育成する人材」イメージと関連して、「能力を活かせる分野・職業」、「目標とする資格」等も明確にし、学びの内容が社会にどのように関わるのかをより理解しやすくすることで、将来の目標（職業選択）に学生を導いていけるように明示している。

◆演習科目は専門的な学修が本格化する 3 年次までを必修化しており、少人数教育を通して学生が自分の意見や役割を見つけ、社会で自らの強みを発揮できる能力を養うことを目的にしている。

◆授業の内容や成績評価に関する事項を授業計画（シラバス）として適切に学生に周知するため、令和 2(2020)年度にシラバス記載事項の変更を検討し、合わせて作成要領自体をより分かりやすいものになるように改訂した。また、中央教育審議会答申により、学士課程教育の質的転換の必要性が提言され、その方策の一つとして教育課程の体系化が謳われており、手法としてカリキュラムツリーが有効とされていることから、本学においても検討した結果、科目相互の関連を強く示すカリキュラムツリーではなく、カリキュラム上の学問分野（授業科目）と学修深度（教育目標：シラバスの到達目標）を相対的に位置づけるカリキュラムマップを令和 2(2020)年度に策定した。

◆平成 20(2008)年度に「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP)」に採択された「実践教育による社会的問題解決能力の養成－フィールドワークを活用したプロジェクト型演習の導入－」に関わる教育をフィールドワークゼミナールとして展開している。フィールドワークゼミナールは、2 年次から 4 年次の演習科目において実施している。本学は、講義によって得られる教養及び専門知識を、フィールド（実社会の現

場）において実際に活用することで、社会的問題解決能力を効果的に獲得・養成できるものと理解している。学生の創造性、判断力、行動力、コミュニケーション能力といった実践で培われる能力の向上を目指し、さらに多様な価値観をもった多くの社会人と意思疎通を図りながら演習を運営していくことで、組織的活動、社会的活動で重視される協調性を育んでいる。この取組みの特徴的な仕組みは以下の点にある。

①「学生成長サポート調査（S-Check)」、「卒業時アンケート」、「プロジェクト評価シート」により、学生の能力の向上度を測定し、成長度合いを測るとともに、各演習担当教員が自らの授業運営における問題点に気づき、改善を行う PDCA サイクルを構築している。

②新たな可能性を拓くために、毎年フィールドワークゼミナールとしての自己点検・評価を行うとともに、クライアントによるプロジェクト評価を受けている。

③フィールドワークが十分な教育効果を発揮するようガイドラインを策定し、担当教員がゼミナールを運営していく指針として、また新たに担当を希望する教員の参考資料として活用している。

④「総合交流センター運営委員会」の部会である「フィールドワークゼミナール委員会」にて、フィールドワークゼミナール活動をサポートするとともに、個々の担当教員の負担軽減を目的に、職員による中間・成果報告会や「フィールドワークゼミナール学生運営委員会」の運営補助、事務手続き説明会及びフィールドワーク事前（マナー）研修会の開催等のサポート体制を構築している。このことは、組織的な教育活動の可能性を見出すといった FD・SD 活動の一端を担う成果が見出されている。

◆新入生全員に対してプレイスメントテストを実施している。その結果をもとに、「英語」の習熟度別に「発展（Advanced)」、「標準（Standard)」、「基礎（Basic)」にクラスを編成し、教育効果を高める工夫をしている。各クラスにて使用するテキストについても、レベル別に選定を行っている。なお、発展的な学びの向上を目的として「発展（Advanced)」クラスを従来の学科別から学科横断型へ再編成すべく、準備を進めた。

◆大阪府内の 4 年制及び 6 年制大学が加盟する「大学コンソーシアム大阪」を中心に運営される単位互換制度を利用して修得した科目については、本学の「自由選択科目」の単位として認定している。この制度は、学生が様々な講義を受講することで、知識の幅を広げるとともに他大学の教員や学生と交流を深める機会となっている。次年度の履修計画を立てる 3 月中旬頃に各大学が提供する科目及び申込み方法等を本学ポータルサイト S-Navi!で公開し、周知している。

◆「社会調査士」の資格取得に必要な科目を設置している。社会調査は、政府機関、一般企業、商店街、組合、自治会等、様々な組織・団体が社会の状態や人々の意識を把握し、政策を立案するために幅広く実施されているもので、それに必要な知識・技能を全学科で修得することができる。

◆卒業後に公務員を志望する学生のために、公務員試験の出題分野に即した科目を「自由選択科目群」として開講している。

◆平成 29(2017)年度から公共経営学科、令和元(2019)年度からは公共学部公共学科の学

生も対象として、公益財団法人日本スポーツ協会のスポーツ指導者基礎資格である「コーチングアシスタント」及び競技別指導者資格に必要な共通科目等の講習が免除されるよう承認を受けている。当該資格保持者は地域におけるスポーツ活動の定着化や活性化をサポートできる人材として活躍が期待されるもので、競技別指導者資格やフィットネス系資格等にステップアップすることが可能となる。また、平成 30(2018)年度から、総合型地域スポーツクラブ等においてクラブマネージャーを補佐し、クラブ運営のための諸活動をサポートするマネジメント指導者資格である「アシスタントマネージャー」取得に必要な専門科目講習が免除されるよう承認を受け、履修の手引きで周知している。

◆地元東大阪地域等京阪神地区の中小企業集積地との連携を深めるため、地域の産業特性、産業構造に配慮した科目を導入している。具体的には、平成 10(1998)年度より「地域社会と中小企業」を開講し、東大阪地域を中心に近畿圏等に立地する中小企業の経営者を迎えて本学教員と共同で授業を行っている。学生が実践的な経営ノウハウに触れるとともに、それらの企業・団体が地域とどのような関わりをもっているかを学ばせ、理論面の知識に実学的な息吹を与えることで知識の一層の深化を図るものである。また、平成 14(2002)年度から自治体の地域産業政策担当者や地域産業の経営革新支援者等を講師に迎える「地域産業振興論」を開講し、地域や企業のイノベーション、ハイテクビジネス、インキュベーターの役割、ベンチャー企業の経営等を実践的側面から学ぶことを通して、中小企業のもつ活力や地域ベンチャー、地域産業のあり方とその将来方向について教育している。これら外部の講師を招聘して行う授業は、すべて地域の企業関係者や一般市民に公開し、地域産業の活性化に寄与している。

◆平成 10(1998)年度より本格的な「起業教育・起業家育成」に取り組んでいる。その特徴は、起業家精神の涵養からインキュベーション施設の設置や出資制度による創業支援にいたるまでのトータルな取組みであり、「本学学生への起業教育」を軸に「地域と本学が連携した起業家育成」及び「高校と本学が連携した起業教育」の 3 本の柱で構成されている。この取組みは、平成 16(2004)年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP)」に採択されている。

◆「本学学生への起業教育」として、平成 14(2002)年度より起業教育に特化した「OBP コース」を設置している。「OBP コース」は、1 学年 25 人程度の少人数制教育による特別コースで、①将来起業を志す者、②企業経営者、③中小企業の事業承継者、④企業内で新規ビジネスや新規プロジェクトのリーダーになろうとする人材の育成を目指している。「OBP コース」では、学生の意欲を重視すべく入学後選抜方式（入学後のオリエンテーションと意欲・目的意識を確認する面接を中心に選抜）を採用している。「OBP コース」には、すべての学科（経済、経営、商、公共）から応募することができ、履修者は所属学科の専門領域の学修に加えて、起業及び企業経営（会計、法務も含む)、産業に関わる科目等、実践的かつ現代的な独自の専門領域を学修する。「OBP コース」では、1 年次にはコミュニケーション能力、企画力やビジネスに関する基礎知識の涵養が行われ、2 年次には企業の事例研究を通して経営に必要な実践的知識を身につける。3 年次には「プロジェクト学習」を通して 1・2 年次の学修成果の応用展開が図られ、4 年次においては、本コースの学修成果として「修了論文」の作成を行

っている。また、全学年対象の短期海外研修として、「BP 海外演習」を設置している。「BP 海外演習」は、総合的な英語力を養い、国際理解を深めるとともに、海外ビジネスの現状を知り、日本企業の役割と課題について考えることを目的としている。

加えて、「OBP コース」学生は、学内外で様々な活動に積極的に取り組んでいる。令和 4(2022)年度は、①他大学学生と共にオリックス・バファローズの協力による来場者調査プロジェクトへの参画、②福井県あおい町アイデアコンテストへの参画、③武蔵大学ビジネスプランコンテストへの参画、④知財ビジネスアイデア学生コンテストへの参画、⑤東大阪市 SDGs 検討プロジェクトへの参画等である。

◆本学学生が、日々の学修成果を活用して、新商品・新サービス、新しいビジネスモデルのアイディアを発想し、それを企画書としてまとめることにより、学生の起業家精神（アントレプレナーシップ）を涵養することを目的とする「大商大ビジネス・アイディアコンテスト」を実施している。平成 15(2003)年度から開始し、第 20 回を迎えた令和 4(2022)年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン受付となったが、751 件の応募があった。平成 24(2012)年度からは、企業から具体的な課題の提供を受け、学生たちが解決策を提案する「企業部門」を設け、課題提供企業の協力を得て商品化を進める取組みを実施している。学生たちは課題提供企業との協働によってアイディアの商品化を目指している。

◆平成 27(2015)年度に、高度な専門性と豊かな人間性を備えた、世界で活躍するグローバル人材を育成する「GET コース」を設置している。「GET コース」は、少人数制教育による 4 年間のグローバル人材育成コースで、具体的には、グローバル企業、外資系企業、旅行業界、ホテル・観光業界、航空業界等で国際的に活躍できる人材の育成を目指している。「GET コース」を履修するには、本学で実施する海外留学公募推薦入学試験や海外留学一般入学試験、または入学後の選抜試験のいずれかで合格する必要がある。履修者は、各学科に在籍しながら、「GET コース」独自の教育課程を学修する。また、海外協定校に約 1 年間学部留学し、①経済学、商学、経営学等について英語で書かれた情報を読み解くことができる、②読み解いた情報を分析することができる、③分析した結果について英語でレポートを作成できる、④作成したレポートの内容を相手に的確に英語で伝えることができる、という 4 つの能力を養う。学部留学前のウォーミングアップとして、1 年次に「GET トライアル」を実施している。このプログラムは学内で行う事前及び事後研修と 1 週間前後の海外研修を通して、国際理解を深め、英語力を養うことを目的としている。事前研修では渡航先国の文化や経済状況について学び、加えて日本の歴史や文化を学ぶ。渡航先大学では、英語でのプレゼンテーションを実施するほか、現地の学生との交流による異文化理解、帰国後にも持続する国際交流の基盤を形成する。事後研修では事前研修と海外研修を通して学んだことを振り返り、プログラムの総括を行っている。2 年次には、協定大学へ派遣し、1 年間の長期学部留学を通してグローバルな視野を養っている。また、留学先大学で修得した単位は、帰国後本学において単位認定を行っている。3 年次には、英語力やビジネススキルを活かすことのできる企業でのインターンシップやフィールドワーク活動を実施している。なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により長期学部留学ができていなかった 3 年生及び 4 年生を協定大学へ派遣した。

■教授方法の改善を進めるための組織体制

教授方法の改善を進めるための FD 活動については、「FD 委員会」が主軸となり、全教員が活動の趣旨を理解し、教職協働により取り組んでいる。「FD 委員会」は、ワーキンググループを活動事項別に設けて各教員の教育･授業運営改善の支援にあたっている。

■単位制度の実質化における工夫（学部）

科目ごとの必修・選択の別、単位数、履修登録単位数の上限等は『履修の手引き』に明確に示している。

本学は、大学設置基準第 22 条及び第 23 条に基づき、学年、学期、休業日は「学則」第 11 条から 13 条に定め、『履修の手引き』に明示している。また、年間行事予定、授業期間等については、本学ポータルサイト S-Navi!や学生に配付する印刷物等に明示し、周知を図っている。また、学年は前期と後期の 2 学期に分け、授業週数は各学期とも 15 週を確保している。大学設置基準第 21 条に基づき、1 回の授業時間は 90 分とし、単位換算において 2 時間としている（図表 3－2－1 参照）。

図表 3－2－1　授業時間と単位

講義科目	15 回　30 時間	2 単位
講義科目（通年）	30 回　60 時間	4 単位
演習科目	30 回　60 時間	4 単位
演習科目（一年次）	15 回　30 時間	2 単位
外国語科目	15 回　30 時間	1 単位
外国語科目（通年）	30 回　60 時間	2 単位
体育実技科目	15 回　30 時間	1 単位
「教育実習」や「ビジネス・インターンシップ」、「海外研修」等の実習を含む授業科目については、事前授業・指導、事後授業・指導、実習時間等を総合的に勘案し、単位認定に必要な授業時間を適切に設定している。		

大学設置基準第 27 条の 2 に基づいた履修科目の登録の上限についても明確に定めている。単位制度の実質性を保ち、無理のない学修時間を確保できるよう履修登録単位数の上限を学年ごとに定めている。このことは、「大阪商業大学履修に関する規程」第 3 条第 8 項に定め、学生は上限の範囲内で履修計画を立てている。ただし、教職に関する科目等、教育上配慮すべき科目については、制限単位数から除外する措置を設けている。

■大学院におけるカリキュラム・ポリシーと教育課程の編成

大学院は、大学院設置基準第 11 条に基づき、研究科及び専攻ごとの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し編成している。これらの授業科目は、カリキュラム・ポリシーである「教育課程の編成方針」及び各専攻が定める「教育実施方針」に基づき体系的に編成され、カリキュラム・ポリシーは、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」を踏まえて定めている。また、授業科目ごとにシラバスを整備し、履修要項を通じて学生に周知している。

①地域経済政策専攻（博士前期課程）

地域経済政策専攻（博士前期課程）のカリキュラム・ポリシーにおける教育実施方針は「経済学を基礎として地域に関わる諸事象の法則性を理論的に解明するとともに理論を地域発展のために適用するための政策研究を指導します。また、諸地域の性格を学際的・実証的にとらえ、比較研究できる能力の養成を目標とします」としている。

教育課程は、「専修科目群」、「地域研究分析手法基礎科目群」、「演習」の 3 つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「専修科目群」は、地域問題の解決や政策立案のために、様々な分野の地域政策や都市計画の研究を通じて、今後の都市経営や地域発展のあり方を考える「地域政策研究科目」、地域の研究に必要な経済学の応用分野を中心とする「地域経済研究科目」、重層的なネットワークの広がる関西とアジアを中心に、世界の様々な地域を経済・社会・文化等の分野から総合的に研究する「比較地域研究科目」を配置している。

「地域研究分析手法基礎科目群」は、地域の研究の基礎となる理論的・統計的方法を学ぶための科目を配置している。

「演習」として各自の研究テーマについて研究指導担当教員から 2 年間指導を受けて、修士論文またはフィールド・リサーチ・ペーパーとしてまとめる「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」を配置している。

②地域経済政策専攻（博士後期課程）

地域経済政策専攻（博士後期課程）のカリキュラム・ポリシーにおける教育実施方針は、「地域政策学の学問的確立に寄与し、自己の研究成果と意義をグローバルな水準で構築できるよう指導します。地域政策学における先端的課題や経済社会の諸問題に取り組み、研究者として自立して活動できる高度な専門的知識及び総合的判断能力を備え、社会に貢献できる能力の養成を目標とします。」としている。

教育課程は、「地域問題特論」、「特殊研究」の 2 つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「地域問題特論」は、地域政策学という学問分野の確立・深化に向けて、自らの研究科目のみならず、歴史・社会・文化等の諸分野から多角的・総合的・学際的に最新の地域問題をとらえることをねらいとする科目を配置している。

「特殊研究」は、地域問題の解決と政策立案のために不可欠である地域発展のメカニズムの総合的理解を通じて、望ましい地域政策のあり方を明らかにする「地域政策特殊研究」、経済学・経営学の立場から地域問題を考察し、地域の豊かで個性的な発展にふさわしい産業活動のあり方を考える「地域経済特殊研究」、地域間比較の視点からその個性や差異の研究を通じて地域のあり方を考える「比較地域特殊研究」を配置している。

③経営革新専攻（修士課程）

経営革新専攻（修士課程）のカリキュラム・ポリシーにおける教育実施方針は「経営学を基盤として地域経済の活性化に資する理論を指導します。起業家やビジネスリーダーとしての資質とビジネスモデルを創造し、具体的な事業計画として立案できる能力、そして、組織の経営資源を有効活用し、市場の反応や競争動向を踏まえて既存事業を変

革できる能力の養成を目標とします。」としている。

教育課程は、「コア科目群」、「専修科目群」、「特別コース科目」、「演習」の 4 つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「コア科目群」は、グローバル・マインドと崇高な倫理観をもち、環境変化に対応した新たなビジネスモデルの創造や変革を求める社会ニーズに応えて経営革新をなしうるビジネスリーダーの育成に資する科目を配置している。

「専修科目群」は、新たなビジネスモデルの創造による経営革新と起業に資する科目を配置した「事業創造系科目」、ビジネスモデルの継続的革新と企業活動の維持発展に資する科目を配置した「マネジメント系科目」及び両系共通科目から構成される。

また、平成 27(2015)年度から特別コースとして設置した「IR マネジメント」では、地域観光振興事業に携わっている者、あるいは観光振興、IR 経営に興味・関心をもつ者を対象とし、IR に関する理論と実践（海外研修、インターンシップ等）を融合した教育課程を整備している。IR 全般に関する知識と経営能力を身につけ、高度専門職業人として変化に即応・対応できる応用力及びコミュニケーション・スキルを適切に活用できる人材を育成する。なお、「IR マネジメント」は、担当教員の退職に伴うカリキュラム再構築の必要性が生じたため、令和 2(2020)年度から学生募集を中止している。

「演習」として、各自の研究テーマについて研究指導担当教員から 2 年間指導を受けて、修士論文または事業化リサーチペーパーとしてまとめる「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」を配置している。

大学院の教育課程については、各専攻が育成する人材に必要な科目を配置し、体系的に学修できるカリキュラムとして適切に編成している。各専攻の教育目的、教育実施方針、教育課程は『履修要項』において明示し、全大学院生に対して周知している。

■教育内容等の工夫、特色（大学院）

◆厳格な学位授与を行うため、博士の学位については学位論文を提出する以前に中間論文を提出し、大学院担当教員が出席する発表会にて発表を行うことを提出資格認定の際の要件としている。また、中間論文を提出するに先立って、大学院担当教員が出席する研究成果報告会において作成状況等の報告を行うことを推奨し、大学院生の研究の向上を図っている。修士の学位についても、学位論文の題目届の提出期限後に設定している大学院担当教員が出席する中間報告会において、作成状況等の報告を行うよう組織的に促している。なお、文部科学省通知文「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）」（令和元年 9 月 26 日付）に基づき、令和 2(2020)年 4 月 1 日以降、すべての大学院において学位論文に係る評価に当たっての基準の公表が義務づけられたため、本大学院のディプロマ・ポリシー、履修要項の内容を基準とした評価基準を策定、公表している。

◆博士前期課程及び修士課程に入学する大学院生の多様な研究課題への対応を図るため、大学院教員と学部教員が共同で学生の研究指導を行う「GA(Graduate Associate)制度」（以下「GA 制度」）を設けている。

大学院の教育課程は、各専攻の教育目的に即して適切に体系化されている。また、各

院生の研究領域に応じて、研究指導教員が適切に履修指導を行い、学位論文の作成に必要な知識の修得を可能とする体制が構築されている。博士後期課程で実施している「研究成果報告会」や「中間論文発表会」、博士前期課程及び修士課程の「修士論文中間報告会」は、教員及び院生が各院生の研究成果に対する助言を行う機会として、院生教育の面で効果を上げている。この取組みは、大学院 FD 活動の一環でもある。

■教職課程

教職課程は、取得学位と免許（中学校（社会）、高等学校（地理歴史、公民、商業））との相当性を意識した科目編成としている。なお、令和元(2019)年度在学生から、再課程認定申請の内容を踏まえた教育課程を開始している。

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の理念に基づく教育目的を実現すべく、「実学教育」を掲げており、その精神は、学部及び大学院における教育目的の設定や教育課程の編成、さらには授業運営の基本指針となっている。

社会のニーズを視野に入れ、有能な人材を育成するための教育課程と教育方法を提示するために、常に教員（各種委員会）と事務局が円滑な意思疎通を図り、柔軟なカリキュラムの検討・立案を行うとともに、教育活動の現状を把握し、適切な運営方法の検討・提案を行う。教育方法については、学生の意識調査として年 2 回実施している「授業アンケート」の結果等も考慮しつつ、授業運営体制、カリキュラム編成、履修モデルのあり方、学生が目指す進路と授業科目との関連性を明確化し体系的に学習できるよう整備する。さらに教員が意思の統一を図り共通の認識をもつために FD 活動を活性化し、教育・授業運営の改善に反映させる。

大学院は「GA 制度」の活用を積極的に行うことにより、院生の多様化する研究課題に対応する。なお、「IR マネジメント」は、令和 4(2022)年度から公共学部の科目としてギャンブル等の依存症問題に関わる啓発を目的とした「現代社会と依存」を設置しており、学部教育の成果を見ながら大学院で IR をどのように研究指導するのかを検討したうえで、募集再開の時期を決定することとしている。

3－3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■教育目的達成の点検・評価

本学は、平成 23(2011)年度入学生以降、就業力育成支援プログラム（平成 27(2015)年

度からプログラムの愛称を「自分成長プログラム」とする）において本学の教育目的が学生に浸透し、効果的な教育を実践できているかどうかを把握するために「S-Log」、「S-Check」及び「S-Work」を作成するとともに実践効果の点検を毎年度行い、学修指導の改善に努めている。さらに、令和元(2019)年度に平成 27(2015)年度から平成 30(2018)年度の本プログラムの成果を総括した報告書を 3 月に刊行し、教育改善のためにフィードバックしている。また「FD 委員会」が年 2 回、学生の「授業アンケート」を実施し、学生の授業に対する満足度や理解度等を点検している。そのほか、授業科目別合格者率を把握し、授業科目の運営状況（極端に単位修得率が低い科目がないかどうか、履修者数が適切であったかどうか、共通シラバスで運営する授業の担当者別合格率比較、休講回数等）を「運営会議」にて確認するとともに、次年度の運営方針（再履修クラスの適切な配置、コマ数の増減等）の策定に活かしている。

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

各教員の教育活動、研究活動、大学運営活動及び社会的活動に関する自己点検・評価結果や「授業アンケート」の集計結果は、教員個々人が自身の教育研究活動を振り返り、次年度の授業改善や研究計画への反映を促すものとして用いている。「教員自己点検評価表」の評価項目を固定化することなく、必要に応じて見直しを図ることにより、教員の FD 活動及び教育研究、管理運営の水準を継続的に維持・向上させることを目指す。

［基準 3 の自己評価］

本学は学校教育法及び大学設置基準及び大学院設置基準に則り、建学の理念を踏まえ実学教育を特色として掲げており、その精神を学部における教育目的の設定や教育課程の編成、さらには授業運営の基本指針としている。社会のニーズを視野に入れ、常に教員（各種委員会）と事務局が円滑な意思疎通を図り、柔軟なカリキュラムの検討・立案を行うとともに、教育活動の現状を把握し、適切な運営方法の検討・提案を行っている。現状を把握するなかで教員が意思統一と共通認識をもつために「FD 委員会」との連携のもと FD 活動を活性化し、教育・授業運営の改善を行っている。

学修成果の点検・評価については、本学の教育目的が学生に浸透し、効果的な教育を実践できているかどうかを把握する「S-Log」、「S-Check」及び「S-Work」に加え、学生の「授業アンケート」を有効活用している。

大学院の教育課程は、各専攻の教育目的に即して適切に体系化されている。また、教員や院生が相互に各院生の研究成果に対して助言を行う博士後期課程における研究成果報告会や中間論文発表会、博士前期課程・修士課程における修士論文中間報告会は、院生教育の面で効果を挙げている。さらに大学院は「GA 制度」の活用を積極的に行うことにより、多様化する院生の研究課題に対応している。

以上のことから、基準 3 を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4－1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

（1）4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

（2）4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の「大学教授会」及び「大学院教授会」は、教育研究上の諸課題を審議し、学長に意見を述べる機関であり、原則、毎月 1 回の定例で開催している。学部、学科において調整が必要な場合には、副学長、学部長、学科主任、研究科長、事務局長、教務課長、学長企画室長による「運営会議」にて審議がなされる。同様に、大学院においても、「運営会議」での審議や学長との協議等を経て、大学の使命・目的及び学生の要望に対応するための諸課題を「大学院教授会」にて審議している。

学内の各種委員会は、大学の課題に関する審議を行い、建学の理念に即した解決策を討議している。各種委員会はそれぞれの規程に基づき運営されているが、関連委員会と合同による会議の開催、必要に応じて構成員以外の者の出席を求める等、柔軟な運営を心がけている。各種委員会にて審議・決定した事項については、必要に応じて各種委員会委員長を通じて「運営会議」に諮り、学部・学科間調整が必要な事項については「学科会議」による意見交換や学長との協議等を経て、「大学教授会」で審議・報告する。

このように本学の建学の理念に基づく人材育成を具現化できる体制を構築することで、教育研究上の基本的な組織が適切に構成され、かつ各組織相互の適切な関連性が保たれているといえる。毎年委員会構成を見直すこと等により、当該年度の「事業計画書」に基づく柔軟な運営と各組織の連携に寄与している。また、本学では学部・学科を横断した会議体の設置を通して、全学に関わる諸問題の解決と組織間の連携に注力し、それらが有効に機能している。

平成 27(2015)年 4 月 1 日に「学校教育法及び国立大学法の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、本学は学内の内部規則等の総点検・見直しを行った。これらの対応を通じて、法令改正の趣旨・内容について全学的に周知を行い、学則及び関連諸規程を一部見直し、学長決定権の明確化、教授会の目的を新設した。

学長は「事業推進会議」において議長となり、また、「大学教授会」の意見を聴いて本学の教育研究活動における重要事項や事業計画を決定する等、リーダーシップを発揮している。また、学長は本学園理事長の任にもあたっていることから、本学園内での大学の位置づけや他の設置校との連携について、的確な判断のもと、適切に運営している。

また、本学においては、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長を配置している。組織上の位置づけ及び役割も明確になっており、適切に機能している。

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定においては、学長のリーダーシップが十分発揮できるよう教育研究に関わる各組織が「運営会議」と有機的連携を図り、業務を遂行していく。

4－2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

（1）4－2 の自己判定

基準項目 4－2 を満たしている。

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、大学設置基準第 7 条、第 10 条、第 12 条及び第 13 条（いずれも令和 4(2022)年 9 月 30 日付改正前の規定）に基づき、教育研究上の目的を達成するため、教育課程に即し、学位の種類及び分野に必要な各学科の教員を配置するとともに、必要な専任教員数を確保している（図表 4－2－1 参照）。

図表 4－2－1　教員数と必要専任教員数　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

学部	学科	収容定員	教授	准教授	講師	助教	合計	※学部の種類に応じ定める専任教員数 （）は教授の内数	※大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数 （）は教授の内数
経済	経済	1,200	13	11	5	1	30	17(9)	39(20)
総合経営	経営	1,600	18	7	3	5	33	19(10)	
	商	600	9	2	2	3	16	10(5)	
公共	公共	1,000	17	3	3	2	25	17(9)	
合計		4,400	57	23	13	11	104	63(33)	39(20)
								102(53)	

教育課程における専門分野、主として本学における「主専攻科目」の教育を適切に行うために、本学の専任教員が中心となって教育活動に従事している。また、特定領域の科目や少人数制教育によりクラス数を増やし、同一科目を複数コマ開講している科目に関しては、全学部で 111 人の非常勤（兼任）教員の協力を得ている（図表 4－2－2 参照）。

図表 4－2－2　主専攻科目における専任教員担当比率　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

学部	学科	必修科目	全開設授業科目
経済	経済	97.2%	85.8%
総合経営	経営	84.1%	82.6%
	商	66.9%	80.2%
	公共経営	96.1%	84.9%
公共	公共	93.8%	84.4%

専任教員については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、特定の年齢層に偏ることのないよう配慮している。

また、大学院においては、22 人の教授が兼担で教育活動を行っているが、実務経験者を含め 15 人の非常勤（兼任）教員の協力を得ている（図表 4－2－3 参照）。

図表 4－2－3　大学院研究指導教員数　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

研究科	専　　攻	設置基準上必要研究指導教員数	設置基準上必要研究指導教員数及び研究指導補助教員数合計	教員数（兼担）
地域政策学研究科	地域経済政策専攻	5	9	11
	経営革新専攻	5	9	11

教育課程を遂行するために必要な教員は、適切に配置している。また、教員構成においても、専任・兼任、専門分野等のバランスがとれていると考える。

■教員の採用・昇任等

本学は、大学設置基準第 14 条から第 17 条（いずれも令和 4(2022)年 9 月 30 日付改正前の規定）における教員の資格に基づき、教員の採用・昇任については、教育課程を適切に運用するために必要な教員を配置できるよう、年度ごとに専任の採用計画（補充・増員）案及び昇任審査候補者案を策定し、「運営会議」にて調整後、「人事委員会」、「大学教授会」（大学院は「大学院教授会」）での審議を受け、学長が決定し、理事長の承認を経て最終決定している。本学専任教員の任用及び昇任に関する資格の審査基準は、「大阪商業大学教員資格審査規程」及び「大阪商業大学教員資格審査規程施行細則」に定めて運用している。また、本学では、教育研究上の業績に加え、実務上の活動業績や社会貢献活動等についても、教員の採用・昇任に際する判定基準として位置づけている。さらに、本学の教育研究の充実・発展に資することを目的として、任期限付専任教員の任用を規程に定めて運用している。任期は 5 年以内とし、期間内の取扱いは専任教員と同様としている。

なお、本学の学部教育の向上及び発展に資することを目的として、教育活動に専念する「教育専任教員」を採用することとしており、「大阪商業大学教育専任教員取扱基準」を定めて運用している。

専任教員の採用・昇任に関しては、「人事委員会」が案を策定し、「大学教授会」が承認した 2 人の資格審査委員（主査・副査）による研究教育上の業績審査を厳正に行っている。また、学長、副学長、研究科長、学部長他との事前面接を行い、教育者としての資質を総合的に判断したうえで採用手続きに入る等、細心の注意を払っている。非常勤教員についても、「人事委員会」が厳正な業績審査を行った後、「大学教授会」を経て採用を決定しており、適切に運用している。

また、本学の教員採用において学部、大学院の教育研究の向上及び本学の発展に資することを目的として、一定の業務を委嘱する特任教授、特任准教授、特任講師（以下「特任教員」）を招聘することがある。特任教員の採用及び選考については「大阪商業大学教員資格審査規程」及び「大阪商業大学教員資格審査規程施行細則」に準じて行われるとともに、運用に関しては「大阪商業大学特任教員取扱基準」を定めている。なお、今後、特任教員、任期限付教員、教育専任教員の採用にあたり、それぞれの役割を明確にしたうえで採用計画（補充・増員）を検討すべく、「大阪商業大学教員制度運用に関する内規」

（令和 2(2020)年 1 月 27 日制定）を定め、令和 3(2021)年度採用から運用している。
なお、特定分野（情報学及び商法分野等）を対象とした採用教員の公募を必要に応じて実施している。

■ＦＤ活動

教員の教育研究活動の向上のための FD 活動については、「FD 委員会」が主軸となり、教職協働により取り組んでいる。「FD 委員会」は、ワーキンググループを活動事項別に設けて教育・授業運営改善にあたっている。活動項目は、①公開授業、②「授業アンケート」、③『FD ニューズレター』の発行、さらに大学院 FD 活動も実施している。

公開授業は、従来からの大学の教育方法がどのように行われ、どのような成果をあげてきたかを再点検し、その中で将来どうあるべきか、どのように改善できるかの手掛かりを探るため、平成 20(2008)年度より行っている。実施形態は、教員の科目と年齢、性別、主専攻科目だけでなく副専攻科目も含め、教室の大小等に偏りのないように対象科目を選定し行っている。選定基準としては、新規採用された教員の担当科目や各学科の特徴ある授業科目をピックアップし、原則として、前期科目と後期科目を隔年交替で実施している。また、公開授業終了後に参加教員による意見交換会を行い、以後の授業に反映させている。令和 4(2022)年度は 9 科目（オンライン開講を含む）を実施した。実施後は公開授業意見交換会を開催し、その実施内容の反省点を含め点検を行っている。

「授業アンケート」は、平成 9(1997)年度から継続して行っており、各教員の授業担当科目の中から、原則として、年 2 回、演習・実習科目を除く履修者数が多い 1 科目を対象に実施している。「授業アンケート」は、本学の出席確認システムを用いて実施しており、アンケート実施の翌週には、担当教員は出席確認システム上で回答を確認することが可能となっている。各教員は、アンケート結果に対して感じた点や学生にフィードバックすべき点、授業運営で工夫している点等について、「振り返りシート」（記述式）にまとめ、今後の授業に生かすとともに、FD 委員会に提出し、委員会はこれを集約している。なお、「FD 委員会」はすべての実施科目の結果を製本し、教員、学生及び保護者等が閲覧できるよう本学の図書館に配架している。

『FD ニューズレター』については、「FD 委員会」の活動として公開授業及び「授業アンケート」の実施、さらに FD 研修会について報告しており、令和 3(2021)年度から、大学院 FD についての報告を追加して掲載し大学ホームページを通じて教員、学生及び保護者等に周知している。

令和 4(2022)年度の FD 研修会は、10 月に講演「オンライン授業等を行う場合の著作権法上の留意点」を実施した。なお、大阪樟蔭女子大学と締結した「教育・研究等に関する連携協定」に基づき、相互の知見の理解と教育研究に関して連携するため、当該大学から 3 名の教員に参加いただいた。

本学における公開授業や「授業アンケート」は、「FD 委員会」の事業として全学的に組織的な FD 活動として実践している。公開授業において教員が意見交換を行い、参観を通じて自身の授業改善に役立てているほか、取組み事項ごとのワーキンググループを組織し、教育の質的向上に関する意見交換や情報交換を活発に行っている。また、自己点検・評価活動として教員個人が行っている「教員活動の自己点検・評価」と連携して、

教員の資質向上を体系的に図る運用ができている。

■教員個人の点検・評価

教員の教育活動及び研究活動の自己点検を大学設置基準第 25 条の 3 に基づき実施している。授業の内容及び方法の改善を図るための工夫や開発については、「FD 委員会」と「自己点検評価委員会」が各々の視点で取り組んでいる。これらの点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

教員は、FD 活動として取り組んだ「授業アンケート」や公開授業等から得られた知見を踏まえて、教育活動の改善・向上を図ることとしている。また、各教員が行う教育研究活動等の自己点検・評価に関し必要な事項を「大阪商業大学教員活動自己点検評価実施に関する規程」に定め、教育活動、研究活動、大学運営活動及び社会的活動の 4 領域を対象に、「教員自己点検評価表（様式 1)」に基づき目標を設定し、年度の初めに「自己点検評価委員会」に提出することとしている。年度末には目標の達成度について自己点検・評価を行い、「教員自己点検評価表（様式 2～4)」を同委員会に提出することになっている。「教育専任教員」についても同様に、教育活動及び大学運営活動の 2 領域を対象に、「教員活動自己点検評価表（様式 5)」に基づき目標を設定し、年度の初めに「自己点検評価委員会」に提出することとしている。年度末には目標の達成度について自己点検・評価を行い、諸活動の実績を含めて「教員活動自己点検評価表（様式 6、7)」を委員会に提出することになっている。

■教職課程の自己点検・評価

令和 4(2022)年度から教育職員免許法施行規則の改正に伴う教職課程の自己点検・評価の実施・公表義務化への対応として、教職課程の自己点検・評価を実施した。「教職課程委員会」において、「教職課程に係る教職員の共通理解に基づく協働的な取組み」、「学生の確保・育成・キャリア支援」、「適切な教職課程カリキュラム」の視点から目標、改善点の確認を行い、取組みについて点検・評価を行った。

■教職課程研究紀要の発行

本学教職課程の質の保証・向上を考える際、まずは教職に関連する授業担当教員の教職に関わる研究・教育活動の充実が喫緊の課題であること、また、その充実が FD 活動にも資すると考え、『大阪商業大学教職課程研究紀要』を発行し、令和 5(2023)年 2 月に第 6 巻第 1 号を発行した。

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程を適切に運営するために必要な教員については、教育研究水準の維持・向上を図るに相応しい人材の採用を進める。特に、専任と兼任の構成に関しては、本学において不足している特定の専門領域における専任教員の確保に重点を置きつつ、バランスの取れた教員構成を維持できるよう適切に採用人事を行う。

教員の採用・昇任に関しては、基本的に現行の制度で運用する。ただし、各教員の教育に対する取組みや実績は、各教員の研究業績等と同様、教員の採用・昇任計画の策定

に際して考慮すべき重要な要素である。従って、今後も「人事委員会」と「自己点検評価委員会」の連携による教育活動実績の具体的内容を検討するとともに規程等の見直しを行い、本学の教育力の向上を推進する。

なお、教員公募については、今後の教員編成上で必要となる場合のみ特定分野に限定して実施していく。

本学の FD 活動については、「FD 委員会」のワーキンググループごとの方針を明確化するとともに、『FD ニューズレター』を通じて他大学や外部団体、関係機関における情報も提供し、教育研究活動の活性化を促す。また、公開授業の実施や FD 研修会の開催等、各教員が FD 活動の重要性を自覚できるような取組みを反復的かつ継続的に進め、定着を図る。「FD 委員会」委員や公開授業を行う教員とその他の教員の意識にはまだ差があり、活動への参画意識を全学的に高めていくことが課題として残っている。この目的に沿って、大学としての教育目標達成の組織と仕組みづくりについての事業計画を策定する。

教員の教育活動及び研究活動の自己点検について、引き続き「FD 委員会」と「自己点検評価委員会」が各々の視点で取り組み、これらの点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックする。

教職課程の自己点検・評価については、引き続き「教職課程委員会」が適切に取り組む。点検・評価の結果公表の時期及び方法については、他学の動向を見極めながら検討する。

『教職課程研究紀要』は、「教科指導法」、「実践報告」、「教材開発」等、教職に関連した教育実践研究の場となっている。投稿による成果を蓄積し、より充実した教職課程運営となるよう継続して発行する。

4－3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

（1）4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

（2）4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■職員の能力と資質開発

本学園では、少子化や大学間競争の激化等、学園を取り巻く環境の変化に対応するために、目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする専任事務職員対象の人事制度を導入し、人事運営上の方針を明確化している（図表 4－3－1 参照）。また、社会情勢の変化や職務の多様化により、本学園職員の就業形態も、契約職員、パート職員等、多様化が進んだことから、専任職員以外の人事制度についても別途制度運用を行っている。

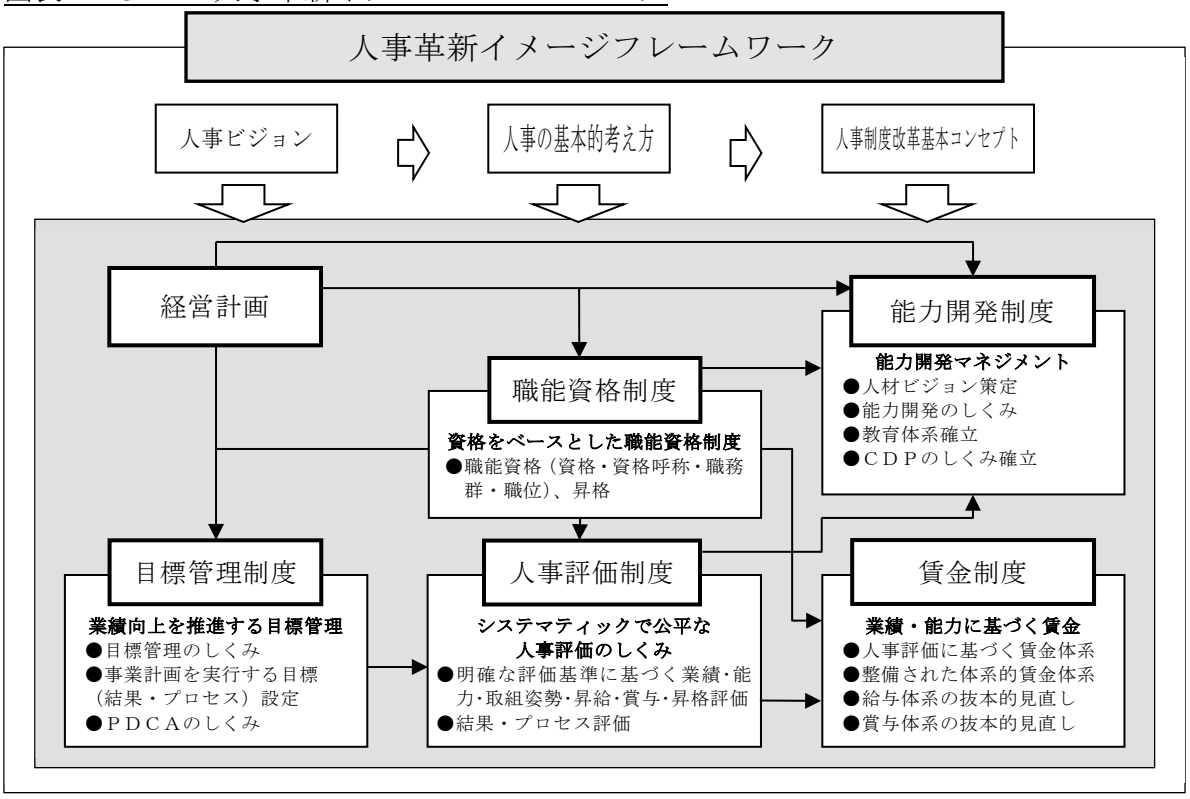
職員の能力と資質開発については、能力開発制度において定めており、その中心は OJT(On-the-Job Training)と階層別の研修である。職務遂行能力の向上及び必要性の再

認識を目的として、管理職、指導職、一般職等の階層別研修を、定期的に外部から講師を招聘して実施している。

また、資質の向上及び生涯学習の一環としてより高い教養の修得を図ることを目的として、本学の講義の聴講研修を実施しており、その取扱いについては、「事務職員の大阪商業大学講義聴講研修取扱い規程」に定めている。平成 29(2017)年度から申込時期を後期にも追加し、より受講しやすく整備した。

さらに、資質向上及びより高い教養と専門知識の修得を目指し、かつ、本学園の教育研究活動の活性化に寄与することを目的として、現に従事する業務を続けながら本学大学院に進学することを認め、修学支援を行っている。その取扱いについては、「大阪商業大学大学院への本学園教職員の社会人入学に関する取扱い基準」に定めている。

図表 4－3－1　人事革新イメージフレームワーク



また、本学園としての職員の能力開発に係る取組みは、職員通信教育講座の受講、大学 SD フォーラムへの参加等である（図表 4－3－2 参照）。大学 SD フォーラムとは、外部機関が実施している研修セミナー群を指し、個人が費用を負担することなく参加できるものであり能力開発の一端を担っている。平成 25(2013)年度より受講対象者を明確にし、各種講座・フォーラムと職員に求められる能力要素との関連性をより分かり易く周知するよう変更し、より積極的に受講しやすい環境を整えた。なお、専任職員の能力開発制度を含む人事制度全般について、より効果的な仕組みの構築について検討を進めている。令和 2(2020)年度より、目標管理制度及び人事評価制度を、より確実に目標達成できるよう半期の区切りを通年化し、さらに組織の発展に寄与できるようにしたことや評価の仕組みを分かり易く明確化するために改定を行った。なお、令和 3(2021)年度か

らは職能資格制度、能力開発制度及び賃金制度の改定を行い、職能資格制度を組織運営におけるより明確かつ適正な運用を目的とし、体系を 9 段階から 7 段階とした。また能力開発制度を、能力開発のしくみをより簡潔に運用しやすく改定し、賃金制度を自己研鑽による昇給・昇格の機会に係る公平性を前提に改定を行った。これらにより、競争激化等、本学園を取り巻く様々な環境・状況の変化の中で、事務職員の業務遂行において、一層の質的向上につなげていくことを企図している。

図表 4－3－2　職員の能力開発に係る各種取組み実績者数（学園主催）　（人）

	講義聴講研修	教職員大学院進学	職員通信教育講座	大学 SD フォーラム
平成 30(2018)年度	5	1	4	52
令和元(2019)年度	2	0	4	55
令和 2(2020)年度	2	0	7	61
令和 3(2021)年度	1	0	4	80
令和 4(2022)年度	3	0	9	52

さらに、大学としての職員の能力開発に係る独自の取組みとして、事務職員による部会組織を編成し活動を行っている。令和元(2019)年度には、これまでの活動を総括し、改善方策を検討し「事務局部会要領」を策定、これに基づき「SD 部会」を発足させた。令和 4(2022)年度は「SDGs」をテーマに「SD 部会」を企画・運営するとともに、「事務局研修会」では「防災」をテーマに夏期・冬期事務局研修会を実施した。

（3）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

専任職員においては、より公平で納得性のある処遇を行うべく、職員人事制度（目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度）の改善を行う。

目標管理制度は能力開発のウエイトを高めて充実化を図る。また、実施内容の振り返りと研修企画の組織的検証による階層別職員研修の計画的実施の継続、外部団体による研修会・講習等への積極的参加の推奨、及び通信教育等の支援制度拡充を推進する。

事務局部会活動は、事務局全体に関わる業務及び課題について、課室の垣根を越えた横断的取組みとして活動しているが、引き続き検証を行い、新たな部会の設置も含め改善方策を検討していく。

4－4. 研究支援

4-4-①　研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-②　研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③　研究活動への資源の配分

（1）4－4 の自己判定

基準項目 4－4 を満たしている。

（2）4－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

専任教員には、それぞれに研究室を設け 24 時間利用可能としている。また、各種研究

支援制度を整備し研究費を配分している。

コンプライアンス及び研究倫理に対する体制の確立と強化のため、「研究活動管理・監査委員会」を設置するとともに諸規程を整備し、厳正に運用している。

■研究活動の運営・管理

研究室は主に研究棟に配置し、「大阪商業大学教員個人研究室の利用に関する取扱基準」に沿って運用している。

文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を踏まえ、公的研究費の適正な運用・管理、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の疑いが生じた際に迅速に対応できるよう諸規程を整備し、「不正防止・研究倫理に対する取り組み」を大学ホームページを通じて周知・公表している。さらに、公的資金による研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正にあたるか等の理解や意識を高めるために、コンプライアンス教育を実施している。そのほかにも、研究活動における不正行為を未然に防止し、公平な研究活動を推進するために研究者の倫理規範の向上を目的として研究倫理教育を実施している。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が令和 3(2021)年 2 月 1 日に改正されたことを踏まえ、コンプライアンス教育と併用・補完する形で啓発活動を実施した。啓発活動の内容としては、教員、研究員、大学院生、研究費関連の事務処理に携わる職員・大学院担当職員を対象に、令和 4(2022)年 6 月、12 月、令和 5(2023)年 2 月に研究費の不正防止に向けた関連記事を配信し、令和 4(2022)年 9 月に啓発チラシを配付した。新任教員には、新任教員事務オリエンテーションにおいて、本学における研究不正防止に対する取組みを、科学研究費助成事業採択者には、教員個々に科学研究費助成の取扱いを説明している。

■研究倫理・不正防止の取組み

研究倫理教育、コンプライアンス教育として、対象者に対して 3 年に 1 回の頻度で研修の機会を設けている。令和 3(2021)年度に研修会を実施し、令和 4(2022)年度には、「自己啓発でのコンプライアンス教育および研究倫理教育用教材」（文部科学省ホームページ掲載のコンプライアンス教材（動画・資料））を使用した自己啓発によるコンプライアンス教育を実施し、研究費の使用ルール等を遵守することの誓約書の提出を求めた。

また、研究倫理教育においては、指定図書の通読、文部科学省や日本学術振興会等の研究公正ポータル等の教材及び本学で過年度に開催した研修会の資料を教材として、自己啓発することとしている。教材は、教職員が容易に利用できる共有フォルダに掲載し、年に 1 回、対象者全員に確認書の提出を求め、研究倫理に関する理解度を確認している。

博士後期課程の学生には、教職員と同様の教育内容で実施しており、修士課程、博士前期課程の新入生には、指導教員から研究倫理教育関連資料を活用し教育を行っている。学部の新入生には、「ゼミナールⅠA」、「ゼミナールⅠB」の授業において、文章やレポート作成時に引用する場合の手順、一般的な決まりを説明し、盗用・剽窃が起こらないように注意を促している。修士課程、博士前期課程の在院生には e-Learning システム（教育支援システム manaba®）を、学部の在学生には本学ポータルサイト S-Navi!を利

用して上記研究倫理教育関連資料の通読を促している。さらに、人を対象とする研究については、「大阪商業大学における人を対象とする研究倫理審査規程」に基づき研究活動管理・監査委員会が審査にあたり、適正に研究活動が行われるよう取り組んでいる。

■研究奨励の取組み

大学設置基準第 40 条の 3 に基づき、以下のとおり教育研究に相応しい環境の整備に努めている。

学術研究活動の支援を目的として、専任教員に教員個人研究費として「フリー研究費」、「研究用図書費」及び「特別研究図書費」を、教育専任教員には教育活動及び授業運営の支援を目的として、「教育専任教員教育活動費」を配分している。加えて、新任教員は就任年度に限り、研究環境の整備に必要となる図書、備品等の購入費用として「研究環境整備費」を増額している。

教員の学術研究活動を促進し奨励する「研究奨励助成制度」、学術研究活動の成果をまとめ学術図書として出版する場合の「出版助成制度」を、さらに教育活動の質的向上・充実を図るために「教育活動奨励助成制度」を設けている。

教育研究水準の向上及び国際交流の進展に資することを目的として「大阪商業大学海外研究員規程」、学術の研究・調査のため国内の大学・研究所等に派遣する場合の「大阪商業大学国内研究員規程」を制定し、派遣を行っている。

学会及びそれに付随する研究的行事を開催する場合には、「大阪商業大学学会開催取扱要領」に基づき、学会補助費の支給や学内施設の無償貸与による支援を行っている。

学外団体の研究助成事業の採択を受けた場合には、「フリー研究費」または「研究用図書費」を増額支給する制度を設け、外部資金の申請・獲得につなげている。令和 4(2022)年度には外部資金の獲得及び教員の研究活動支援を目的に、外部講師による科研費申請支援のための「個人面談（ウェブ面談)」、「申請書（研究計画調書）のレビュー」を実施した。

文部科学省の科学研究費助成事業については、令和 4(2022)年度 20 件（うち継続 16 件）の研究課題が採択された他、奨学寄附金 2 件の受入れを行った。

（3）4－4 の改善・向上方策（将来計画）

啓発活動については、研究費の不正防止に向けた意識づけを広く頻繁に繰り返し行うことが重要であるため、令和 5(2023)年度も関連記事の配信を中心に、ポスター等の掲示を計画している。

［基準 4 の自己評価］

学長は「事業推進会議」において議長となり、また、大学教授会の意見を聴いて本学の教育研究活動における重要事項や事業計画を決定する等、リーダーシップを発揮している。また、学長は本学園理事長の任にもあたっていることから、本学園内での大学の位置づけや他の設置校との連携について、的確な判断のもと、適切に運営している。

また、本学においては、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長を配置している。組織上の位置づけ及び役割も明確になっており、適切に機

能している。

大学の課題及び取組みは、大学の各種委員会、「運営会議」、「事業推進会議」において検討のうえ「大学教授会」に諮り、審議・承認された後、「理事会」に上程している。

本学は教育課程を運営するうえで、必要な教員数を適切に配置している。専任・兼任、専門分野等の構成においても偏りなく配置している。教員の採用・昇任に関しては、「大阪商業大学教員資格審査規程」、「大阪商業大学教員資格審査規程施行細則」に基づき適切に運用し、教育研究水準の維持・向上を図るに相応しい人材を採用している。教員 1 人あたりの担当授業時間数においては、教員間の差異が大きくならないよう調整している。

本学の事務組織及び業務分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定め、教員組織と密接に連携し教育研究活動の質的向上に努めている。

職員の人事管理については、学園全体としての中長期的な人事戦略に基づいて実施しており、適正な人材配置となっている。また、目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする人事制度は、円滑に運用、改善している。

職員の資質向上については、階層別職員研修によって職能資格制度と対応した能力の開発に成果を挙げている。さらに、本学が開講する講義科目の聴講、本学大学院へ入学した場合の修学支援、職員通信教育講座、SD フォーラム等を通して、職員がより高い教養と専門的知識を得る機会を提供している。

研究活動については、各種研究制度を設け支援を行うとともに、研究活動における不正行為を未然に防止するために、「研究活動管理・監査委員会」が内部監査を継続的に実施し、その結果を「大学教授会」で報告し、不正防止に対しての理解や意識を高めている。

以上のことから、基準 4 を満たしている。

基準 5. 経営・管理と財務

5－1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

（1）5－1 の自己判定

基準項目 5－1 を満たしている。

（2）5－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■組織倫理と法令遵守

本学園の建学の理念及び「建学の理念を支える 4 つの柱」を本学園の使命・目的を端的に表現した言葉であると認識し、教職員が基本とすべき活動指針として、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則」において服務の基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS（顧客満足）理念及び行動指針に沿って、本学園に関わるすべてのステークホルダーが満足できるように取り組んでいる。就業規則については、関係法令改正への対応及び教職員健康管理体制の明確化を目的として、社会変化に即応したものとすべく、平成 29(2017)年に改正した。

経営の規律と誠実性の維持については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、質の保証を担保するために適宜対応を行っている。また、関係機関への認可申請、届出、報告等については、法令遵守のもと遅滞なく行っている。なお、令和 2(2020)年度に施行された改正私立学校法についても適正に対応している。

法令に基づき対応すべき案件については、規程改正や学園広報誌『楽人』に掲載する等速やかに開示し周知を図っている。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程の認識の共有化を図るため、諸規程等は教職員がウェブ上で容易に確認できる環境を整備している。

また、経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化のため、公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を本学園に設置している。

■人権と安全及び危機管理

個人情報保護については、「個人情報保護委員会」を設置するとともに、諸規程を整備し、その方針や取扱いについては大学ホームページ及び『キャンパスガイド』にて周知している。

個人情報に関する事項については、本学の各種委員会等から検討要請があった場合は速やかに同委員会を開催し、審議、対処する体制を構築し、適切に対応している。また、事務局においては、各課室からの確認事項を「事務局会議」で精査したうえで、最終的に同委員会へ上程するよう徹底している。

また、本学園の業務に関し、法令や諸規程に違反する行為を教職員等が発見した場合、公益通報者保護法に基づく公益通報制度により、適切に対応している。監査室と外部の弁護士を通報の受付・相談窓口として、法令に定める教職員等以外に、学生及び保護者からの通報も受け付け、教職員と同様に通報したことを理由として不利益にならないよう配慮している。

なお、「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（令和 2(2020)年 6 月 12 日公布）が令和 4(2022)年 6 月 1 日から施行されたことに伴い、「学校法人谷岡学園公益通報に関する規程」改正した。

ハラスメントの防止については、本学園の取組みとして「学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、ハラスメント行為の防止及び相談窓口の設置、事案発生時の対応等について適切に管理・運営している。また、定期的な研修会開催、啓発活動等の準備を進めている。さらに、大学の取組みとして、「ハラスメント防止委員会」を設け、「ハラスメント防止委員会規程」を制定している。また、『キャンパスガイド』、『大学生活ガイドブック』に、ハラスメント行為に係る詳細を掲載し、注意喚起を行うとともに、学内相談窓口のホットラインを記載した「ハラスメント防止カード」を学生・教職員に配付し、ハラスメントの防止に努めている。令和 4(2022)年度は、学友会組織に所属している新入生部員に向けた「フレッシュマン研修会」において、「ハラスメント防止講習会」を実施した。なお、事案が発生した場合に備えて具体的対処を行う組織を設けることを規程化した「大阪商業大学ハラスメント調査委員会規程」を制定している。このように、規程の制定・周知及び啓発用カードの配付、「ハラスメント防止委員会」の適切な開催等から、ハラスメントに係る取組みは全学的に周知されている。

人権問題については、「人権問題委員会」の委員が学外での研修会等に参加する等、人権問題の研鑽、情報収集に努めている。

労働安全衛生環境については、産業医との連携を強化し、その管理体制構築に向けた準備を進めている。また、教職員の安全衛生、労働災害防止のため「衛生委員会」を設置し、教職員の健康障害防止及び健康の保持増進に関する審議、提案、注意喚起、委員全員による職場巡視を行っている。

環境保全については、クールビズ、ウォームビズ、休憩時の電気の消灯、空調の温度管理、照明器具の LED 化等、教職員一丸となって省エネルギー対策に取り組んでいる。

電子情報機器の利用においては、「大阪商業大学一般事務用クライアントパソコンの利用に関する規程」を制定し、学内における電子情報処理のネットワークの運用体制及び利用者が守るべき基本的な事項を定め、不測の事態に備えている。

危機管理については、「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程」を基軸とした「危機管理マニュアル（大阪商業大学用）」や「大阪商業大学消防計画」を整備し、学生・教職員の安全を守るための体制を整えている。なお、令和 3(2021)年 4 月に各消防計画を改正するとともに、自衛消防組織の改編を行った。さらに、学生に対しては、毎年 4 月の新入生オリエンテーション時に「携帯版地震対応マニュアル」を配付し、危機意識の向上に努めている。防災用品についても順次配備を進めている。また、本学では、正門、北門及び「リアクト」1 階に警備員を駐在させ、24 時間体制で安全対策に努

めている。加えて、機械警備の導入、入退館システム及び防犯カメラの設置等の対策を講じている。

新型コロナウイルス感染症については、令和 2(2020)年 2 月に「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程」に基づき新型コロナウイルス感染症対策本部（B 号編成）を設置し、活動制限レベルの設定や対応方針について協議、新型コロナウイルス感染症対策を実施している。

このほか、本学では、学内 7 箇所に加え、学外の関屋グラウンド、S-dorm（学生寮）、学生会館にも AED を設置し、教職員や学生を対象とした講習会を開催する等により、安全性の確保・向上に努めている。

本学の社会的機関としての組織倫理に関する規程の制定及び運営については、服務規律、ハラスメント防止、人権問題等に関連する事項を規程化することに加え、必要に応じた改正を行っていることから、適切に対応できている。

なお、本学園は 2 つの法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約その他法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている。

■教育情報の公表

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、本学の教育研究活動等の状況についての情報を広く大学ホームページ上で公表をしている。

■財務情報の公表

財務情報の公表については、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の財務 3 表に加え、財産目録及び事業報告書、監事の監査報告書を各キャンパスへ備え置き、ステークホルダーへの閲覧に供している。さらに私立学校法第 63 条の 2 に基づき、学園ホームページ上で公表している。また、学園広報誌『楽人』に財務 3 表を公表している。本学は、大学ホームページの「情報公表」内に学園ホームページ「学校法人谷岡学園事業報告・財務状況」とリンク設定による情報共有を図り、財務情報を適切に公表している。

（3）5－1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性の維持については、引き続き学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、速やかな対応を行うとともに、今後の改正についても的確に対応できるよう体制を整備する。また、学園の使命・目的を実現するための継続的な努力を行う。教職員は、本学園が展開する CS 活動に対し認識・理解を深めるとともに、帰属意識の向上を目指す。また、社会的機関として必要な組織倫理・規則を維持し、人権及び安全に対する配慮を怠ることのないよう法令等の改正に適宜対応するとともに、教職員へのさらなる情報提供、啓発活動に取り組む。

危機管理においても、法令遵守はもとより、学内規程を遵守し、適正に運営するとともに、安心・安全なキャンパス環境の構築を推進していく。特に、「衛生委員会」が主体となり今後も職場巡視を定期的に行い、就業環境の改善を進めるとともに、働き方改革

を推進していく。また、個人情報の保護のため、研修会等を通じて教職員に対して継続的に注意喚起を行っていく。さらに、不測の事態に備え、各棟に防災救急用品を設置するとともに、マニュアルの策定・周知に取り組む等、防災意識向上のために学生・教職員参加型の防災訓練を継続的に実施する。

そのほかにも、環境保全については、消費電力の低減等の対応について常に検証を行い、エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者として省エネルギー対策にも積極的に取り組む。

さらに本学のステークホルダーに向けて、常に適切な情報公表を継続するとともに、情報公表方法について工夫・改善を行っていく。

財務情報の公表については、私立学校法第 63 条の 2 に準拠し情報公表を行っているが、経営の透明性を確保する観点から、学校法人会計基準の仕組みに必ずしも精通していないステークホルダーも理解できるよう今後も改善していく。学園広報誌『楽人』の事業計画号や事業報告号については、分かりやすく見やすい視点から今後も掲載方法を工夫していく。

ハラスメント防止については、昨今の多様化するハラスメントの実態把握に努め、防止について大学として定期的・継続的に教育に取り組む必要があるため、状況に応じた説明会や研修会の実施及び情報発信・提供に努める。

5－2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5－2 の自己判定

基準項目 5－2 を満たしている。

(2) 5－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■意思決定の体制と整備

本学園では、最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関である「評議員会」を設けており、「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づく管理運営を行っている。各種の審議事項は、必要に応じ「大学（院）教授会」の議または学長の裁定を経た後、「評議員会」に諮問し、審議され、最終的に「理事会」に上程される体制を取っている。

「理事会」での審議・報告については、事務担当者からの説明後、担当理事・担当評議員からも詳細な説明を求め、意見聴取することでさらに内容の理解を深めている。

「理事会」、「評議員会」の構成員として、本学学長は、本学園の理事長も務め、各設置校の長及び事務局長が評議員に就任している。管理部門と教学部門が適切に意思疎通を図り、共通認識のもと迅速な決定が行える体制にある。また、役員には、学外者で豊富な社会経験を積んだ有識者も就任している。

なお、理事の互選をもって理事長を選出するが、理事長は、必要に応じて専務理事、常務理事及び事業理事を指名することができる。また、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 8 条に「理事長の職務の代理または代行」に係る条文を設け、専務理事、常務理事、予

め「理事会」において定めた順位の理事の順で、理事長職の代理、代行を行うこととし、万一の際にも法人業務に支障を来たさぬよう万全を期している。

(ア)役員定数

本学園の役員定数は、寄附行為により、理事 8 人以上 9 人以内、監事は 2 人以上 3 人以内と規定され、その構成は図表 5－2－1 のとおりである。令和 5(2023)年 5 月 1 日現在、理事の定員総数は満たしているものの、選任条項第 6 条第 1 項第 3 号による理事に 1 名の欠員が生じており、同月開催予定の評議員会にて、寄附行為の規定に基づき適切に選任する予定である。

図表 5－2－1　役員構成　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）

役員の種類	選任条項	定　員	現　員
理　　事	第 6 条第 1 項第 1 号（創立者縁故者）	1 人	1 人
	第 6 条第 1 項第 2 号（設置学校長）	2 人以上 3 人以内	2 人
	第 6 条第 1 項第 3 号（評議員）	4 人	3 人
	第 6 条第 1 項第 4 号（学識経験者）	2 人以内	2 人
監　　事	第 10 条第 1 項	2 人以上 3 人以内	2 人

(イ)理事会開催状況

本学園の「理事会」は、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 15 条第 3 項において、「3 月及び 5 月並びに必要がある場合に理事長が招集する。」としており、特に急を要する案件がない場合には、それに従い 3 月、5 月を含め、概ね 2 ヶ月に 1 回程度の割合で開催している。

なお、令和 4(2022)年度中に開催された「理事会」における役員の出欠状況は、図表 5－2－2 のとおりである。

図表 5－2－2　理事会出欠状況

開　催　日	理事出欠状況	監事出欠状況
令和 4(2022)年　5 月 26 日	出席 8 人 欠席 1 人（委任）1 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 4(2022)年　7 月 21 日	出席 9 人　欠席 0 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 4(2022)年　9 月 26 日	出席 9 人　欠席 0 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 4(2022)年 12 月 23 日	出席 8 人 欠席 1 人（委任）1 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 5(2023)年　1 月 26 日	出席 8 人 欠席 1 人（委任）1 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 5(2023)年　3 月 24 日	出席 9 人　欠席 0 人	出席 2 人　欠席 0 人

上記のとおり、「理事会」の理事の出席率は高く、監事も毎回出席し、本学園の最高意思決定機関として機能している。また、理事から予め欠席の意思表示のあった場合には、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 16 条第 3 項の定めに従い、本学園理事を代理とする委任状をもって決議に加わることができるが、当該委任状の形式は、議案ごとにその概要を示し、それぞれに賛否の意思表示が可能なものを使用している。

(3) 5－2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学外者の役員から積極的に意見を聴取し、学園運営に活用するとともに、学

園全体にとって有益な意思決定が迅速に行えるように、管理部門と教学部門のコミュニケーションを重視した理事会運営を行う。

5－3. 管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

（1）5－3 の自己判定

基準項目 5－3 を満たしている。

（2）5－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■意思決定の円滑化

本学園においては、「理事会」と各設置校の教学組織との意思疎通を図ること及び各設置校の校務運営に関する連絡調整を行うことを目的として、原則として年 2 回（7 月、12 月）「設置学校長会」を開催している。

同会は、理事長、学（校）長・園長、法人本部長を構成員とするほか、「理事長の指示により、必要に応じて他の者の出席を求める」との規定に基づき、オブザーバーとして理事、評議員、監事、理事長補佐、法人本部次長、副学長、事務（局）長、法人本部・秘書室・監査室・高校企画室の課室長が出席する。各設置校からの校務報告を聴取、意見交換をするほか、校務等に関する協議を設置校相互に行っており、充分な意思疎通を図っている。令和 4(2022)年度は 7 月 21 日及び 12 月 23 日に開催した。なお、本学園では、「評議員会」において役員に対して意見を述べ、またはその諮問に答えまたは役員から報告を徴するため、職制のうち特に学校管理の職に就く者を理事長から「理事会」へ評議員候補者として推薦することとしており、現在幼稚園を含め全設置校の長及び事務局長が評議員に就任している。また、本学学長が本学園の理事長も務め、管理組織と教学部門とが円滑な関係を保ち、学園の経営方針を現場の活動に直結させる仕組みを構築している。さらに、法人本部と各設置校事務（局）長との懇談会として、「設置校実務運営懇談会」及び「金曜懇談会」を開催している。「設置校実務運営懇談会」は、理事長も含み、主に設置大学における短期（中期）事業計画に関する情報交換等を年 2 回定期的に行っている。「金曜懇談会」は、理事長補佐、法人本部長、法人本部次長、法人本部・秘書室・監査室・高校企画室各課室長及び法人本部参事と各設置大学及び高等学校の事務（局）長で構成し、事業活動報告や関連する課題を共有し、課題解決に向けた意見交換を定期的に行っている。

また、中長期にわたる事案、緊急に解決を図る必要がある案件等に対応するため、これら会議体とは別に委員会の設置やタイムリーに打合せの場を設け意見交換を行っている。このように各設置校担当課室と法人本部は日頃から密に協議・打合せを行っており、管理部門と各設置校における教学部門の連携強化を図っている。

■ガバナンスの機能性

「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき、本学園の意思決定機関である「理事会」とその諮問機関である「評議員会」は適切に機能している。毎年度の予算計画及び事業計画は、私立学校法第 42 条に基づき、「評議員会」の諮問に付し、「理事会」の決議を経て決定している。決算及び事業実績は、私立学校法第 46 条に基づき、「理事会」の承認後、「評議員会」に報告し、意見を求めている。

令和 4(2022)年度中に開催された「評議員会」における評議員、監事の出欠状況は、図表 5－3―1 のとおりである。

図表 5－3－1　評議員会出欠状況

開　催　日	評議員出欠状況	監事出欠状況
令和 4(2022)年　5 月 26 日	出席 16 人　欠席 4 人（委任）4 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 4(2022)年　7 月 21 日	出席 18 人　欠席 2 人（委任）2 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 4(2022)年　9 月 26 日	出席 17 人　欠席 3 人（委任）3 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 4(2022)年 12 月 23 日	出席 17 人　欠席 3 人（委任）3 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 5(2023)年　1 月 26 日*	出席 16 人　欠席 4 人	出席 2 人　欠席 0 人
令和 5(2023)年　3 月 24 日	出席 18 人　欠席 2 人（委任）2 人	出席 2 人　欠席 0 人

*　令和 5(2023)年 1 月 26 日開催の評議員会は、審議事項・諮問事項がなかったため、委任事項はない。

監事は、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 10 条に基づき、「理事会」において選出した候補者の中から、「評議員会」の同意を得て理事長が選任している。監事は、企業経営者や税務に携わった十分な経験を有する者を選任している。

監事は、監査法人及び監査室と連携を図りながら、本学園の業務、財産状況及び理事の業務執行状況の監査を実施している。具体的には、業務及び理事の業務執行の監査を効果的に行うため、「評議員会」、「理事会」及び「設置学校長会」等の本学園主催の会議へ出席するとともに、令和 4(2022)年度は、12 月に理事長、理事、理事長補佐、法人本部長、法人本部次長及び法人本部各課長への学校運営に関する懇談会形式のヒアリングを監査法人も同席のもとで実施した。監事は、本学園の主要会議等への出席や内部監査への同席により、本学園の業務、財産状況及び理事の業務執行状況を的確に把握したうえで、監査結果を「理事会」及び「評議員会」において報告している。

本学の副学長、研究科長、学部長、学科主任は、大学の課題及び取組みについて、「運営会議」等において検討している。また、案件によっては、「運営会議」が法人本部と調整を図っている。

■リーダーシップと運営

本学学長は、本学園の理事長も務めており、管理部門と教学部門は常に適切な連携を図りながら運営されており、学長（理事長）によるリーダーシップが発揮されている。

また、学園ホームページの教職員向けページに「理事長への提案箱」を設け、学園の発展のために、教育研究活動や様々な業務に関して、教職員が自らのアイディアや提案を、直接理事長へ届けることができるボトムアップの仕組みを構築している。

■事務組織と執行体制

本学園では、事務の組織及び分掌について「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」によって定めており、本学園が設置する学校の事務統括及び調整を行う法人本部、大学運営のための事務処理を行う大学事務局を置いている。

学園においては秘書室、理事長直轄の組織として監査室、高校企画室を、法人本部に総務課、人事課、財務課を、また大学においては、大学設置基準第 41 条（令和 4(2022)年 9 月 30 日付改正前の規定）に基づき、事務局に 10 課室を設置し、それぞれの業務に必要な人員を配置し学生サービスの充実を図っている（図表 5－3－2 参照）。

図表 5－3－2　学校法人谷岡学園機構図　（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）



■事務組織の管理と機能

本学園では、すべての設置校において教育研究活動等の事業を着実に遂行するために

事業計画制度を設けている。事業計画制度については、設置校ごとに学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ「中期計画」（原則 5 年に一度作成、5 カ年計画）及び「事業計画書」（毎年度作成、単年度計画）を 10 月末に提出し、法人本部との協議の後、「予算検討委員会」に諮られている。最終的には、3 月に「評議員会」の意見を聴き、「理事会」の決議を経て、中期計画と次年度の事業計画及び予算を決定している。

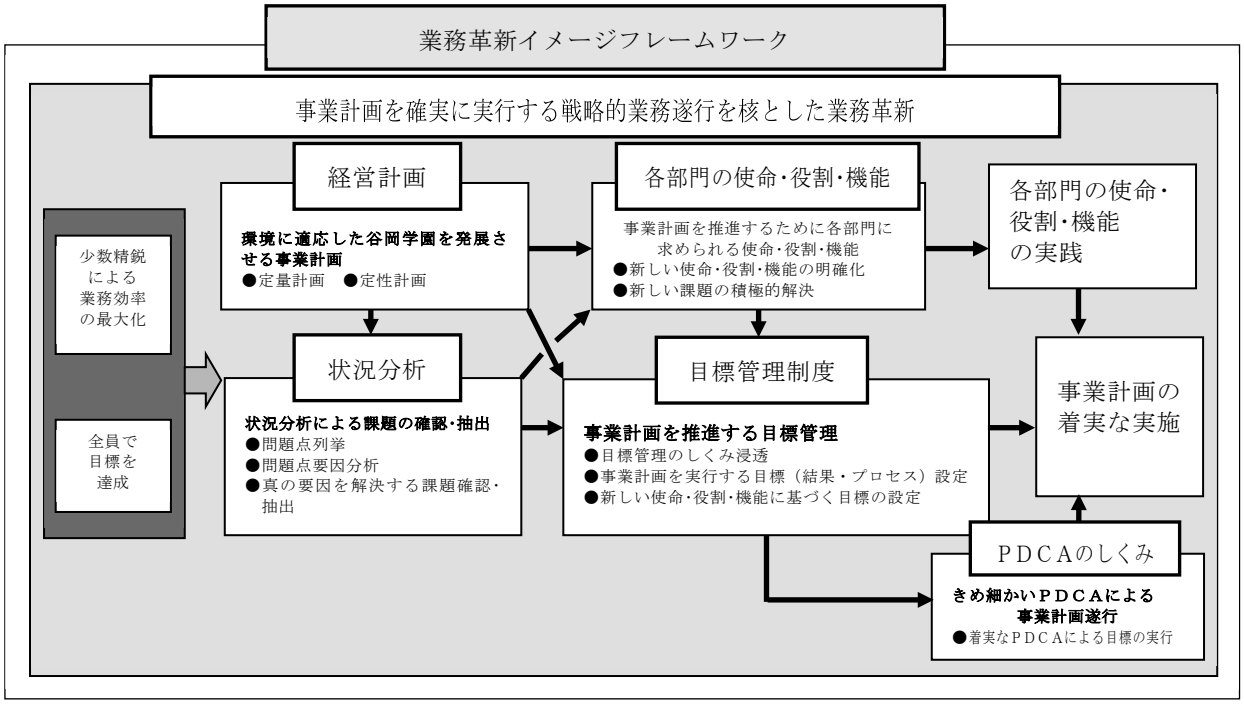
事業計画制度は、学園経営の財務運営及び財政基盤確立の重要な指標となり、また、職員人事制度の一つである目標管理制度とも密接に関連している。

学園全体の事業計画を達成するために、各設置校各課室の使命・役割・機能に応じた目標を定め、その目標が所属する構成員の目標にも反映される形で実行されており、事業計画が円滑かつ適正で効率的に遂行される仕組みとなっている（図表 5－3－3 参照）。

「理事会」で承認された事業計画を各設置校が実施する際は、「学校法人谷岡学園事務決裁規程」に基づき実行される。事業規模により理事長の事務決裁の権限の一部を法人本部長、大学事務局長に委譲する等適切な権限委譲を行い、事務処理の円滑化を図り業務遂行における責任体制の確立を図っている。

平成 29(2017)年度には稟議書作成ガイドラインを改正し、学内ルールに則った適切な事務手続きを推進する等定期的に見直しを行っている。またウェブ決裁システムを導入し、インターネット環境で各キャンパスとネットワークを通じて処理ができる仕組みとなっている。なお、ウェブ決裁システムについては、令和 2(2020)年 3 月に新たなシステムを導入した。

図表 5－3－3　業務革新イメージフレームワーク



（3）5－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園では、「設置学校長会」、「設置校実務運営懇談会」、「金曜懇談会」等の様々な機

会を通して、日頃より管理部門と教学部門の緊密な連携を図っている。今後もより一層の相互理解と連携強化が図れるようにこの取組みを推進し、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を持続する。

事業計画制度において、安定的な学園運営が行えるよう、制度の検証を行う。特に予算計画と事業計画が乖離しないよう、設置校の収支バランスを見つつ、学園全体の将来構想及び中期計画のビジョンをより明確にする。また、事業計画の実施において、施設設備改修工事については、ICT 教育の活用等高等教育機関として求められている事項を優先的に実施し、かつ CS につながるよう優先順位をつけるとともに、専門家の意見も聞き、時代に適した改修工事が実行できるよう改善する。

5－4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5－4 の自己判定

基準項目 5－4 を満たしている。

（2）5－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■計画に基づく財務運営

学園全体の財務計画については、学園各設置校の中期計画及び単年度事業・予算計画に連動させ、「学校法人谷岡学園予算編成規程」に規定する「予算検討委員会」において検討している。「予算検討委員会」では、将来的な財政基盤安定化に向けて、教育研究活動と学生・生徒・園児支援を着実に実行するための財政基盤づくり及び施設設備投資の財源を確保することを重視し、中期的な収支予測や収支バランスを保つための具体的目標を定め、収支規模に応じた予算編成方針案を策定している。その予算編成方針案は、理事長を含む法人本部を中心に協議・検討したうえで決定し、各設置校へ示されている。

本学園の予算編成方針のもと、中期及び単年度事業・予算計画を策定し、法人本部で集約され、本学園の「評議員会」に諮問され、「理事会」の決議を経て決定される。事業・予算計画に変更が生じた場合には、「学校法人谷岡学園寄附行為」に準じて、遅滞なく補正予算を編成している。

固定資産及び流動資産については、財務システムで管理し、適正に処理しており、資産運用については、「学校法人谷岡学園資金運用規程」に基づき行っている。

また、財務計画については、計画の進行状況・社会環境の変化等を鑑み、定期的に見直しを図っている。

■財務基盤と収支バランス

財務基盤の確立や収支バランスにおいては、収支構造が安定していることが最も重要であり、本学においても中期計画・単年度事業計画・予算計画とともに収支見通しを検証し、収支構造を改善する努力を行っている。

本学では外部資金の導入策として受託研究の受入れ及び施設貸与の拡大に取り組んでいる。特に、学外団体に対する施設貸出では、例年、年間 4,700 万円以上の収入があり、

さらに拡大させるための施策を展開中である。しかしながら、令和 2(2020)年度においては新型コロナウイルス感染症まん延の影響により施設貸与が中止となり例年どおりの収入を獲得できなかったが、令和 3(2021)年度からは、施設貸与を段階的に再開したことにより、令和 4(2022)年度は 4,300 万円の収入となった。

科学研究費助成事業については、積極的な申請につながるよう採択に向けた教員対象の「個人面談（ウェブ面談）」及び「申請書（研究計画調書）のレビュー」を実施している。

令和 4(2022)年度の事業活動収支差額比率は、大学においては 18.6%となっており安定的に推移している。また、学校法人全体では 5.2%となっている。人件費比率では、大学においては 38.2%、学校法人全体では 54.6%となっている。収入面において、学生生徒等納付金収入は増収傾向にあり、教育研究環境の向上に向けた事業の具現化を着実に図っていくことが可能な状態となっている。教育研究経費は、学校法人全体で一定の比率を保っており、学生支援体制を構築・推進する等、教育活動を充実させるために増加傾向となっている。なお、令和 3(2021)年度に引き続き、令和 4(2022)年度においても、新型コロナウイルス感染症対策として、学生への様々な支援を実施するために、追加で費用を支出した。各種引当金等についても適切に留保し、財政基盤は安定している。

（3）5－4 の改善・向上方策（将来計画）

今後さらに教育研究水準を維持・向上させていくために、中期計画、事業計画、財務計画を継続的に検討・立案・見直し・評価する体制を強化する。

近年の受験者数を維持し、より安定した入学者確保に努める。加えて、将来を見据えた中期的視点に立ち、将来構想計画の状況を見極めつつ、人件費比率の抑制、事業活動収支差額比率の向上を目指し、さらに安定した財政基盤の確立を図ることとしている。また、施設・設備の拡充及び維持・改修に向けた中期計画を実施していくために資金留保の充実を図る。

5－5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）5－5 の自己判定

基準項目 5－5 を満たしている。

（2）5－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■会計処理

本学園では、学校法人会計基準に基づき図表 5－5－1 のとおり各種規程を整備し、これらの規程に則り適切に会計処理を行っている。

図表 5－5－1　会計処理に関する規程

学校法人谷岡学園事務決裁規程	事務処理の円滑化及び決裁に関する責任の所在を明確にすることを目的とする。

学校法人谷岡学園経理規程	経理に関する事項を正確かつ迅速に処理し、教育研究活動の維持発展と経営の能率的運営に資することを目的とする。
学校法人谷岡学園物品会計規程	物品会計事務の公正、確実かつ能率的な運営を図るため、その事務執行に関する根本基準を定めることを目的とする。
学校法人谷岡学園予算編成規程	予算の編成及び手続きについて定める。
学校法人谷岡学園予算執行規程	予算の執行及び手続きに関する事項を、敏速かつ確実に処理し、本学の財政の確立と教育研究その他諸活動のさらなる永続的な維持発展に資することを目的とする。

本学園では、所定の金額以上の予算執行は、稟議決裁を受けることとなっている。

会計処理の実務は、事務作業の効率化及び適正な処理のため、すべてシステム化されており、各キャンパスとインターネット環境を通じて処理を行っている。

物品の購入や報酬の支払いの際は、本学各課室の担当者がシステム上からデータを入力し、支払伝票を起票する。一定金額未満は課室長決裁、一定金額以上は課室長決裁後、大学事務局長、法人本部財務課長、法人本部長、理事長の決裁を経て、業者への支払い手続き等を行っている。また、すべての支出について法人本部財務課が支払総括表を作成し、法人本部長を経て、理事長に報告している。証憑書類等の保管については、一定金額以下は大学で 2 年間分を保管し、最終的に法人本部財務課で保管している。

以上のことから、予算管理と支払管理を一元化し、各課室において確実な予算管理が行える体制を整えており、適正な会計処理に努めている。

また、令和 2(2020)年度から開始された高等教育の修学支援新制度の運用においても、システムの改善を行い適切に対応できている。

令和 4(2022)年 1 月に電子帳簿保存法が改正され、電子取引で受領した請求書等の電子データの保存が義務付けられたことに対応し、法的には 2 年間の猶予期間が設けられているものの、先行して令和 4(2022)年 4 月より保存を適切に実施している。

■会計監査

本学園では、監事による財産状況の監査、監査法人による会計監査及び監査室が行う内部監査による財務・会計監査を実施している。

監事監査においては、「理事会」、「評議員会」に監事が毎回出席し、財産状況の監査だけではなく、理事会運営及び法人・大学の業務に関わる監査も行っている。また、監査法人の期末監査及び監査報告時に意見聴取や質疑応答を行い、これらを踏まえ、毎会計年度、監査報告書を作成し「理事会」、「評議員会」に報告している。

監査法人監査は、会計年度を 4 月から翌年 3 月とし定期的に往査が実施され、必要に応じて設置校の実地監査を行っている。また、毎年度 5 月に開催される「理事会」において決算が承認された後、理事長、理事、監事、理事長補佐、法人本部長、法人本部次長、法人本部各課長及び監査室長の出席のもとで監査報告会を行っている。監査法人からの指導事項・改善事項に関しては、法人本部主導で速やかに改善対応を行っている。

監査室が行う内部監査については、毎年度複数の課室を抽出し、書類監査・実地監査を行い、業務の適正化に務め、フォローアップまで対応することとし、令和 4(2022)年度は図表 5－5－2 のとおりの対応を行った。

また、監事・監査法人・監査室の三者が、効果的で効率的な監査実施を目的として定

期的に、情報提供、情報交換（監査計画・結果報告等）、意見交換を行う場として「三様監査推進懇談会」を開催している。

図表 5－5－2　令和 4(2022)年度 三様監査（監事、監査法人、監査室）実施状況

令和 4(2022)年度	監事監査 1・2 人	監査法人監査 1~4 人	監査室内部監査		
			臨時監査	定期監査	
			フォローアップ監査	内部監査	公的研究費等に係る監査
4 月		4 日(4/8.20.25.30)			
5 月	2 日(5/23.26)	5 日 (5/6.12.13.16.17)			
6 月	2 日(6/23.27)			書類監査・実地監査(1 室)	学内監査立会い (6/26.27)
7 月	1 日(7/21.26)				
8 月					ヒアリング実施 (8/9)
9 月	1 日(9/26)	2 日(9/21.22)		書類監査・実地監査(1 課)	
10 月	1 日(10/17)				
11 月	2 日(11/1.17)	1 日(11/25)			
12 月	1 日(12/23)	2 日(12/13.14)			
1 月	1 日(1/26)				
2 月		2 日(2/1.2)	書類監査(6 課)		
3 月	1 日(3/24)	2 日(3/22.23)			

連携

三様監査推進懇談会（監事 2 人、監査法人 4 人、監査室 3 人、法人本部 1 人）
令和 4 (2022)年度：1 回開催(10/17)

(3) 5－5 の改善・向上方策（将来計画）

監事、監査法人、監査室それぞれが、より効果的かつ効率的に監査を行えるように、「三様監査推進懇談会」の内容や提供する情報を一層充実させる。

［基準 5 の自己評価］

「学校法人谷岡学園寄附行為」や「学則」、諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に従って作成され、教職員はこれらの規程や法律を遵守している。教職員の学園に対する認識理解と帰属意識の向上を目指すとともに、社会的機関として必要な組織倫理・規律に関する事項（服務規律、個人情報保護、ハラスメント防止、人権問題等）を規程化し、適切に運営している。

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則」において服務の基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS 理念及び行動指針に沿って、学園に関わるすべてのステークホルダーが満足できるように取り組んでいる。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程は、適切に整備されており、認識の共有化を促進すべく、学内ネットワークを通じて、諸規程等は容易に確認できる環境を整備している。また、経営目標を効果的に達成していくために、経営管理体制及び

コンプライアンス体制の確立と強化を目指して、合理性と合法性の観点から公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を学園に設置している。

また、2 つの法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約、法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている。

財務情報は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の財務 3 表に加え、『財産目録及び事業報告書』、『監事の監査報告書』を各キャンパスへ備え置き、ステークホルダーの閲覧に供するとともに、学園ホームページ上でも公表している。また、学園広報誌『楽人』に財務 3 表を公表している。さらに、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育情報の 9 項目を大学ホームページ上で公表している。

管理運営体制としての「理事会」、「評議員会」の運営や役員、監事の選任については「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。さらに、「理事会」と学園各設置校の教学組織との意思疎通を図る「設置学校長会」、「設置校実務運営懇談会」、「金曜懇談会」を開催する等、管理部門と各設置校における教学部門は、有機的な連携強化を図りながら運営されている。

本学学長は本学園の理事長も務めており、本学事務局長は評議員に選任されている。従って管理部門と大学における教学部門は常に適切な連携を図りながら運営されている。

大学の課題及び取組みは、「運営会議」等において検討している。また、案件によっては、「運営会議」が法人本部と調整を図り検討している。

本学の事務組織及び業務分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定め教員組織と密接に連携し、教育研究活動の質的向上に努めている。

本学園は、建学の理念に基づく教育研究目的を達成するため、収支バランスを勘案し、適切な会計処理のもと運営している。基本金組入前当年度収支差額は、令和 2(2020)年度より黒字に回復し、令和 4(2022)年度も黒字であり、財務の健全性に問題はない。

以上のことから、基準 5 を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6－1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

（1）6－1 の自己判定

基準項目 6－1 を満たしている。

（2）6－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、教育研究水準の向上を図り、教育目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを「学則」第 2 条に定め、その実施に関し必要な事項を「大阪商業大学自己点検評価に関する規程」に定めている。また、その評価項目、実施方法及び実施体制（実施組織）に関することを「大阪商業大学自己点検評価委員会規程」に定め、副学長、学部長、学科主任、研究科長、事務局長、教務課長及び学長企画室長で構成された「自己点検評価委員会」を設置している。

同委員会は、学修をはじめ学生生活の支援体制の整備と運用の現状を点検・評価し、課題の探求と改善工夫するため、全学的な「組織の自己点検・評価」を行うほか、「大阪商業大学教員活動自己点検評価実施に関する規程」に基づき、個々の教員を対象に、教育研究活動、大学運営活動、社会的活動について、当該年度の目標設定とその成果の点検・評価について提出を求める「教員活動の自己点検・評価」を行っている。なお、教育専任教員については、教育活動及び大学運営活動に関する点検・評価を行っている。教員の教育活動については、「FD 委員会」のもと実施される学生の授業アンケートと教員の振り返りシートの作成により、教員が PDCA サイクルを展開することによって、授業の改善工夫を行っている。教育の質向上を実質化するために、「FD 委員会」が授業アンケートの改善工夫を行うとともに、公開授業を実施することにより、教員が感じている不安、工夫に対する共感を通じて、教育活動への意識喚起、積極的な取組みに結びつく工夫を行っている。これらの活動は、『FD ニューズレター』にまとめ、大学ホームページで開示している。

また、大学の内部質保証に係る取組みの全体像を把握し、学長を補佐して大学全体の教育研究活動の質向上に取り組む組織として、「運営会議」を設置している。学部、大学院すべてを包摂し、学則の遵守、さらにはその変更に至る課題解決を検討し、学長に随時報告、判断を仰ぎながら丁寧かつ迅速に対応している。

さらに、内部質保証をシステムとして機能させるために必要不可欠な経営管理（ガバナンス）の一環として、研究倫理、コンプライアンスに対する体制の強化のため、学長を長とする「研究活動管理・監査委員会」を設置している。同委員会は、公正な研究活動を推進し、研究活動上の不正防止を図ることを目的とし、本学園に設置されている監査室と連携して、研究活動の遂行状況を検証・評価している。監査室は、毎年度複数の課室を対象とした内部監査及びフォローアップ監査を実施するとともに、教員の科学研究費等外部資金に基づく研究に関わる内部監査にも対応している。令和 4(2022)年 7 月 26 日には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、大学と監事との意見交換の場を設けた。

内部質保証に関わる自己点検・評価に関しては、教育活動の現状が、社会状況、生活環境によって多様化している学生にどの程度効果的であり課題が何かに関する情報収集が重要である。「就業力育成支援委員会」が、10 年に及ぶ調査分析手法の開発と成果に基づき新たな状況の情報収集と分析を定期的に行い、教員はこの情報分析に基づき、シラバスの改善工夫を行っている。さらにシラバスは第三者チェックにより精査され、その結果に基づいた改善工夫により、教育活動の質の向上を図っている。

さらに、ハラスメント防止に係る活動は、大学教授会傘下の「ハラスメント防止委員会」が担っている。また、教員の社会貢献活動等を巡って利益相反が生じる可能性は否定できないことから、事案の発生を未然に防止するために、「利益相反マネジメント委員会」を設置、また令和 4(2022)年 10 月に利益相反アドバイザーを置き、啓発活動等の対応を行っている。さらに、個人情報保護は、教職員のみならず学生支援に関わり重要性を増している。業務遂行上、個人情報の取扱いを要する場合は、「個人情報保護委員会」に諮り、個人情報閲覧担当者の特定、学内での取扱い、学外への個人情報持ち出し禁止の指示を得て、適切に対応している。

令和 2(2020)年度には、建学の理念に基づく大学としての使命を果たすため、「大阪商業大学ガバナンス・コード（以下「ガバナンス・コード」という。)」を制定した。令和 3(2021)年度以降、ガバナンス・コードに対する適合状況を点検・公表する等、ガバナンス・コードに基づいた強固な経営基盤作りに努めている。加えて、3 つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育研究活動に係る PDCA を毎年度明示している。

（3）6－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における全学的な自己点検・評価活動は、「評価」と「改革」を連動して進める組織体制づくりに不可欠ともいえる PDCA サイクルを展開する中心的役割を担う活動である。法令に基づく各種委員会、関係課室と連携しながら、常に変容する社会状況、それに伴い生じる課題等を常に掌握し、委員会、大学教授会等を通じて教職員が共有し、自分自身の課題として認識することを図る。大学は、教育活動をはじめ地域発展の中核機関としての責務を果たすことで、自校教育の深化を図ることが内部質保証及び質向上につながると考える。したがって全教職員が今後一層精進し、大学として成すべき自己点検・評価活動を推進し、学生や保護者・関係者等、ステークホルダーへの説明責任を十分に果たしていく。

6－2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

（1）6－2 の自己判定

基準項目 6－2 を満たしている。

（2）6－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■全学的な自己点検・評価

本学は、平成 4(1992)年より「学則」第 2 条に定めるとおり、教育研究水準の向上を図り、教育目的を達成するため、「自己点検評価委員会」のもと、本学の教育研究活動の状況について独自に点検・評価活動を実施している。なお、点検・評価項目は同委員会にて年度ごとに決定しており、平成 30(2018)年度より、日本高等教育評価機構の大学機関別認証評価における基準（基準 1 使命・目的等、基準 2 学生、基準 3 教育課程、基準 4 教員・職員、基準 5 経営・管理と財務、基準 6 内部質保証、基準 A 社会貢献と連携）に準拠して点検・評価を行っている。本学の自己点検・評価活動は、大学機関別認証評価（第三者評価）の準備活動として実施するのではなく、高等教育研究機関の責務として、教育力と研究力を向上させる日々の努力の成果と課題を自主的に検証するとともに、その改善・解決に努めるために毎年度実施している。

また、自己点検・評価活動の過程では、事務局各課室が自己点検・評価の根拠（エビデンス）となるデータ及び資料収集を行い、エビデンスに基づき、各課室が所管する各種委員会において客観的に行われる点検・評価の結果を「自己点検評価委員会」が全学的視点から整理し、報告書としてまとめている。なお、その報告書は「大学教授会」を通じて学内共有を図るとともに、本学図書館への配架、大学ホームページ上への掲載によって社会へ広く公表している。

■教員個人の点検・評価

教員の教育活動及び研究活動の自己点検・評価は大学設置基準第 25 条の 3 に基づいて実施し、授業の内容及び方法の改善を図るための工夫や開発は、「FD 委員会」と「自己点検評価委員会」が有機的連携を図りながら各々の視点で取り組んでいる。これらの点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

教員は、FD 活動として取り組んだ「授業アンケート」や公開授業等から得られた知見を踏まえて、教育活動の改善・向上を図ることとしている。また、各教員が行う教育研究活動等の自己点検・評価に関し必要な事項を「大阪商業大学教員活動自己点検評価実施に関する規程」に定め、教育活動、研究活動、大学運営活動及び社会的活動の 4 領域を対象に、「教員自己点検評価表（様式 1)」に基づき目標を設定し、年度の初めに「自己点検評価委員会」に提出することとしている。年度末には目標の達成度について自己点検・評価を行い、「教員自己点検評価表（様式 2～4)」を同委員会に提出することになっている。「教育専任教員」についても同様に、教育活動及び大学運営活動の 2 領域を対象に、「教員活動自己点検評価表（様式 5)」に基づき目標を設定し、年度の初めに「自己点検評価委員会」に提出することとしている。年度末には目標の達成度について自己点検・評価を行い、諸活動の実績を含めて「教員活動自己点検評価表（様式 6、7)」を同委員会に提出することになっている。

■IR 活動

教育研究活動の現状把握のための調査・データ収集及び分析等の IR 活動を担う組織として、平成 27(2015)年に学長企画室を設置した。学長企画室は、事務局各課室の保有する教育研究情報（データ）を多面的に収集・分析し、その結果について「運営会議」

や「自己点検評価委員会」へ報告し、学内共有を図っている。
さらに、本学を取り巻く社会状況とその変化、高大接続に代表される学校教育の進展状況等を適切に把握し、今後の課題解決の必要性等を「運営会議」や「自己点検評価委員会」等に提言している。

（3）6－2 の改善・向上方策（将来計画）
事務局各課室による評価基準及びエビデンスに基づいた自己点検･評価活動を推進し、IR 活動を定着させることで、質の高い自己点検・評価活動を展開する。

6－3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

（1）6－3 の自己判定
基準項目 6－3 を満たしている。

（2）6－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）
本学では、大学の使命・目的を達成するため、本学園の「事業計画制度」に基づき、学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ「中期計画」及び単年度の「事業計画書」（基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域）を策定している。「事業計画書」は、3 つのポリシーとの整合性に留意しつつ、毎年度行っている自己点検・評価の結果を踏まえ、「事業推進会議」の委員長である学長、副委員長である副学長及び事務局長が協議のうえ策定している。単年度の事業計画については、当該年度の 10 月末日までに上期（4 月～9 月）の進捗状況を、次年度の 4 月末日までに実施結果を報告している。また、教育研究活動の状況は、「大学教授会」、「運営会議」、「事務局会議」で随時報告され、必要な検討及び対策を適宜行っている。本学の「事業計画書」及び「事業報告書」は、学長の裁定を経て理事会に上申され、評議員会での意見聴取の後、理事会で承認され、適切に公表されている。

（3）6－3 の改善・向上方策（将来計画）
少子高齢化、グローバル化が進む現況で、社会人、留学生、さらには生活環境等によって学生の多様化が進んでいる。IR 活動を通じて、学生全体というマクロ的視点だけでなく、個々の学生の状況を把握することで離学・退学を防ぐ取組みへと進めていく必要がある。このような状況を教職員で共有し教育の内部質保証を担保しつつ建学の理念に基づく自校教育の実を挙げることを目指す。具体的には、今後も、内部質保証のため、3 つのポリシーとの整合性に留意のうえ事業計画を策定し、教育研究活動を実施する。また、自己点検・評価の結果を踏まえ教育研究活動をチェックし、次年度の事業計画に反映する PDCA サイクルの機能促進を図る。

［基準 6 の自己評価］

内部質保証のための中心的組織として、「学則」第 2 条に基づき「自己点検評価委員会」を設置している。同委員会は、本学全体の教育研究水準の向上を図るため、教育研究及び管理運営に関する現況とその独自性について点検・評価し、その改革・改善を図ることを目的としている。

内部質保証に必要不可欠な経営管理（ガバナンス）、研究倫理、コンプライアンスに対する体制の強化のため、公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を本学園に設置しているほか、公正な研究活動を推進し、研究活動上の不正防止を図る「研究活動管理・監査委員会」を設置している。

内部質保証のための自己点検・評価活動を高等教育研究機関の責務として、毎年度自主的に行っている。本学における教育研究及び管理運営等に関する現況とその独自性について点検を行い、評価し、改善を図ることを目的としている「自己点検評価委員会」のもと、本学に設置する各種委員会と連携を図り、基準項目に沿って点検・評価を行い、各年度において報告書としてとりまとめている。報告書は図書館に配架するとともに大学ホームページに掲載し、公表している。

さらに、自己点検・評価活動は全学的のみならず、教員個々においても行われ、本学の教育研究等の水準向上を図ることを目的として、組織的な点検・評価体制として適切に機能している。教員は自ら設定した目標の達成を通して、教育の質を高め、研究活動の活性化に寄与することを認識している。

また、IR 活動を担う組織として設置している学長企画室が、事務局各課室の保有する教育研究情報（データ）を多面的に収集・分析し、その結果について「運営会議」や「自己点検評価委員会」へ報告し、学内での情報共有を図っている。

大学の使命・目的を達成するため、本学園の「事業計画制度」に基づき、学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ「中期計画」及び単年度の「事業計画書」を策定している。「事業計画書」は、3 つのポリシーとの整合性に留意しつつ、毎年度行っている自己点検・評価の結果を踏まえ、「事業推進会議」の委員長である学長、副委員長である副学長及び事務局長が協議のうえ策定している。教育研究活動の状況については、「大学教授会」、「運営会議」、「事務局会議」で随時報告し、必要な検討及び対策を適宜行っている。

以上のことから、基準 6 を満たしている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と連携

A－1. 知的資産を活かした社会貢献

≪A－1 の視点≫

A-1-①　　教育研究活動による協力と貢献

A-1-②　　学内機関活動による協力と貢献

（1）A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【教育研究活動による協力と貢献】

■フィールドワークゼミナール

本学は平成 20(2008)年度に文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）」に採択された「実践教育による社会的問題解決能力の養成」に関わる教育活動を、「フィールドワークゼミナール」として展開している。フィールドワークゼミナールにおいては、それぞれのゼミナールがクライアントの協力を得て、教室で学んだ理論を現実の地域社会において実践していくとともに、学生及び担当教員がクライアントの抱える様々な課題の発見、課題解決策の提示、課題解決策を実行していくことを通して、クライアントの課題解決に貢献している。

■学部の公開講座

本学では、平成 10(1998)年度より「地域社会と中小企業」を開講し、東大阪地域等に立地する中小企業の経営者を講師に迎えて本学教員と共同で授業を行っている。さらに、平成 14(2002)年度からは「地域産業振興論」を開講し、地方自治体の地域産業政策担当者や、地域産業の経営革新支援担当者等を講師に迎えて本学教員と共同で授業を行っている。これまでに、延べ 438 人の外部講師を招き、実践的な講義を実施している。これらの授業は、地域の企業関係者や一般市民に公開し、地域産業の活性化に寄与している。なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、全 17 回の公開講座を開催した。

■学長による公開講座「Early Bird University」

平成 29(2017)年度より地域住民を対象として、「時代を語り、社会を考える」をメインテーマとした早朝の公開講座（Early Bird University）を開催している。令和元(2019)年度は、サブテーマを春季「祝祭を学ぶ～ラグビー、オリンピックそして万国博～」、秋季「生きること、楽しむこと～生活文化の諸相～」とし、計 10 回、7 時 30 分より実施した。本学学長、教員に加え、外部から講師を迎える等講座の充実を図り、延べ 441 人の学外参加者を得た。令和 2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症まん延防止のため開催を見送っている。

■カルチャー講座

本学では、生涯学習の一環として市民や学生を対象に、英会話、韓国語会話、朗読、折り紙、ヨガやストレッチ等多様なカルチャー講座、地域行政や企業と連携した実践的な講座を開講している。毎年市民や学生のニーズの変化に対応して講座内容を見直し受講者の満足度向上を図っている。なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、全 39 講座を開講した。

■自治体との協力

東大阪市と連携し、本学がもつ知的資産を地域社会に還元する取組みを積極的に行っている。その一例として、「東大阪市連携 6 大学公開講座」が挙げられる。令和 4(2022)年度は、「生きる力」を共通テーマとして、本学からは「「生きる理由」と「生きる原動力」」をテーマに講義を行った。なお、本学は東大阪市と平成 27(2015)年度に「東大阪市と大阪商業大学との連携・協力に関する包括協定書」を締結しており、東大阪市大学連絡協議会のメンバーとしても活動している。

【学内機関活動による協力と貢献】

■比較地域研究所

比較地域研究所は、大学院地域政策学研究科と連動して、関西やアジアといった個別具体的な Area Studies、地域科学としての Regional Science 等地域問題の研究を行っている。これらの研究成果をわかりやすい形で社会に還元すべく、令和 4(2022)年度は 6 月 11 日に「2050 年の国際ビジネス“5 つの革新”」をテーマとした第 17 回比較地域研究所講演会を、11 月 26 日に「多様な人材が活躍する組織とはーインクルージョン（包摂）のマネジメントとリーダーシップー」をテーマとした国際シンポジウムを、12 月 10 日に「女性企業家に学ぶ関西を元気にするビジネスのつくり方」をテーマとした第 9 回市民ビジネス講座を開催した。

■商業史博物館

商業史博物館は、その前身の谷岡記念館の開館（昭和 58(1983)年）以降、「近世大阪の商業」をテーマに史資料を収集・展示し、調査研究を行っている。平成 11(1999)年 6 月に「博物館法」に基づく博物館相当施設の指定を受け、学生や一般市民の利用に供し、常設展に加えて様々な企画を実施している。令和 4(2022)年度は、4 月 18 日から 5 月 28 日の期間に「秘蔵の大阪画壇展」を、6 月 20 日から 7 月 23 日の期間に「秘蔵の大阪画壇展　第 2 弾」をテーマとした春季企画展を、11 月 7 日から 12 月 24 日の期間に「河内の豪農と文化的ネットワークー今米村　中家の学芸事情ー」をテーマとした秋季企画展を、令和 5(2023)年 2 月 14 日から 3 月 7 日までの期間に「近世古文書講座『河内国茨田郡藤田村文書』を読む」をテーマとした全 4 回のミュージアムセミナーを開催した。

■アミューズメント産業研究所

アミューズメント産業研究所は、大学では日本ではじめての余暇文化産業を研究する

専門機関として平成 12(2000)年に設置された。令和 4(2022)年度は、10 月 1 日に「博覧会効果－歴史・交通・産業－」をテーマとした第 12 回公開講座を、11 月 12 日から 12 月 24 日の期間に第 20 回特別展示「20 世紀のボードゲーム－創設 20 周年を回顧して－」を開催し、期間中には 2 回の講座を実施した。また、春期と秋期に「頭脳スポーツ講座」を開催し、囲碁・将棋に関する複数の講座を開講した。

■総合交流センター

総合交流センターでは、学生及び教職員の教育研究活動を通じ広く社会と交流することを目標として事業を展開している。

起業教育に関しては、社会に開かれた起業教育・起業家育成、産学官連携の拠点となる活動に取り組んでいる。主として、本学学生を対象とした「大商大ビジネス・アイディアコンテスト」の開催、高等学校と連携した起業教育として高校生を対象とした「全国高等学校ビジネスアイディア甲子園」及び本学教員と高校教員、高校教員相互の情報交換の場である「起業教育研究会」を開催している。地域交流に関しては、令和元(2019)年度に策定した「地域連携ポリシー」のもと、スポーツを通じた地域社会への貢献と、サービス・ラーニングを通して学生に市民的責任や社会的役割を認識させることを目的として事業を展開している。授業を地域住民に開放する形で実施しているスポーツ教室や複数の強化育成・強化クラブの学生と連携し、子どもたちにスポーツの魅力を伝える「大商大チャレンジキッズ」をはじめとしたイベントを企画・運営しているほか、学外団体によるスポーツ振興事業への協力、後援を積極的に行っている。なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部のスポーツ関連イベントの開催を見送った。

■共同参画研究所

共同参画研究所は、地域創造の担い手である中間組織（町会・自治会、NPO、企業、大学等の教育機関等）に関わる人々の社会的包摂の重要性に関する認識を深めるため、社会的包摂に関する調査・研究及び具体的な課題解決に向けた政策提言等の取組みを行うことを目的として、平成 30(2018)年 4 月に設立された。主な事業としては、地域における子育て支援、高齢者の健康寿命、障がい者と地域との関係構築、男女共同参画についてである。具体的な取組みのひとつとして、藤井寺市連携協力協定に基づき、地域子育て支援拠点事業を受託し、ひろば事業を展開することで地域社会の創造に関わる貢献活動を行っている。

令和元(2019)年度から自治体の抱える課題に特化した調査・研究を行い、研究所の目的達成及び自治体における政策の高度化に資することを目的として、包括連携協力協定を締結している自治体等（東大阪市、四條畷市及び豊中市）の職員を嘱託研究員として招聘している。

地域住民の社会的包摂に対する意識を深めるため､年 1 回の公開講座を実施している。なお、令和 4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、「ともにいきいきと暮らせるまち－男女共同参画の現状とこれからの男女共同産学を考える－」をテーマに、公開講座を開催した。

■大阪商業大学アントレラボ

社会科学系の大学では全国初のインキュベーション施設として平成 13(2001)年に大商大アントレ・ラボを設置した。商業系、情報系、サービス系、コンサルティング系等の起業活動を行う学生、本学 OB・OG、一般社会人の起業支援を行ってきた。なお、近年は「大商大ビジネス・アイディアコンテスト」において上位入賞した学生に当施設を利用できる特典を与え、コンテストを通して学生たちが集い実施した事業等を定例会で発表している。社会人や起業家と学生とが交流する機会を通して起業家精神に触れ、体験する教育的な場としている。

平成 29(2017)年度からの組織の再編に伴い、「リアクト」南館 2 階に移設し、名称を大阪商業大学アントレラボ（以下「アントレラボ」）に変更した。アントレラボは、教育課程外のアクティブ・ラーニングの場、主として起業家精神育成の場として位置づけ、本学学生の利用を優先し、一般社会人の利用には学生の教育に何らかの形で貢献してくれる人物であることを条件としている。一般社会人利用希望者には、ビジネスプランをもとに「起業教育委員会」の起業家育成担当教員が面接審査を行い、利用期間を原則 5 年として受け入れている。利用者支援として、年 2 回、起業進捗状況報告会を義務づけている。平成 28(2016)年度より毎週 1 回昼休みの時間帯に学生向け勉強会（ラボカフェ）を開催し、自分達で設定した課題・目標（学外コンテストへの応募）に向けた活動を通じて、自主性を養う機会を設けている。継続的なラボカフェでの活動が認められた学生には、アントレラボの利用資格を与えている。

■大商大リエゾン・オフィス

大商大リエゾン・オフィスは、本学が蓄積してきた起業家支援のノウハウを新規創業や第二創業を考えている起業家に教授し、支援することを目的として設置している。オフィスはクリエイション・コア東大阪内におき、平成 16(2004)年度より活動している。平成 19(2007)年度からは、本学の系列校である神戸芸術工科大学と連携し、新製品の開発、デザイン面のサポートを行い、支援体制の充実を図っている。

■大阪商業大学企業交流会

大阪商業大学企業交流会は、平成 18(2006)年 3 月に「会員相互の交流・連携により「世に役立つコト・モノ」の企画、開発を目指すとともに、以ってその担い手としての「世に役立つ人物」を養成し、関西経済の発展に寄与することを目的とする」という趣旨で設立された。同会会長は本学教員が務めている。また運営サポートを行う同会事務局を本学キャリアサポート室に置いている。令和 4(2022)年度 3 月時点での会員企業数は 97 社となった。同会では総会及び定例会を年間 4 回実施し、会員相互の交流を図っている。

同会は大学である本学を拠点とすることから、様々な業界・業種の企業が結集し、大学を媒介とした異業種間・企業間の交流が行われている。会員企業に対して交流の場を提供するだけでなく、本学が実施する公開講座や事業等に関する情報を発信している。

■河内の郷土文化サークルセンター

本学では、地域市民文化サークルの連合体「河内の郷土文化サークルセンター」の活動を支援している。現在 19 サークル、約 350 人の会員が加入しているこの団体は、昭和 59(1984)年 11 月 3 日に設立された文化団体で、中河内地域の市域を越えた個別の文化サークルが連携し、郷土文化見学会等の様々な活動を実施している。

(3) A－1 の改善・向上方策（将来計画）

自治体やその外郭団体等の公的機関、商工会議所等地域の経営者団体、地域の大学や研究機関、NPO 等との連携を、令和元(2019)年度に策定した「地域連携ポリシー」をもとにさらに強化するとともに、地域社会が抱える様々な問題を発見し、本学が蓄積してきた知的資産を活用して、地域社会の発展に貢献しながら、地域社会の力を教育に取り込む活動を行う。また、工場密度では日本有数の地域である東大阪に立地する地域の強みを活かした実学教育を一層強化し、地域経済の活性化に資する起業家精神に富んだ人材育成と地域の活性化支援を推進する。

比較地域研究所、商業史博物館、アミューズメント産業研究所においては、社会との連携を深めるコンテンツをもっており、それらを実際の社会的要請に結びつけ、社会に還元していく仕組みを構築する。

商業史博物館及びアミューズメント産業研究所は、今後の資料数増加に備え、収蔵スペースの拡大を進める。また、商業史博物館、アミューズメント産業研究所の双方において、未整理資料の目録化を推進する等資料を可視化し、公開する。ソフト面では、各附置研究所が保存するコンテンツを有効活用できる仕組みを構築し、教育に利用していく。また、谷岡記念館における利用者の利便性を改善するとともに、館内の商業史博物館、アミューズメント産業研究所展示室及び学園資料室を含めた各施設の有機的連携を図った運営を目指す。

大阪商業大学企業交流会は、これまでと同様に幅広い業界・業種からの入会を促すとともに、異業種交流を推進するために、会員企業同士での交流における成功事例等の紹介を行う。会員相互の交流が活性化することで、本学からは知的資産の提供を、会員企業からは本学への提案・提言等が行われ、両者の積極的な協力関係の構築につなげることができる。今後も引き続き、総会及び定例会において本学教職員への参加促進を図る。

A－2. 知的資産を活かした初等中等教育機関等との連携

≪A－2 の視点≫

A-2-①　初等中等教育活動の支援

(1) A－2 の自己判定

基準項目 A－2 を満たしている。

(2) A－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【高等学校の起業教育支援】

本学は、「大商大ビジネス・アイディアコンテスト」や「OBP コース」等の展開を通じて起業教育に力を入れている。ここで蓄積された知的資産を活用した以下の取組みに

より、高等学校の起業教育を支援している。

■全国高等学校ビジネスアイディア甲子園

「全国高等学校ビジネスアイディア甲子園」は、高校生を対象に、新しい商品やサービスをビジネスプランとして募集し、表彰するものである。毎日新聞社との共催で実施しており、将来高校生が自立した生き方をするために必要な起業家精神や問題発見能力等をビジネス社会との接点を通して育成することを目的としている。令和 4(2022)年度は全国の高等学校から 130 校、6,619 件の応募があった。令和元(2019)年度からは応募者のモチベーション向上につなげるため評価基準の見直しを行い、新たな賞として「奨励賞」を設けた。また、「全国高等学校ビジネスアイディア甲子園」に取り組む高等学校へのサポートとして、本学教員が高等学校に出向き、「ビジネスアイディア甲子園セミナー」を実施しているほか、『ビジネスアイディア甲子園活用ガイド』を作成し、アイディアの出し方のテクニック、ワークシートや企画書の書き方、過去の受賞作品の評価ポイントについて解説している。なお、令和 4(2022)年度も新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ、最終審査及び表彰式はオンライン形式で実施した。

■起業教育研究会

「起業教育研究会」は起業教育に関する本学教員と高校教員、高校教員相互の情報交換、教材開発を企図して平成 15(2003)年に発足し、これまでに 26 回実施した。毎回のテーマに基づき、講演や高校現場からの実践報告、ワークショップ等を行っており、実施したプログラムの内容は、起業教育研究会報告書『起業教育』に取りまとめている。

■起業教育に関わる出張講義

本学は、高等学校と連携による出張講義を実施している。講義の内容は、起業教育に関連するもの、「全国高等学校ビジネスアイディア甲子園」に関連するセミナー等がある。

■地域連携教育活動

本学は、地元東大阪市における地域教育に寄与するとともに、本学における教育の充実を図るべく、東大阪市との間で人的・知的交流に関して「大阪商業大学と東大阪市教育委員会との連携協力に関する協定」を平成 19(2007)年 2 月に締結した。この連携体制に基づき、平成 21(2009)年度より授業科目として「地域連携教育活動」を開設した。

この授業科目は、地元東大阪市内の小学校・中学校・高等学校において、本学の学生が学校業務全般を体験し、豊かな人間性とコミュニケーション能力の涵養を図ることを目的としたものである。具体的には、学校行事への参加や部活動のサポート、その他学校業務の全般的な支援活動を行っている。

(3) A－2 の改善・向上方策（将来計画）

起業家精神（アントレプレナーシップ）と起業家的資質・能力を育成する「起業教育」の拠点としての地位をさらに強固なものとするために、起業教育研究会や高大連携活動

を通して初等中等教育の現場との連携をさらに深める。また、初等中等教育においても取組みが求められているキャリア教育や「新学習指導要領（平成 29 年 3 月公示)」が求める「主体的・対話的で深い学び」について、起業教育を通してどのように実践していくか等、新たな時代の要請に応える仕組みを構築し、発信する。

「全国高等学校ビジネスアイディア甲子園」においては、引き続き高等学校教員及び生徒が同コンテストの意義・目的を十分に理解したうえで応募できるよう、出張講義等での高等学校教員、生徒への働きかけや大学ホームページや新聞等のメディアを通じた広報展開を実施していく。

授業科目として開講している「地域連携教育活動」は、「学校インターンシップ（学校体験活動)」の内容を含んでいる。学校体験活動を通じて生徒・児童とのコミュニケーション方法を学ぶことは、教員を目指す学生以外にとっても自身のキャリアデザインを考えるうえで有意義であるため、履修者を増やすべく、広く周知する方法を継続して検討する。

［基準 A の自己評価］

本学は、社会貢献及び支援を通じて得た知見を集積し、本学の知的資産の更新と蓄積を図ることで、一層の社会貢献を進める組織運営を行っている。

主として、フィールドワークゼミナール等による地域社会への貢献、起業家育成、産学連携の窓口を通じた地元産業の活性化及び産業界との連携の推進、授業科目の一般公開や公開講座の実施等、産業集積への貢献を実施している。さらに、市民活動の支援や生涯学習等生涯教育への貢献に努めている。

また、本学の特色である起業教育において蓄積された知的資産を活用して、高等学校と連携し、その起業教育を支援している。

以上のことから、基準 A を満たしている。

Ⅴ．特記事項

1．自分成長プログラム

本学は大学設置基準第 42 条の 2（令和 4(2022)年 9 月 30 日付改正前の規定）に定められた「社会的・職業的自立に向けた指導」を「就業力育成支援」とし、全学生を対象に各学年のゼミナールの時間を用いて、自らすすんで自己の成長に努め、社会参画の意欲を育て必要な能力を高める「自分成長プログラム」に取り組んでいる。

同プログラムは、入学前教育から始まり、在学期間を通して、①生活習慣や学習習慣を形成し、②建学の理念を基盤とした就業観、職業観を磨き、③自分の個性を発見し、その個性を活かす職業選択ができること、④就職してからも自らに必要な能力に気づき、その能力開発のための取組みを自らの意志で実行できる「自己開発能力」を身につけることを目標とするプログラムである。単なる「就職」のための取組みではなく、学生の「自己の理解」と「気づき」を恒常的に支援し、すすんで自己の成長に努め、社会に貢献する意欲や必要な能力を向上させることを支援する取組みである。

2．個別就職サポート

本学の就職支援活動において、進路未決定者への直接的な活動状況の聞き取り及び 3 年生全員を対象とした個別相談等の取組みが、「個別面談体制と社会人力向上策の展開による就職率の維持・向上」をテーマとして、平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」に選定されている。この取組みは、平成 24(2012)年度には、独立行政法人日本学生支援機構「学生支援推進プログラム評価委員会」から最高評価である S 評価を得ており、平成 26(2014)年度及び令和 2(2020)年度の大学機関別認証評価においても、前述の「自分成長プログラム」とともに、優れた点として評された。

現在、2 年生全員を対象に 1 人 40 分間の個別面談、3 年生全員を対象に 1 人 50 分間の個別面談、就職活動を継続中の 4 年生全員を対象に個別電話面談を実施、就職活動状況の確認や就職活動に対する不安の解消に努める等、学生一人ひとりの就職活動をきめ細かに支援している。

3．大阪商業大学ビジネス・アイディアコンテスト

本学学生が、日々の学修成果を活用して、新商品・新サービス、新しいビジネスモデルのアイディアを発想し、それを企画書としてまとめることにより、学生の起業家精神（アントレプレナーシップ）を涵養することを目的とする「大商大ビジネス・アイディアコンテスト」を実施している。平成 15(2003)年度から開始し、第 20 回を迎えた令和 4(2022)年度は 751 件の応募があった。これまでの累計応募件数は 14,754 件となる。平成 24(2012)年度からは、企業から具体的な課題の提供を受け、学生たちが解決策を提案する「企業部門」を設け、課題提供企業の協力を得て商品化する取組みを実施している。学生たちは課題提供企業との協働によってアイディアの商品化を目指しており、これまで「マグネット反射ワッペン」、「ルーペ付きらくらくオープナー」、「ねこのコンセントカバー」、「迷惑電話お断りピンポン」、「電動式香炉の灰ふるい」等の商品化が実現し、発売されている。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	大学の目的について、大阪商業大学学則第 1 条に明記し、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学部について、大阪商業大学学則第 3 条に明記し、設置している。	1-2
第 87 条	○	修業年限について、大阪商業大学学則第 14 条に明記し、遵守している。	3-1
第 88 条	―	単位認定について、修業年限の通算に認めていないため該当しない。	3-1
第 89 条	―	卒業について、在学期間 4 年未満を認めていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	入学資格について、大阪商業大学学則第 17 条に明記し、遵守している。	2-1
第 92 条	○	組織について、大阪商業大学学則第 7 条に明記し、編成している。職員はそれぞれの職務に従事している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会について、大阪商業大学学則第 8、9、10 条に明記し、遵守している。	4-1
第 104 条	○	学位について、大阪商業大学学則第 43 条及び大阪商業大学大学院学則第 38 条に明記し、授与している。	3-1
第 105 条	○	特別の課程について、大阪商業大学学則第 60 条に明記し、遵守している。	3-1
第 108 条	―	短期大学でないため該当しない。	2-1
第 109 条	○	教育研究等の状況について、自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検評価報告書にまとめ、大学ホームページに公表している。また、認証評価機関により、大学評価基準に従って評価を受けている。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況について、大学ホームページ等を通じて公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員及び技術職員はそれぞれの業務に従事している。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し遵守している。	2-1
第 132 条	○	編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則への記載事項について、大阪商業大学学則第 3～5、11～14、16～46、56～59 条に明記し、遵守している。	3-1 3-2
第 24 条	○	学生の成績、健康診断の記録等を管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生の懲戒について、大阪商業大学学生の懲戒に関する規程に定めている。	4-1
第 28 条	○	当該第 28 条に掲げる備えるべき表簿について、事務局所管部署で管理している。	3-2
第 143 条	○	専門委員会等について、大阪商業大学教授会規程第 10 条に明記し、設置している。	4-1
第 146 条	○	科目等履修生の修業年限の通算について、修得に要した期間は認め	3-1

		ていないが、修得済単位数の換算は大阪商業大学単位認定に関する規程に則り行っている。	
第 147 条	○	卒業について、大阪商業大学学則第 36 条に定める基準を満たした者に、大阪商業大学学則第 42 条に基づき認定している。	3-1
第 148 条	―	修業年限四年を超える学部を設置していないため、該当しない。	3-1
第 149 条	―	在籍期間の通算について、学校教育法第 89 条に定める制度を有していないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	入学資格について、大阪商業大学学則第 17 条に明記し、遵守している。	2-1
第 151 条	―	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 152 条	―	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 153 条	―	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 154 条	―	学校教育法第 90 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 161 条	○	短期大学を卒業した者の編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し受け入れている。	2-1
第 162 条	―	外国の大学等からの転入学を認めていないため該当しない。	2-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期について、学長が学年暦を定めている。	3-2
第 163 条の 2	―	履修証明プログラム以外に体系的な学修プログラムを設けていないため、該当しない。	3-1
第 164 条	○	特別の課程について、大阪商業大学学則第 60 条、大阪商業大学履修証明プログラムに関する規程及び大学ホームページに明記し、遵守している。	3-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえた方針について、3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を定めている。なお、アドミッション・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価について、大阪商業大学学則第 2 条に定め、自己点検評価委員会のもと、日本高等教育評価機構の評価基準で、全学的に実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況について、大学ホームページ等を通じて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位記について、学長は卒業が認定された学生に対して授与している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校を卒業した者の編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し、受け入れている。	2-1
第 186 条	○	専修学校の専門課程を修了した者の編入学について、大阪商業大学編入学に関する規程第 2 条に明記し、受け入れている。	2-1

大学設置基準（文部科学省令第 34 号（令和 4(2022)年 9 月 30 日）による改正の前規定）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法の定めるところにより設置し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	教育研究上の目的について、大阪商業大学学則第 4 条に明記している。	1-1 1-2

第 2 条の 2	○	入学者選抜について、教員と職員で構成されたアドミッションオフィス運営委員会及び入学委員会を設け、大阪商業大学入学試験実施細則に則り実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	大学運営について、学長のリーダーシップのもと、大学教授会及び大学院教授会の傘下に各種委員会を設置し、教職協働によって様々な課題に対応している。	2-2
第 3 条	○	学部について、教育研究上適当な規模内容、教員組織、教員数で組織遵守している。	1-2
第 4 条	○	学科について、専攻により必要な組織を備え設置している。	1-2
第 5 条	―	学科に代えた課程を設置していないため、該当しない。	1-2
第 6 条	―	学部以外の基本組織を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教員組織について、教育研究上の目的を達成するため必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業科目の担当について、主要授業科目は原則として専任の教授または准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師または助教に担当させている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	5 年以上の実務経験を有しかつ高度の実務能力を有する、6 単位以上の授業を担当する教員が、教育課程編成に関する会議体の構成員となっている。	3-2
第 11 条	―	授業を担当しない教員を配置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員について、本学においてのみ専任教員となっている。	3-2 4-2
第 13 条	○	専任教員数について、基準を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	学長は、適格者として学校法人谷岡学園寄附行為規程第 51 条に基づき任免されている。	4-1
第 14 条	○	教授の資格について、大阪商業大学教員資格審査規程第 3 条、同施行細則第 2 条に明記しており、遵守している。	3-2 4-2
第 15 条	○	准教授の資格について、大阪商業大学教員資格審査規程第 4 条、同施行細則第 3 条に明記しており、遵守している。	3-2 4-2
第 16 条	○	講師の資格について、大阪商業大学教員資格審査規程第 5 条、同施行細則第 4 条に明記し、遵守している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	助教の資格について、大阪商業大学教員資格審査規程第 6 条に明記し、遵守している。	3-2 4-2
第 17 条	―	助手を配置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員について、大阪商業大学学則第 3 条第 2 項に明記している。	2-1
第 19 条	○	教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	―	他の大学と連携して開設する授業科目を開設していないため、該当しない。	3-2
第 20 条	○	教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当し、編成している。	3-2
第 21 条	○	単位数について、大阪商業大学学則第 35 条に明記し、遵守している。	3-1
第 22 条	○	一年間の授業期間について、追・再試験の期間を含め 35 週にわたる。	3-2
第 23 条	○	各授業科目の授業期間について、授業を 15 週行っている。	3-2

第 24 条	○	授業を行う学生数について、教室の収容人数等を考慮し、適切な人数としている。	2-5
第 25 条	○	授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行っている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をシラバスに明示している。また、成績評価基準について、大阪商業大学履修に関する規程第 13 条に明記し、遵守している。	3-1
第 25 条の 3	○	教育内容等の改善のための組織的な研修について､大阪商業大学 FD 委員会を設置し、FD 活動を行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	―	昼夜開講制を取っていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	単位について、試験のうえ授与している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限について、大阪商業大学履修に関する規程第 3 条に明記している。	3-2
第 27 条の 3	―	他の大学と連携して開設する授業科目を開設していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	他大学において履修した授業科目について､大阪商業大学学則第 40 条及び、大阪商業大学単位認定に関する規程に明記し、単位を認定している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設において履修した授業科目について、大阪商業大学学則第 40 条の 2 及び、大阪商業大学単位認定に関する規程に明記し、単位を認定している。	3-1
第 30 条	○	大学または短期大学において入学前に履修した授業科目について、大阪商業大学学則第 41 条及び大阪商業大学単位認定に関する規程に明記し、単位を認定している。	3-1
第 30 条の 2	―	長期履修制度を設けていないため、該当しない。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生について､大阪商業大学学則第 51 条に明記し､受け入れている。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件について、大阪商業大学学則第 42 条に明記している。	3-1
第 33 条	―	医学または歯学に関する学科を設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地について、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	運動場について、校舎と同一敷地内に設けている。	2-5
第 36 条	○	校舎等について、当該第 36 条に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 37 条	○	校地について、当該第 37 条に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎について、当該第 37 条の 2 に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 38 条	○	図書館について、当該第 38 条に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 39 条	―	当該第 39 条に掲げる学部または学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 39 条の 2	―	薬学に関する学部または学科を設置していないため、該当しない。	2-5
第 40 条	○	機械、器具について、授業に必要なパソコン及び AV 機器等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	当該第 40 条の 2 に掲げる要件を遵守している。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究について、必要な経費を確保し、ふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称について、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 41 条	○	事務組織について、学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程に明記し、設置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導の組織について、大阪商業大学学生生活委員会規程に明記	2-4

		し、設置している。	4-1
第 42 条の 2	○	学部及び研究科の教育目的に応じた教育研究組織及び事務組織を整備し、組織間の有機的な連携を図っている。	2-3
第 42 条の 3	○	職員の研修の機会等について、階層別研修、事務局研修会及び外部研修等を実施している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	―	学部以外の基本組織を設置していないため、該当しない。	3-2
第 43 条	―	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 44 条	―	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 45 条	―	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 46 条	―	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	―	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 48 条	―	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条	―	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	―	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	―	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 49 条の 4	―	工学に関する学部を設置していないため、該当しない。	4-2
第 57 条	―	外国に組織を設置していないため、該当しない。	1-2
第 58 条	―	学校教育法第 103 条に定める大学でないため、該当しない。	2-5
第 60 条	―	新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する計画はないため、該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学士の学位について、大阪商業大学学則第 42 条に基づき卒業を認定された者に対し、大阪商業大学学則第 43 条に基づき授与する。	3-1
第 10 条	○	学位を授与するに当たっては専攻分野の名称について、大阪商業大学学則第 43 条、大阪商業大学大学院学則第 38 条及び同学位規程第 2 条に明記し、付記している。	3-1
第 10 条の 2	―	共同教育課程を設置していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位に関する論文審査等の必要事項について、大阪商業大学学則及び大阪商業大学大学院学位規程に明記し、遵守している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人の責務については、「大阪商業大学ガバナンス・コード」を定め、遵守している。	5-1
第 26 条の 2	○	事業を行うに当たっては、私立学校法が定めるところにより、理事、監事、評議員、職員等に対して特別の利益を供与していない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備え置き及び閲覧については、学校法人谷岡学園寄附行為第 38 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-1
第 35 条	○	役員について、学校法人谷岡学園寄附行為第 5 条及び第 7 条に明記し、配置している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員の関係については、私立学校法が定めるところによ	5-2

		り、委任に関する規定に従っている。	5-3
第 36 条	○	理事をもって組織する理事会について、学校法人谷岡学園寄附行為第 15 条及び第 16 条に明記し、遵守している。	5-2
第 37 条	○	理事長、理事及び監事の職務について、学校法人谷岡学園寄附行為第 7 条、第 8 条及び第 11 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事及び監事の選任について、学校法人谷岡学園寄附行為第 6 条及び第 10 条に明記し、遵守している。なお、これら役員の選任には、学外者を加えるよう留意している。また役員中には理事長の子以外に、配偶者または三親等以内の親族はいない。さらに、学校教育法第 9 条に抵触する役員はいない。	5-2
第 39 条	○	監事の選任について、学校法人谷岡学園寄附行為第 10 条第 2 項に明記し、遵守している。	5-2
第 40 条	○	理事及び監事の補充について、学校法人谷岡学園寄附行為第 13 条に明記し、遵守している。	5-2
第 41 条	○	評議員会について、学校法人谷岡学園寄附行為第 20 条及び第 21 条に明記し、遵守している。なお、理事定数の 2 倍を超える評議員をもって組織している。また、議長は開会前に定足数確認を行っている。さらに、議決は、学校法人谷岡学園寄附行為第 24 条に明記し、遵守している。	5-3
第 42 条	○	評議員会に意見を聴かねばならない事項について、学校法人谷岡学園寄附行為第 26 条に明記し、遵守している。	5-3
第 43 条	○	評議員会は、本学園の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができるよう、全設置学校長及び事務局長が評議員に就任している。	5-3
第 44 条	○	評議員について、学校法人谷岡学園寄附行為第 20 条及び第 21 条に明記し、選任している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員の学校法人に対する損害賠償責任については、学校法人谷岡学園寄附行為第 18 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、第三者に対して、損害賠償責任があることを理解し、適正に対処している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員は、私立学校法が定めるところにより、連帯責務者となる場合があることを理解し、適正に対処している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法が定める、役員の損害賠償責任等に関する一般社団・財団法人の規定の準用については、寄附行為第 18 条及び 19 条にも明記し、適正に対処している。 また、補償契約及び保険契約についても、私立学校法が定めるところにより、適正に対処している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更について、学校法人谷岡学園寄附行為第 48 条に明記し、所轄庁に届け出ている。	5-1
第 45 条の 2	○	毎会計年度、予算、事業計画を作成し、原則 5 年に一度、事業に関する中期的な計画を作成している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	決算及び事業の実績について、学校法人谷岡学園寄附行為第 37 条に明記し、評議員会に報告のうえ、意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等について、学校法人谷岡学園寄附行為第 38 条に明記し、作成及び閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	役員に対する報酬については、学校法人谷岡学園寄附行為第 26 条及び第 40 条に明記し、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度について、学校法人谷岡学園寄附行為第 42 条に明記し、遵守している。	5-1
第63条の2	○	情報の公表について、学校法人谷岡学園寄附行為第39条に明記し、遵守している。	5-1

学校教育法

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院の目的について、大阪商業大学大学院学則第 1 条に明記し、遵守している。	1-1
第 100 条	○	研究科について、大阪商業大学大学院学則第 2 条に明記し、設置している。	1-2
第 102 条	○	大学院の入学について、大阪商業大学大学院学則第 13 条に明記し、遵守している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 13 条に入学できる者を明記し、遵守している。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 13 条第 2 項に入学できる者を明記し、遵守している。	2-1
第 157 条	―	学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 158 条	―	学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 159 条	―	学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1
第 160 条	―	学校教育法第 102 条第 2 項による入学者の受入れを実施していないため、該当しない。	2-1

大学院設置基準 ※文部科学省令第 34 号（令和 4(2022)年 9 月 30 日）による改正の前の規定

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法の定めるところにより設置し､水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的について、大阪商業大学大学院学則第 2 条の 2 に明記している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者選抜について､大阪商業大学大学院学則第 15 条に明記し､行っている。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院運営について、学長のリーダーシップのもと、大学教授会及び大学院教授会の傘下に各種委員会を設置し、教職協働によって様々な課題に対応している。	2-2
第 2 条	○	課程について、大阪商業大学大学院学則第 2 条に明記し、設置している。	1-2
第 2 条の 2	―	専ら夜間において教育を行っていたいため、該当しない。	1-2
第 3 条	○	修士課程について、目的は大阪商業大学大学院学則第 2 条の 2、修業年限は同第 10 条に明記し、遵守している。	1-2
第 4 条	○	博士課程について、目的は大阪商業大学大学院学則第 2 条の 2、修業年限は同第 10 条及び第 37 条第 1 項に明記し、遵守している。	1-2
第 5 条	○	研究科について、教育研究上適当な規模内容、教員組織、教員数で組織遵守している。	1-2
第 6 条	○	専攻について、大阪商業大学大学院学則第 2 条第 3 項に明記し、設置している。	1-2
第 7 条	○	研究科を組織するに当たり、学部、大学附置の研究所等と適切な連携を図り、当該研究科の組織が、その目的にふさわしいものとなる	1-2

		よう配慮している。	
第 7 条の 2	―	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	―	研究科以外の基本組織を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	教員組織について、当該第 8 条に掲げる要件を遵守している。	3-2 4-2
第 9 条	○	教員について、当該第 9 条に掲げる要件を遵守している。	3-2 4-2
第 10 条	○	収容定員について、大阪商業大学大学院学則第 2 条第 4 項に明記している。	2-1
第 11 条	○	教育課程について、大阪商業大学大学院学則第 27 条に明記するとともに、大学院カリキュラム・ポリシーに基づき編成している。	3-2
第 12 条	○	大学院の教育について、大阪商業大学大学院学則第 27 条に明記し行っている。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導について、当該第 9 条に掲げる要件を満たす教員が行っている。また、大阪商業大学大学院学則第 36 条に明記し他大学の授業科目の履修を認めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	教育方法の特例について、夜間に授業を行う場合がある。	3-2
第 14 条の 2	○	研究指導の方法及び内容等について、大学院履修要項に明示している。また、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに終了の認定について大阪商業大学大学院学位規程第 9 条及び第 10 条に明記し行っている。	3-1
第 14 条の 3	○	大学全体で実施している FD 研修は、大学院担当教員も対象となっている。また、修士論文中間報告会、博士論文研究成果報告会等への参加が FD 活動の一部を担っている。	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	当該第 15 条に掲げる項目について読み替えている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件について、大阪商業大学大学院学則第 37 条第 1 項に明記し、遵守している。	3-1
第 17 条	○	博士課程の修了要件について、大阪商業大学大学院学則第 37 条第 2 項に明記し、遵守している。	3-1
第 19 条	○	当該第 19 条に掲げる施設を備えている。	2-5
第 20 条	○	当該第 20 条に掲げる設備を備えている。	2-5
第 21 条	○	当該第 21 条に掲げる図書等の資料を備えている。	2-5
第 22 条	○	必要に応じ、学部と教室を共用している。	2-5
第 22 条の 2	―	2 以上の校地において教育研究を行っていないため該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	大学院について、教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科等の名称について、教育研究上の目的にふさわしいものとなっている。	1-1
第 23 条	―	独立大学院を設置していないため該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	―	独立大学院を設置していないため該当しない。	2-5
第 25 条	―	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2
第 26 条	―	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2
第 27 条	―	通信教育課程を設置していないため該当しない。	3-2 4-2

第 28 条	―	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	―	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-5
第 30 条	―	通信教育課程を設置していないため該当しない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	―	研究科以外の基本組織を設置していないため該当しない。	3-2
第 31 条	―	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-2
第 32 条	―	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 33 条	―	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 34 条	―	共同教育課程を編成していないため該当しない。	2-5
第 34 条の 2	―	工学を専攻する研究科を設置していないため該当しない。	3-2
第 34 条の 3	―	工学を専攻する研究科を設置していないため該当しない。	4-2
第 42 条	○	業務を遂行するにあたり、適当な事務組織を設置している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	実績はないが、該当者がいた場合は、機会を設け、情報を提供する。	2-3
第 42 条の 3	○	教育訓練給付の対象になっており、受給実績がある。	2-4
第 43 条	○	職員の研修の機会等について、階層別研修、事務局研修会及び外部研修等を実施している。	4-3
第 45 条	―	外国に組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第 46 条	―	段階的整備については該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準　「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2 3-3 4-2
第 12 条			3-2

第 12 条の 2			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1 3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	○	修士の学位授与の要件について、大阪商業大学大学院学則第 37 条に明記し、遵守している。	3-1
第 4 条	○	博士の学位授与の要件について、大阪商業大学大学院学則第 37 条に明記し、遵守している。	3-1
第 5 条	○	学位の授与に係る審査への協力について、大阪商業大学大学院学位規程第 8 条第 5 項に明記し、遵守している。	3-1
第 12 条	○	学位授与の報告について、大阪商業大学大学院学位規程第 14 条第 2 項に明記し、行っている。	3-1

大学通信教育設置基準　「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 9 条			3-2 4-2
第 10 条			2-5
第 11 条			2-5
第 12 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F－1】	理事長名、学長名等	
【表 F－2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－3】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2－3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－4】	就職相談室等の状況	
【表 2－5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2－10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2－11】	図書館の開館状況	
【表 2－12】	情報センター等の状況	
【表 3－1】	授業科目の概要	
【表 3－2】	成績評価基準	
【表 3－3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3－4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4－1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4－2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5－1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5－2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5－4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5－5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人谷岡学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大阪商業大学大学案内 2024 大阪商業大学大学院案内 2023	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	大阪商業大学学則 大阪商業大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2023 年度入学試験要項 入試ガイド＆問題集 2023 入試ガイド＆問題集 2024 大学院募集要項 2023（博士前期/修士課程・博士後期課程）2023 年度大学院特別推薦（学内進学）入学試験要項（博士前期/修士課程・博士後期課程）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	キャンパスガイド 2023	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2023 年度（令和 5 年度）事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2022 年度（令和 4 年度）事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	キャンパスガイド 2023 アクセスマップ	【資料 F-5】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人谷岡学園規程一覧（法人及び大阪商業大学の規程一覧）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人谷岡学園役員・評議員名簿 2022 年度理事会開催状況一覧表 2022 年度評議員会開催状況一覧表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	事業活動収支計算書 事業活動収支内訳表 基本金明細表 貸借対照表 固定資産明細表 監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	履修の手引き 2023 年度入学生用 大学院履修要項 2023 シラバス 2023（電子データ）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	学部教育の 3 つのポリシー 大学院案内 2023（pp.6-7、p.16、p.26）	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
		該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
		該当なし
【資料 F-16】	規程	
	学校法人谷岡学園規程集（法人・大阪商業大学分）	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大阪商業大学学則　第 1 条、第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	大阪商業大学大学院学則　第 1 条、第 2 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-3】	大学案内 2024	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	大学院案内 2023	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	2023 年度（令和 5 年度）事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-2】	学校法人谷岡学園組織図	
【資料 1-2-3】	令和 5（2023）年度大阪商業大学委員会名簿	
【資料 1-2-4】	学部教育の 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-5】	大学院案内 2023（pp.6-7、p.16、p.26）	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-6】	大阪商業大学学則　第 1 条、第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-7】	大阪商業大学大学院学則　第 1 条、第 2 条の 2	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-8】	2023 年度第 1 回事業推進会議議事録	
【資料 1-2-9】	令和 5 年度第 1 回大学教授会議事録	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	学部教育の 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	入試ガイド&問題集 2024	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	2023 年度入学試験要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	大阪商業大学入試制度委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-1-5】	2024 年度入試制度一覧	
【資料 2-1-6】	令和 4 年度第 3 回入試制度委員会議事録	
【資料 2-1-7】	令和 5 年度第 1 回大学教授会議事録	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 2-1-8】	大学院案内 2023（pp.6-7、p.16、p.26、p.32）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-9】	大阪商業大学入学委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-1-10】	大阪商業大学アドミッションオフィス運営委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-1-11】	入学試験実施におけるガイドライン	
【資料 2-1-12】	大学院募集要項 2023	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-13】	2023 年度大学院特別推薦（学内進学）入学試験要項（博士前期/修士課程・博士後期課程）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-14】	大阪商業大学科目等履修生に関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-1-15】	令和 5 年度科目等履修生制度の開設大学一覧	
【資料 2-1-16】	令和 3 年度第 7 回教務委員会議事録	
【資料 2-1-17】	令和 3 年度持ち回り教職課程委員会（審議書類）	
【資料 2-1-18】	令和 4 年度第 7 回大学院教授会議事録	
【資料 2-1-19】	令和 5 年度科目等履修生ガイドブック	

【資料 2-1-20】	大阪商業大学教職課程委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-1-21】	大阪商業大学大学院研究生規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-1-22】	令和 4 年度第 11 回大学院教授会議事録	
【資料 2-1-23】	2023 年度大阪商業大学大学院研究生出願要項	
【資料 2-1-24】	大阪商業大学履修証明プログラムに関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-1-25】	2023 年度履修証明プログラム出願要項	
【資料 2-1-26】	大阪商業大学学則　第 3 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-27】	大阪商業大学大学院学則　第 2 条第 4 項	【資料 F-3】と同じ
【資料 2-1-28】	大学院入試説明・個別相談会案内	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	大阪商業大学就業力育成支援委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-2-2】	大阪商業大学就業力測定委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-2-3】	大阪商業大学初年次教育委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-2-4】	大阪商業大学学習サポート委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-2-5】	履修の手引き 2023 年度入学生用（pp.99-102）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-2-6】	学びの広場「サポート学習」「楽習アワー」のご案内	
【資料 2-2-7】	令和 4 年度「保護者学業相談会」実施報告書	
【資料 2-2-8】	2022 年度前期学業支援対象者への支援について	
【資料 2-2-9】	学業支援対象者　学生面談【11 月支援】実施報告	
【資料 2-2-10】	1 年生対象フォローアッププログラム「成績通知書の見方教室」実施報告書	
【資料 2-2-11】	「1 年生フォローアッププログラム-学習スタイルの確認・面談会-」実施報告	
【資料 2-2-12】	IR（Institutional Research）活動報告	
【資料 2-2-13】	オフィスアワー一覧（本学ポータルサイト S-Navi!）	
【資料 2-2-14】	キャンパスガイド 2023（p.40、pp.46-47、p.76、pp.89-94）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-15】	令和 5 年度情報処理実習関係時間割表（TA/SA 配置）	
【資料 2-2-16】	大阪商業大学障がい学生支援委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-2-17】	配慮依頼文書（「事務連絡」様式）	
【資料 2-2-18】	障がいのある学生への学内支援	
【資料 2-2-19】	大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-2-20】	University Commons re-Act 利用案内	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	履修の手引き 2023 年度入学生用（pp.99-102）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-2】	就業力育成支援プロジェクト報告書	
【資料 2-3-3】	就業力育成プログラム報告書【データ分析編】－データから見る学生の姿と取り組みの成果－	
【資料 2-3-4】	就業力育成プログラム報告書【第 2 期データ分析編】－データから見る学生の姿と見えてきた課題－	
【資料 2-3-5】	2023 年度入学前教育プログラム（課題冊子、英語・数学・国語解答用紙、解答・解説冊子、チャレンジプログラムシート）	
【資料 2-3-6】	入学準備講座　パソコン講習会＆相談コーナー	
【資料 2-3-7】	令和 4 年度新入生オリエンテーション GUIDE BOOK	
【資料 2-3-8】	S-Log 関連資料	

【資料 2-3-9】	S-Check 関連資料	
【資料 2-3-10】	S-Work 関連資料	
【資料 2-3-11】	学びの広場「サポート学習」「楽習アワー」のご案内	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-3-12】	シラバス 2023（電子データ）（ゼミナールⅠA、ゼミナールⅠB、ゼミナールⅡ・Ⅲ・Ⅳ、キャリアデザイン入門／キャリアデザイン応用、ビジネス・インターンシップ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-13】	シラバス 2022（ビジネス・インターンシップ）	
【資料 2-3-14】	大阪商業大学キャリアサポート委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-3-15】	2022 年度就職支援行事一覧	
【資料 2-3-16】	大学案内 2024（pp.71-78）	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-3-17】	資格講座案内 2023	
【資料 2-3-18】	フィールドワークゼミナールパンフレット	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大阪商業大学学生生活委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-4-2】	大阪商業大学学生支援委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-4-3】	令和 4 年度第 1 回学生支援委員会議事録	
【資料 2-4-4】	2022 年度第 1 回学生生活委員会議事録	
【資料 2-4-5】	大阪商業大学思いやりと礼節委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-4-6】	キャンパスガイド 2023（p.19、pp.27-29、pp.33-39、pp.42-43、pp.44-45、pp.51-53）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	【表 2-7】と同じ
【資料 2-4-8】	入試ガイド＆問題集 2023（p.36）	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-4-9】	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学生支援事業について（実績報告）	
【資料 2-4-10】	2022 年度保健室利用者数集計表	
【資料 2-4-11】	学生定期健康診断について	
【資料 2-4-12】	禁煙キャンペーン案内	
【資料 2-4-13】	救命に関わる講習会の開催について	
【資料 2-4-14】	令和 4 年度学生相談室利用者集計表	
【資料 2-4-15】	学生相談室りらくさんのしおり	
【資料 2-4-16】	学生相談室、保健室等の状況	【表 2-9】と同じ
【資料 2-4-17】	大阪商業大学障がい学生支援委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-4-18】	障がい学生支援相談窓口　利用のてびき	
【資料 2-4-19】	教職員のための相談室ハンドブック	
【資料 2-4-20】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	【表 2-8】と同じ
【資料 2-4-21】	令和 4 年度教育懇談会案内	
【資料 2-4-22】	pitari vol.26、27	
【資料 2-4-23】	学生間コミュニティ形成支援プログラム案内	
【資料 2-4-24】	CLUB GUIDE 2023	
【資料 2-4-25】	留学生のためのハンドブック 2023	
【資料 2-4-26】	令和 4 年度（2022 年度）留学支援委員会 事業報告	
【資料 2-4-27】	English Focus with Rory 案内	
【資料 2-4-28】	Let's Enjoy MOVIE!案内	

【資料 2-4-29】	Chinese Café 案内	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパスガイド 2023（p.40、p.55）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-5-2】	飲食可能な場所案内	
【資料 2-5-3】	University Commons re-Act 利用案内	【資料 2-2-20】と同じ
【資料 2-5-4】	大阪商業大学商業史博物館リーフレット	
【資料 2-5-5】	大阪商業大学アミューズメント産業研究所リーフレット	
【資料 2-5-6】	アミューズメント産業研究所パンフレット	
【資料 2-5-7】	藤井寺市と大阪商業大学の連携協力に関する基本協定書	
【資料 2-5-8】	U-MEDIA CENTER GATEWAY 利用の手引き	
【資料 2-5-9】	大阪商業大学図書館に関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-5-10】	図書館におけるガイドライン	
【資料 2-5-11】	大阪商業大学学術情報リポジトリ運用に関する取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-5-12】	バリアフリーマップ	
【資料 2-5-13】	2023 年度設備整備保守・検査業務計画表	
【資料 2-5-14】	令和 4 年度履修者集計表	
【資料 2-5-15】	令和 4 年度 リアクト利用者数集計	
【資料 2-5-16】	2022（令和 4）年度大阪商業大学共同参画研究所 事業報告	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生生活調査 調査結果報告書 2022	
【資料 2-6-2】	大阪商業大学学生生活委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 2-6-3】	2022 年度第 5 回学生生活委員会議事録	
【資料 2-6-4】	喫煙所の縮小及び喫煙マナーについて	
【資料 2-6-5】	キャンパスガイド 2023（p.25）	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-6-6】	令和 4 年度後期授業アンケートの実施について（お願い）	
【資料 2-6-7】	2022 年度授業アンケート調査結果（抜粋）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学部教育の 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	履修の手引き 2023 年度入学生用（pp.2-4、pp.14-16、pp.31-97）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-3】	大阪商業大学学則　第 14 条～第 15 条、第 36 条第 1 項及び別表第 2、第 38 条～第 42 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	令和 4 年度第 16 回教授会議事録	
【資料 3-1-5】	大阪商業大学履修に関する規程　第 13 条	【資料 F-16】と同じ
【資料 3-1-6】	令和 5 年度第 1 回教授会議事録	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 3-1-7】	シラバス 2023（電子データ）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-8】	シラバス第三者チェックの実施について（お願い）	
【資料 3-1-9】	大阪商業大学におけるグレードポイントに関する取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 3-1-10】	大学院案内 2023（pp.6-7、p.16、p.26）	【資料 F-2】と同じ

【資料 3-1-11】	大学院履修要項 2023	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-12】	大阪商業大学大学院学則　第 10 条～第 11 条、第 29 条、第 31 条、第 34 条、第 37 条～第 38 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-13】	令和 4 年度第 12 回大学院教授会議事録	
【資料 3-1-14】	大阪商業大学大学院学位規程	【資料 F-16】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学部教育の 3 つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	履修の手引き 2023 年度入学生用（pp.1-97）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-3】	令和 5 年度履修登録について（p.6 単位互換制度について）	
【資料 3-2-4】	シラバス 2023（電子データ）（地域社会と中小企業、地域産業振興論）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-5】	令和 4(2022)年度　OBP コース運営スケジュール	
【資料 3-2-6】	大阪商業大学学則　第 11 条～第 13 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-7】	大阪商業大学履修に関する規程　第 3 条第 8 項	【資料 F-16】と同じ
【資料 3-2-8】	大学院履修要項 2023（pp.3-26）	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-9】	大学院案内 2023（p.16、p.26）	【資料 F-2】と同じ
【資料 3-2-10】	大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 3-2-11】	カリキュラムマップ	
【資料 3-2-12】	フィールドワークゼミナールパンフレット	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 3-2-13】	令和 4 年度 フィールドワークゼミナール活動報告書（自己点検）	
【資料 3-2-14】	令和 4 年度 フィールドワークゼミナール自己評価資料編	
【資料 3-2-15】	2023 年度プレイスメントテスト（問題、解答と解説）	
【資料 3-2-16】	令和 4 年度第 25 回大阪商業大学公開講座要旨集	
【資料 3-2-17】	令和 4 年度起業教育研究会報告書『起業教育』vol.14	
【資料 3-2-18】	大商大ビジネス・アイディアコンテスト　ビジコン応募への道～企画書の書き方～	
【資料 3-2-19】	令和 4 年度起業教育委員会事業報告	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	S-Log 関連資料	【資料 2-3-8】と同じ
【資料 3-3-2】	S-Check 関連資料	【資料 2-3-9】と同じ
【資料 3-3-3】	S-Work 関連資料	【資料 2-3-10】と同じ
【資料 3-3-4】	教員自己点検評価表（様式 1～4）、教員活動自己点検評価表（様式 5～7）	
【資料 3-3-5】	2022 年度授業アンケート結果（抜粋）	【資料 2-6-6】と同じ
【資料 3-3-6】	大阪商業大学 FD 委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 3-3-7】	令和 4 年度第 3 回 FD 委員会議事録	
【資料 3-3-8】	令和 4 年度第 5 回 FD 委員会議事録	
【資料 3-3-9】	2022 年度担当者科目別合格率一覧	
【資料 3-3-10】	2022 年度第 5 回運営会議議事録	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	大阪商業大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	大阪商業大学大学院学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-3】	大阪商業大学教授会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-1-4】	大阪商業大学大学院教授会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-1-5】	大阪商業大学事業推進会議規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-1-6】	大阪商業大学運営会議規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-1-7】	令和 4 年度教授会議事録	
【資料 4-1-8】	令和 5 年度教授会議事録	
【資料 4-1-9】	2022 年度運営会議議事録	
【資料 4-1-10】	2023 年度運営会議議事録	
【資料 4-1-11】	令和 4 年度大学院教授会議事録	
【資料 4-1-12】	令和 5 年度大学院教授会議事録	
【資料 4-1-13】	令和 5（2023）年度大阪商業大学委員会名簿	【資料 1-2-3】と同じ
【資料 4-1-14】	学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程	【資料 F-16】と同じ
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	2022 年度第 9 回運営会議議事録	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 4-2-2】	令和 4 年度第 1 回教授会（教授のみ）議事録	
【資料 4-2-3】	令和 4 年度第 5 回大学院教授会議事録	【資料 3-1-13】と同じ
【資料 4-2-4】	大阪商業大学教員資格審査規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-2-5】	大阪商業大学教員資格審査規程施行細則	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-2-6】	大阪商業大学任期期限付専任教員任用規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-2-7】	大阪商業大学教育専任教員取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-2-8】	大阪商業大学特任教員取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-2-9】	大阪商業大学教員制度運用に関する内規	
【資料 4-2-10】	大阪商業大学 FD 委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-2-11】	FD ニューズレター第 24 号	
【資料 4-2-12】	令和 4 年度第 5 回教職課程委員会議事録	
【資料 4-2-13】	2022 年度授業アンケート結果（抜粋）	【資料 2-6-7】と同じ
【資料 4-2-14】	教員自己点検評価表（様式 1～4）、教員活動自己点検評価表（様式 5～7）	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 4-2-15】	大阪商業大学教職課程研究紀要第 6 巻第 1 号	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-3-2】	事務職員の大阪商業大学講義聴講研修取扱い規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-3-3】	大阪商業大学大学院への本学園教職員の社会人入学に関する取扱い基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-3-4】	2022 年度研修会報告書	
【資料 4-3-5】	職員通信教育講座のご案内 2023	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-2】	大阪商業大学教員個人研究室の利用に関する取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-3】	大阪商業大学における公的研究費の運営・管理に関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-4】	大阪商業大学研究活動の不正行為に係る調査等に関する規程	【資料 F-16】と同じ

【資料 4-4-5】	大阪商業大学科学研究費助成事業交付金取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-6】	大阪商業大学利益相反ポリシー	
【資料 4-4-7】	大阪商業大学利益相反マネジメント規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-8】	大阪商業大学研究活動における運営・管理の組織連携図	
【資料 4-4-9】	大阪商業大学における研究者等の行動規範	
【資料 4-4-10】	研究活動の不正防止に関する基本方針（不正防止ポリシー）	
【資料 4-4-11】	大阪商業大学公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-12】	大阪商業大学における競争的資金に係る間接経費の取扱方針	
【資料 4-4-13】	大阪商業大学における人を対象とする研究倫理審査規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-14】	不正防止・研究倫理に対する取り組み（大学ホームページ）	
【資料 4-4-15】	自己啓発でのコンプライアンス教育および研究倫理教育用教材・誓約書	
【資料 4-4-16】	研究倫理・コンプライアンス教育実施要項	
【資料 4-4-17】	2022 啓発活動研究費不正防止対策強化としての配信記事	
【資料 4-4-18】	学生に対する研究倫理教育実施要項	
【資料 4-4-19】	大阪商業大学教員個人研究費規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-20】	大阪商業大学教育専任教員教育活動費取扱基準	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-21】	大阪商業大学研究奨励規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-22】	大阪商業大学教育活動奨励助成制度に関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-23】	大阪商業大学海外研究員規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-24】	大阪商業大学国内研究員規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-25】	大阪商業大学学会開催取扱要領	【資料 F-16】と同じ
【資料 4-4-26】	令和 4 年度希望者対象・科研費申請支援 個人面談のご案内及び別紙	
【資料 4-4-27】	令和 4 年度希望者対象・科研費申請支援 科研費申請書（研究計画調書）レビューのご案内及び別紙	
【資料 4-4-28】	藤井寺市と大阪商業大学の連携協力に関する基本協定書	【資料 2-5-7】と同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-2】	CS 理念（学園ホームページ）	
【資料 5-1-3】	大阪商業大学個人情報保護委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-4】	大阪商業大学個人情報取扱規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-5】	個人情報保護方針（大学ホームページ）	
【資料 5-1-6】	キャンパスガイド 2023（p.26、p.30）	【資料 F-5】と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人谷岡学園公益通報に関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-8】	公益通報・相談窓口（学園ホームページ）	
【資料 5-1-9】	学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-10】	大阪商業大学ハラスメント防止委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-11】	大阪商業大学ハラスメント調査委員会規程	【資料 F-16】と同じ

【資料 5-1-12】	大学生活ガイドブック	
【資料 5-1-13】	ハラスメント防止カード	
【資料 5-1-14】	大阪商業大学人権問題委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-15】	大阪商業大学一般事務用クライアントパソコンの利用に関する規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-16】	学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-17】	危機管理マニュアル（大阪商業大学用）	
【資料 5-1-18】	大阪商業大学消防計画	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-19】	大阪商業大学衛生委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-1-20】	令和 4 年度衛生委員会開催スケジュール	
【資料 5-1-21】	令和 4 年度第 5 回衛生委員会議事録	
【資料 5-1-22】	情報公表（大学ホームページ）	
【資料 5-1-23】	情報公開（学園ホームページ）	
【資料 5-1-24】	谷岡学園広報誌『楽人』71 号	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人谷岡学園寄附行為　第 8 条、第 15 条第 3 項、第 16 条第 3 項	【資料 F-1】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人谷岡学園設置学校長会要領	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人谷岡学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-3】	学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人谷岡学園事務決裁規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人谷岡学園監事監査規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-3-6】	令和 4 年度学校法人谷岡学園監事活動記録	
【資料 5-3-7】	理事長への提案箱（学園ホームページ<教職員専用>）	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	2023 年度（令和 5 年度）事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人谷岡学園予算編成規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-4-3】	学校法人谷岡学園資金運用規程	
【資料 5-4-4】	事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、基本金明細表、貸借対照表、固定資産明細表、監査報告書	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-5】	資金収支予算書（一次補正）・事業活動収支予算書（一次補正）	
【資料 5-4-6】	計算書類・財産目録（令和 4 年度）・独立監査人の監査報告書（過去 5 年間）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人谷岡学園事務決裁規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-5-2】	学校法人谷岡学園経理規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-5-3】	学校法人谷岡学園物品会計規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-5-4】	学校法人谷岡学園予算編成規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-5-5】	学校法人谷岡学園予算執行規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-5-6】	学校法人谷岡学園監事監査規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-5-7】	学校法人谷岡学園内部監査規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 5-5-8】	令和 4 年度学校法人谷岡学園監事活動記録	【資料 5-3-6】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大阪商業大学学則　第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	大阪商業大学自己点検評価委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-3】	大阪商業大学 FD 委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-4】	FD ニューズレター第 24 号	【資料 4-2-11】と同じ
【資料 6-1-5】	大阪商業大学運営会議規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-6】	大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-7】	学校法人谷岡学園内部監査規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-8】	大阪商業大学就業力育成支援委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-9】	シラバス第三者チェックの実施について（お願い）	【資料 3-1-8】と同じ
【資料 6-1-10】	学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-11】	大阪商業大学ハラスメント防止委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-12】	大阪商業大学利益相反マネジメント規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-1-13】	大阪商業大学個人情報保護委員会規程	【資料 F-16】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	大阪商業大学学則　第 2 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-2-2】	大阪商業大学自己点検評価委員会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-2-3】	令和 4 年度第 3 回自己点検評価委員会議事録	
【資料 6-2-4】	令和 5 年度第 1 回自己点検評価委員会議事録	
【資料 6-2-5】	大阪商業大学自己点検評価報告書第 17 号	
【資料 6-2-6】	教員自己点検評価表（様式 1～4）、教員活動自己点検評価表（様式 5～7）	【資料 3-3-4】と同じ
【資料 6-2-7】	学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-2-8】	IR（Institutional Research）活動報告	【資料 2-2-12】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2023 年度（令和 5 年度）事業計画書	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-3-2】	2022 年度（令和 4 年度）事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-3-3】	大阪商業大学事業推進会議規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-3-4】	大阪商業大学教授会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-3-5】	大阪商業大学大学院教授会規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-3-6】	大阪商業大学運営会議規程	【資料 F-16】と同じ
【資料 6-3-7】	令和 4 年度教授会議事録	【資料 4-1-7】と同じ
【資料 6-3-8】	令和 5 年度教授会議事録	【資料 4-1-8】と同じ
【資料 6-3-9】	2022 年度運営会議議事録	【資料 4-1-9】と同じ
【資料 6-3-10】	2023 年度運営会議議事録	【資料 4-1-10】と同じ
【資料 6-3-11】	事務局会議の実施要領	

基準 A. 社会貢献と連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

A-1. 知的資産を活かした社会貢献		
【資料 A-1-1】	フィールドワークゼミナールパンフレット	【資料 2-3-18】と同じ
【資料 A-1-2】	令和 4 年度フィールドワークゼミナール活動報告書（自己点検）	【資料 3-2-13】と同じ
【資料 A-1-3】	2022 年度「地域社会と中小企業」「地域産業振興論」案内	
【資料 A-1-4】	令和 4 年度第 25 回大阪商業大学公開講座要旨集	【資料 3-2-15】と同じ
【資料 A-1-5】	公開講座「地域社会と中小企業」「地域産業振興論」特別講師招聘数調査	
【資料 A-1-6】	2019 年度 Early Bird University 案内（春季・秋季）	
【資料 A-1-7】	2022 年度カルチャー&頭脳スポーツ講座受講生募集案内（春期・秋期）	
【資料 A-1-8】	第 12 回（令和 4 年度）東大阪市連携 6 大学公開講座案内	
【資料 A-1-9】	大阪商業大学商業史博物館リーフレット	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 A-1-10】	大阪商業大学アミューズメント産業研究所リーフレット	【資料 2-5-5】と同じ
【資料 A-1-11】	大阪商業大学比較地域研究所　第 17 回比較地域研究所講演会案内	
【資料 A-1-12】	大阪商業大学比較地域研究所　国際シンポジウム案内	
【資料 A-1-13】	大阪商業大学比較地域研究所　第 9 回市民ビジネス講座案内	
【資料 A-1-14】	大阪商業大学商業史博物館　春季企画展案内	
【資料 A-1-15】	大阪商業大学商業史博物館　春季企画展(第 2 弾)案内	
【資料 A-1-16】	大阪商業大学商業史博物館　秋季企画展案内	
【資料 A-1-17】	大阪商業大学商業史博物館　ミュージアムセミナー案内	
【資料 A-1-18】	大阪商業大学アミューズメント産業研究所　第 12 回公開講座案内	
【資料 A-1-19】	大阪商業大学アミューズメント産業研究所　第 20 回特別展示案内	
【資料 A-1-20】	令和 4 年度総合交流センター（地域スポーツ振興）事業報告	
【資料 A-1-21】	令和 4 年度大阪商業大学共同参画研究所公開講座案内	
【資料 A-1-22】	令和 4 年度起業教育委員会事業報告	【資料 3-2-18】と同じ
【資料 A-1-23】	第 21 回全国高等学校ビジネスアイディア甲子園パンフレット	
【資料 A-1-24】	2022（令和 4）年度大阪商業大学共同参画研究所 事業報告	【資料 2-5-15】と同じ
【資料 A-1-25】	令和 4 年度起業教育（高校部門）事業報告	
【資料 A-1-26】	大商大アントレラボ案内	
【資料 A-1-27】	大阪商業大学リエゾン・オフィス（ものづくり総合支援拠点 MOBIO 内）案内	
【資料 A-1-28】	東大阪市と大阪商業大学との連携・協力に関する包括協定書	
【資料 A-1-29】	東大阪市大学連絡協議会規約	
【資料 A-1-30】	東大阪市大学連絡協議会名簿	
【資料 A-1-31】	藤井寺市と大阪商業大学の連携協力に関する基本協定書	【資料 2-5-7】と同じ
【資料 A-1-32】	大阪商業大学地域連携ポリシー	
【資料 A-1-33】	大阪商業大学企業交流会会則	
【資料 A-1-34】	令和 4 年度河内の郷土文化サークルセンター加盟団体及び会員数	
A-2. 知的資産を活かした初等中等教育機関等との連携		
【資料 A-2-1】	令和 4 年度起業教育委員会事業報告	【資料 3-2-19】と同じ
【資料 A-2-2】	令和 4 年度起業教育（高校部門）事業報告	【資料 A-1-25】と同じ

【資料 A-2-3】	学生のアイディアが「かたち」に！案内	
【資料 A-2-4】	第 21 回全国高等学校ビジネスアイディア甲子園パンフレット	【資料 A-1-22】と同じ
【資料 A-2-5】	第 26 回起業教育研究会案内	
【資料 A-2-6】	令和 4 年度起業教育研究会報告書『起業教育』vol.14	【資料 3-2-16】と同じ
【資料 A-2-7】	大阪商業大学地域連携教育活動（スクールインターンシップ）プログラム	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

<<令和 5(2023)年度　自己点検評価委員会>>

委員長	西嶋　淳	（副学長・経済学部長）
副委員長	孫　飛舟	（副学長）
副委員長	岩田康宏	（事務局長）
委員	南方建明	（地域政策学研究科長）
委員	林　幸治	（総合経営学部長）
委員	松村政樹	（公共学部長）
委員	松尾俊彦	（商学科主任）
委員	宍戸邦章	（公共学科主任）
委員	稲葉隆男	（学長企画室長）
委員	田畑麻貴子	（教務課長）

大阪商業大学

自己点検評価報告書（第 18 号）

令和 5 年 11 月 1 日　発行

編　集　大阪商業大学 自己点検評価委員会

発行者　大阪商業大学
〒577-8505　大阪府東大阪市御厨栄町 4-1-10
TEL　06-6781-0381（代表）